

# 『守り伝えよう 私たちの印路』

## 平野印路 里づくり計画



平成 14 年 6 月  
第 1 回変更 令和 3 年 10 月

平野印路里づくり協議会

## 目次

はじめに	4
第1章 関連上位計画（里づくり計画の前提）	5
1-1 里づくり計画とは	5
1-2 里づくり計画に関連する上位計画	5
第2章 地区の概要	7
2-1 平野町の概要	7
2-1-1 立地条件	7
2-1-2 生活関連施設	7
2-1-3 平野町の自治組織	9
2-2 平野印路地区の概要	11
2-2-1 立地条件	11
2-2-2 気候条件	11
2-2-3 歴史と主な史跡	11
2-2-4 地区内の主な施設	15
2-2-5 社会条件	18
2-2-6 地区の自治組織	19
2-2-7 土地利用に関する規制状況	22
第3章 地区の現況	25
3-1 土地利用	25
3-2 営農状況	27
3-2-1 現在の姿	27
3-2-2 生産調整への対応について	33
3-2-3 今後の展望	34
3-3 生活環境	38
3-3-1 道路及び交通	38
3-3-2 地区周辺の生活環境	40
3-3-3 地区内の生活環境	42
3-3-4 不法投棄に関する現況	52
3-4 地域整備に関する住民の意向	54
第4章 地区の課題	61
4-1 土地利用の課題	61
4-2 営農の課題	62
4-2-1 栽培作物	62
4-2-2 生産調整への対応	62
4-2-3 農地の保全	62
4-3 生活環境の課題	64
4-3-1 道路・交通の課題	64
4-3-2 地区内生活環境の課題	64
4-3-3 不法投棄に関する課題	65
第5章 里づくり計画	66
5-1 基本方針とキャッチフレーズ	66
5-2 土地利用計画（農村用途区域区分）	67
5-3 農業振興計画	69

5-3-1	栽培作物.....	69
5-3-2	生産調整への対応.....	70
5-3-3	担い手について.....	71
5-3-4	農地の保全.....	71
5-4	道路・交通整備計画.....	72
5-4-1	危険箇所の改善.....	72
5-4-2	公共交通の利便性向上.....	73
5-5	自然豊かな風薫る里をめざして.....	74
5-5-1	自然環境の活用.....	74
5-5-2	暮らしやすい環境づくり.....	76
5-6	農村定住起業計画.....	78

参考資料.....	84
平野印路里づくり協議会活動実績.....	84
平野印路 里づくり協議会規約.....	85
平野印路 里づくり協議会役員名簿.....	86

## はじめに

「守り伝えよう、私たちの印路」

「都会のように水洗便所になるのは何時ごろやろー…やっぱり夢の夢やろかー」総会でこんな声を耳にしたのが今から20年余り前の昭和55, 6年頃だったと思う。また、時あるごとに昭和20年に起きた恐怖の大洪水災害の体験から印路地区の排水問題がしばしば話題に上がる。この様な印路地域をなんとか改善できないものかと当時の自治会長の並々ならぬ熱意と努力、そして地域住民一致協力のもと、20年後に夢の夢が実現した。

国有林は神戸ワインの原料となるワイン葡萄畑に変わり、そして田は圃場整備と共に道路も完備された。また同時に念願の下水処理も完備され何1つ不自由なく農作業も出来る印路地域が完成されている。言うまでもなく大規模なる第1回目の里づくりが成されたわけです。

家を新築してもいつまでも新築ではありません。時の流れと共に古くなって行き、絶えず保守管理を必要とするものです。心無い地区外の一部の人による不法投棄問題、これも今回協議会設立を促した大きな要因の1つでもあります。同様に素晴らしく出来上がった印路地区の保守管理が「平野印路里づくり」だと思っています。時代と共に生活様式もかわり年齢層と共に考え方も変わって行く昨今、第1回目の里づくりにご苦労された皆さんへの感謝と共に印路の歴史を残しながら地域の保守管理に取り組む必要があるのではないのでしょうか。

今回作成された計画は、皆さんからのアンケートによる声と昔からの言い伝えを考慮して作り上げられたものであることをご理解頂きたい。

最後に、本計画策定にあたり協議会委員皆様をはじめ、策定指導とまとめを頂いた京都大学九鬼先生、学生の菅野さん、神戸市産業振興局西農政事務所の皆様方のきめ細やかなご配慮、惜しみない労を頂き心中よりお礼を申し上げますと共に、調査及び聴き取り座談会にご協力頂いた数々の皆さん方にお礼を申し上げます次第です。

この計画を基に、今後より住みよい印路地区と発展して行くことを希望いたします。

平成14年5月

平野印路里づくり協議会会長

谷河 博司

## 第1章 関連上位計画（里づくり計画の前提）

### 1-1 里づくり計画とは

神戸市の貴重な魅力の一つに、北区・西区に広がる田園地域があります。この田園地域の人々が撫育する農地は、神戸市の総面積の約10%（5,500ha）を占め、農業粗生産額は政令指定都市の中でも上位を誇ってきました。しかしながら近年、農業従事者の高齢化や減少と相俟って、市街化調整区域の農地が虫食的に転用され、資材置き場や廃車置き場、駐車場等が増加し、農業を持続する環境や貴重な緑地資源が破壊されつつあります。

そこで神戸市では1996年4月に、都市近郊農業と田園環境を確実に保全するための「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（以下、「共生ゾーン条例」）」が制定されました。「共生ゾーン条例」に基づいて既存の都市計画法や農業振興地域整備計画との整合性に配慮しながら、神戸市独自の土地利用規制として「農村用途区域」を指定するほか、農業の振興に関する計画や環境の整備に関する計画などを含めた「里づくり計画」が作られますが、計画作りの主体は『里づくり協議会』が担います。この『里づくり協議会』の特色としては、協議会のメンバーに非農家も加わることや、「農村用途区域」の計画に農振地域以外も積極的に取り組むこと、さらには用途区域の変更をする場合に意向を反映する権限もあります。その一つの施策として、「共生ゾーン条例」「里づくり計画」に基づき、里づくり協議会等が農業の振興、農村の活性化、農村を魅力あるものにするためや、農村における市民相互のふれあいをすすめるための里づくり支援事業（ふる里一誇事業）が平成13年度から実施されています。

### 1-2 里づくり計画に関連する上位計画

平野印路地区における里づくり計画を策定する際の前提となる上位計画として、以下のものが挙げられます。

#### (1) 第4次神戸市基本計画

平成5年9月に「新・神戸市基本構想」が策定された後、これを受けて平成7年10月に2010年を目標として策定されたもので平成7年1月に起きた阪神・淡路大震災の復興に取り組むために策定された「神戸市復興計画」の精神も十分に踏まえられています。里づくり計画の前提としては、本計画にある8つの重点プランの中の『人と環境の共生プラン』が該当しており、ここでは

- ① 新鮮で安全な食料を始めとする農産物を安定的に供給するとともに、農業のもつ自然空間の維持やアメニティの醸成などの多面的機能が発揮されるよう、環境にやさしい農業を推進し、人と自然とが共生するまちづくりを進める。
- ② 市域の自然的・社会的・経済的条件を最大限に生かすとともに、高度技術の開発・利用による生産性の向上と、付加価値の高い農水産物の開発によるブランド化を進め、活力ある農業の展開を図る。
- ③ 労働時間・所得を他産業従事者と同程度の水準とすることを目標に、高品質化や生産性・収益性の向上に努め、産業として成り立つ魅力ある農業を展開します。
- ④ 都市と農村の交流を促進し、市民に憩いと安らぎの場を提供するとともに、地域の活性化に資する農業の拠点を整備し、市民に親しまれ指示される農業をめざす。

という4つの基本方針が掲げられています。

## (2) 第4次神戸市農漁業基本計画

第4次神戸市基本計画の中で、市域農業にも世界とふれあう市民創造都市・アーバンリゾート都市づくりに貢献することが強く求められています。そこで震災の教訓を生かした安全都市づくりの一翼を担うとともに、市民生活や地域の視点に立ち、自然と共生した魅力ある農漁業を市民とともに構築しながら持続的に発展させることを目指して「第4次神戸市農漁業基本計画」が平成10年3月に策定されました。この中で西神地域では、水稻、園芸作物、畜産の3部門が有機的に連携し、都市近郊農業としての条件を生かした生産活動を展開し、良好な営農環境・生活環境及び自然環境の整備・保全・活用を行い、農業・農村の活性化・魅力化に努めることが重要とされています。また地域に密着した「里づくり計画」で生産環境、生活環境、自然環境の保全と整備及び景観の創出を進め、都市住民との交流を積極的に進めることにより「活力と魅力あふれた快適農村」を実現することも求められています。

## (3) 区別計画

区別計画とは、市の基本計画より身近な計画として、区のあるべき姿とその実現のためのまちづくりにおける目標、施策の方向を区民に示す区単位の計画です。平成7年10月に策定された区別計画で、西区は全体計画として「太陽・緑・水 田園都市＝西区の創造」を将来像とし、西神中央を衛星都心とした便利で快適なまちをめざし、交通網の充実、文化・医療施設整備や農村の生活環境整備、自然環境や農村景観の保全、新たな産業団地の建設、大規模農業団地の育成等の施策が示されています。さらに「区内各地域ごとの特性を生かしたまちづくりを推進すること」として平野地域では快適で住みよい田園環境の広がるまちを目指して、明石川の環境整備や道路網等（神戸二見線・明石国包線・バス路線網）の整備、農業の振興（農地の流動化などによる経営規模の拡大・神戸ビーフ育成牧場やブドウ団地の育成）、ふれあい・交流活動の推進（明石川クリーン作戦などの推進・市民農園の拡充・大規模区民グラウンドの整備の検討）、福祉環境の整備・充実などが施策として掲げられています。

## (4) 神戸市農業振興地域整備計画

本計画は第4次神戸市基本計画を受けて平成9年5月に策定されました。ここでは市域農業について、市街地と農業地域とが有機的に調和し、都市機能の發揮に寄与できるよう以下の3つの方向から保全育成に努めることとされています。

- ① 大都市に立地する有利性を生かして、需要に応じた生産と生産性の向上を図る。そのためにコメ及び麦、園芸、畜産の3部門を土地利用及び農業経営の面で有機的に提携させる。また農地の流動化を促進して中核的担い手を中心とした農業を確立します。
- ② 可能な限り圃場整備事業等の土地基盤整備事業を実施し、経営規模の拡大を図る。また生産及び集出荷販売の合理化を図るために農業近代化施設を適切に配置し、整備します。
- ③ 農業集落の保健性・快適性・利便性・文化性・安全性を向上させるため、緊急災害時にも対応した道路・下水道の整備、集会施設、農村公園、体育施設等の生活環境施設の整備を図る。

さらに各論として農用地利用計画、農業生産基盤整備計画、農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画、農業近代化施設整備計画、農村生活環境施設整備計画、活力あるむらづくりに関する計画があり、平野印路地区に関係するものとしては、施設野菜（トマト・イチゴ・ナス・ピーマン・軟弱もの）、露地野菜（トマト・ハクサイ・キャベツ）、施設花卉（菊・鉢物）、露地花卉（菊）、果樹（加工用ブドウ）、肉牛の主産地化を図ることが農業近代化施設整備計画の中で示されています。

## 第2章 地区の概要

### 2-1 平野町の概要

#### 2-1-1 立地条件

平野町は西区の中央部西側に位置し明石市に隣接して(図2-1)、明石川が平野町の東西を分断する形で流れています。平野町は17の集落から構成され、これら17集落は明石川の両岸に広がり、住宅の立地する居住区は右岸と左岸の地域に区分されています。明石川の左岸には大野・慶明・芝崎・福中・向井・下村・宮前・大畑・繁田・下堅田・上堅田の11集落が立地し、この南側には玉津町の市街化区域が広がり、東側に西神ニュータウンがあることから、ニュータウンと交通面での結びつきが深い地域になっています。

一方、明石川の右岸には、黒田・常本・西戸田・中村・印路・上津橋の6集落が立地しています。これらの集落では左岸の集落に比べて都市化の影響が少なく、大半は農家を中心とする農業集落です。

都市化の浸透、土地利用の競合、交通手段・運送手段の発達など社会経済情勢の急激な変化によって、平野地域の農業はその影響を強く受け、農業構造に変化が生じてきました。特に西神ニュータウンの開発計画を機に、積極的な農業の保全と育成が重要な課題となりました。そこで農業の生産基盤を整備・強化して生産性を高め、合わせて集落の生活環境を向上させる必要があります。農業振興地域のほぼ全域に圃場整備を行うことが急務となり、圃場整備ではパイプライン施設などにより、用排水の分離や水田の汎用化による農用地の高度利用が図られ、現在も引き続き道路整備や河川改修により地域の生活環境が総合的に整えられつつあります。

#### 2-1-2 生活関連施設

平野印路地区の住民が利用する平野町内の生活関連施設の主な施設は次のものです。

##### (1) 平野公民館・平野地域福祉センター

平野公民館は、農業経営の合理化と地域の文化的向上を目指す地元からの要望によって昭和24(1949)年、黒田集落に建設されました。その後、昭和58(1983)年、黒田集落の神戸市立公民館の廃止に伴い、平野町宮前148番地に新たに神戸市立平野町公民館が開設されました。1階が老人いこいの家、2階を公民館の施設として利用されていましたが平成8(1996)年に神戸市西区役所平野出張所の廃止と西神中央出張所平野連絡所への機能の転換に伴って平野公民館は廃止され、現在は平野連絡所の施設として利用されています。

##### (2) 環境局西事業所

市民の衛生的で快適な生活を支えるための“美しく住みやすいまちづくり”を事業目的に、主として一般廃棄物(ゴミ・屎尿)の収集・運搬を業務としています。以前、平野町

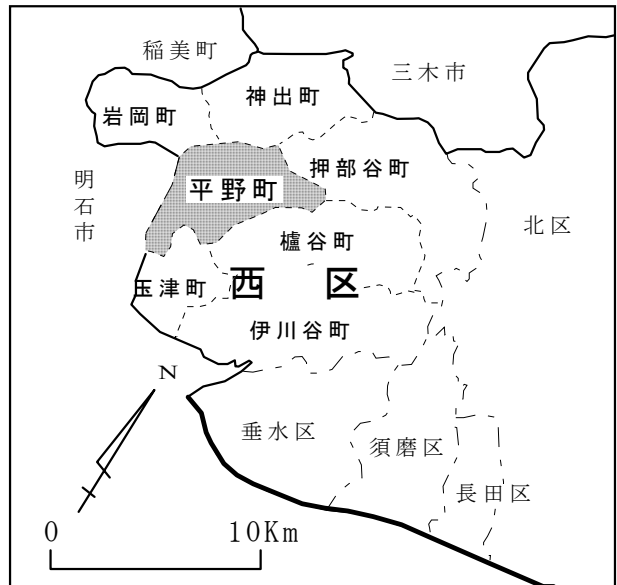


図2-1 平野町の位置

を含めた西神地区のほとんどは自家処理でした。しかし、昭和 45（1970）年に『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』が施行され市が汚物の収集義務を負うこととなりました。昭和 40 年代後半まで西神地区の清掃業務は垂水事業所が担当していましたが、押部谷町の神戸電鉄沿線の開発や玉津町の区画整理に伴って人口が急増したため、昭和 48（1973）年に垂水事業所内に西神地区担当のゴミ及び尿尿収集作業班が設置されました。昭和 52（1977）年には現在の場所に事業所が完成し、西神事業所及び西車庫が新設され現在に至っています。

家庭ゴミは約 1900 ステーションを週 2 回、荒ゴミは約 750 ステーションを月 2 回収集しています。この他に、分別収集として月 2 回、空き缶・ペットボトル・空き瓶の回収も行われています。尿尿収集は平野町などの農村地域を中心とする約 2900 戸に対して行われています。

### (3) 西消防署

西消防団 7 支団（玉津・伊川谷・櫛谷・押部谷・神出・岩岡・平野）と西消防署本署並びに、伊川谷消防出張所、押部谷消防出張所の 2 箇所の出張所があり、西区内のあらゆる災害から区民を守るために地域愛護の精神で消防業務に当たっている西消防署では、50m 級はしご車を所有し、住宅防火対策の推進、ケアライン事業の充実など災害弱者対策を図り、市民救命士の養成、救命救急士による高度救急体制の強化に努めています。また、平成 7（1995）年の阪神・淡路大震災で培われた助け合いの精神を根拠に、防災福祉コミュニティ事業などを推進し、西区住民が安全で安心して暮らし、働き、学べる「災害に強い安全なまちづくり」にも取り組んでいます。

### (4) 神戸市立西体育館

市民の身近なスポーツ・レクリエーション施設としての施設だけではなく、神戸市民はもとより多くの人に利用される拠点的・大規模施設として平成元（1989）年に開設されました。開設当初は、交通の不便が目立ち、1 日あたりの利用者は 150 人程度でした、市バス路線の延長・増便や、無料駐車場の開設によって利用者は年々増加し平成 10（1998）年度では 1 日あたりの利用者が 295 人になっています。これは西区における人口の増加とスポーツ人口の増加を示すもので、体育館のスポーツ教室の受講希望者も大幅に増えています。

### (5) 兵庫県西警察署西戸田駐在所（写真 2-1）

この駐在所の現在の受け持ち地区は西戸田・印路・中村・上津橋・下村・福中・向井・芝崎・大野・慶明の 10 集落です。西戸田駐在所は緑豊かな平野町の農村地帯を走る 175 号線，県道野村・明石線，県道平野・三木線など交通の要所を抱え，西神ニュータウンに隣接して都市化しつつある農村地域の駐在所として活動しています。「地域の治安は地域で守る」の基本原則のもと，住民とともに平和な地域社会を守るために努力しています。



写真 2-1 西戸田駐在所

### (6) JA 兵庫六甲平野支店

集落の農会組織を一本化し，集落の家庭婦人を組織化した婦人部，各作物別部会等の組織化に取り組んでいます。農会組織では，地区農会代表による事業運営を基本に神戸市より農政協力調査員の委嘱を受け農政調査，啓蒙，農業共済事業，米生産調整推進対策事業等の事項の処理，取りまとめ等を行っています。



また平野印路地区内にある神戸西宮農支援センターには撰果場，育成センター，カントリーエレベーター，精米施設，農業倉庫，予冷施設，差圧式予冷兼保冷库，機械整備センター，農産物直売所などが整備されています（写真 2-2）。

#### (7) その他の福祉施設

平野町には，核家族化・少子化・高齢化等に伴う乳幼児から老人に至るまでの困難な問題を精神的・物質的・労力的などすべての側面で支える多様な分野別の専門性を持った社会福祉施設が設けられています。順次挙げると，芝崎集落にある平野保育所（私立），宮前集落にある平野児童館（市立），常本集落にある特別養護老人ホーム透鹿園（社会福祉法人），慶明集落にある特別養護老人ホームと老人デイサービスセンターを兼ね備えた花園ホーム（社会福祉法人），印路集落にある特別養護老人ホームと老人デイサービスセンターを兼ね備えた西神戸エルダーハウス（社会福祉法人），福中集落にある障害者施設なでしこの里（社会福祉法人）です。



写真 2-2 神戸西宮農支援センター

#### 2-1-3 平野町の自治組織

平野町には以下に挙げるような自治組織があり，(1)，(3)，はそれぞれ集落単位での各自治組織の上位組織にあたります。

##### (1) 平野町自治会

昭和 22 (1947) 年，明石郡の 7 カ村が神戸市に合併して神戸市垂水区に編入され，平野町として発足しました。そのとき同時に平野町自治会が結成されました。以来，平野町 17 集落が自治会長を中心に結集し協力団結のもとにその時代の課題に取り組み，乗り越え，町の発展に多大な貢献がなされてきました。現在平野町の自治会は，恒常的には各集落の自治会長を招集して定例自治会長会を年 7～8 回開催し，各集落間の意見調整や情報交換等を行い，平野町自治会長会としての望ましい対応のあり方や実施すべき事柄等を図っています。特に，平野自治会としては「敬老会」と「町民運動会」の開催を年間行事として執り行っています。これらの年間行事は年を追うごとに充実し，各集落を挙げての参加もあり好評を得ています。また，行政との「自治懇談会」を毎年行い，住民の要望を取りまとめて，長期的・短期的見通しのもとに交渉を続けています。なお，「元気アップ神戸市民運動」の一環としての平野町一斉クリーン作戦も実施しています。

##### (2) 平野町ふれあいのまちづくり協議会

ふれあいのまちづくり協議会は昭和 63 (1988) 年に設立総会を開催して設立され，活動を開始しました。設立の趣旨は，平野地域福祉センター及びその他の地域施設等を有効活用し，平野町小学校区住民の自主的な福祉活動・交流活動を実施・推進しようとするものです。

主な活動は，①福祉センターの管理運営に関する事項，②地域福祉活動・交流活動の内容及び実施に関する事項，③施設の活用に関する事項，④他地域との交流に関する事項，⑤その他協議会の目的達成のために必要と認められる事項があります。具体的な事業としては，「平野ふれあい夏祭り」「グラウンド・ゴルフ大会」等の開催があり，町民相互の交流，親睦等の推進を図っています。これらは年々参加者が増え，定例行事として定着してきています。

### (3) 平野地区老人クラブ連絡協議会

平野町老人クラブでは、「健康」「友愛」「奉仕」の3大目標を掲げ、21世紀の「高齢化社会」に対応するため、民主的で地域性を活かした運営を心がけており、保健・福祉増進のための研修・事業・社会奉仕活動や、会員相互の親睦を図るための旅行・昼食会・誕生会・ゲートボール・グランドゴルフ・カラオケ等の事業を行っています。また、各種団体との交流を深めるために、夏祭り・敬老会・町民運動会などの行事や各種サークル活動にも積極的に参加し、清掃活動も実施しています。

### (4) 平野婦人会

平野婦人会は、平和な農山村地帯の恵まれた環境の中で、時代の流れとともに活発化し発展してきました。婦人の地位向上を目指すコミュニティの輪を広げる努力を、実行委員と呼ばれるリーダーを中心に展開してきました。主な活動としては、

- ・民謡の集い出演（神戸市国際会館）
- ・ママさんバレーボール大会参加
- ・フラワーベース手入れ（神戸市による審査）
- ・敬老会（自治会主催の賛助）
- ・夏祭り（平野ふれあいのまちづくり協議会主催行事の賛助）
- ・運動会（自治会主催の賛助）
- ・ふれあい年忘れ
- ・老人ふれあい給食会
- ・友愛訪問（西神戸エルダーハウス）
- ・平野児童公民館施設開放（開放委員会主催の賛助）
- ・春・秋の交通安全週間（キャンペーン賛助）
- ・婦人市政懇談会

があり、婦人会主体の行事はもちろん他の諸団体主催の行事にも積極的に参加・援助し、平野町の発展向上に努めてきました。しかしながら、諸般の事情により平成14年3月をもって活動を停止しています。

### (5) 連合子供会

各集落で以前から続けられてきた子供会は、平成12（2000）年度から平野町として一本化されました。子どもたちが社会の一員としての必要な知識や態度を身につけ、健やかな心身に成長することを目標としています。そのために、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの健全育成に努める地区の行事や作業に参加しています。また、異なった年齢の子どもたちとの交流を深め、いろいろな体験を通して豊かな心を養い、自主性・主体性のある人間性を培います。

子供会の活動には、夏・冬・春休み中の季節的な行事（レクリエーション・ラジオ体操・マラソン・クリスマス大会・歓送迎会）、奉仕活動（廃品回収・通学路を掃除するクリーン作戦）、町民運動会参加、年3回の役員連絡会（行事報告・運営の問題点等）があります。

この他にも、民生委員児童委員協議会・青少年問題協議会平野支部・神戸市西消防団平野支部・神戸市西交通安全協会平野支部が地元組織として挙げられます。なお、平野青年団は昭和20（1945）年11月に結成されましたが昭和38（1963）年頃解消されました。

## 2-2 平野印路地区の概要

### 2-2-1 立地条件

平野印路地区は平野町の北西部に位置し（図 2-2）、北は岩岡町、西は明石市と接し、南東の集落界を明石川、北東の集落界を福知川が流れています。また県道野村明石線が集落を南北に縦断し、他に市道中村西戸田線、市道神戸二見線が地区内を通っています。

### 2-2-2 気候条件

本地区は瀬戸内気候に属し、年平均気温は 15.6℃、最高気温平均は 19.7℃、最低気温平均は 12.1℃と比較的温暖な気候です。年降水量は 1315.5mm と少なく、降水日数も少ないため、地区内にはため池が多く見られます。年平均日照時間は 1918 時間です。

### 2-2-3 歴史と主な史跡

#### (1) 地名の由来

印路という地名にはさまざまな解釈があるようです。その一つとして、仏教語の「因位」「因地」が転じて「印路」になったと考えられています。この「因位」「因地」は、開拓地における未熟地を指しており、開発当時良田にするために相当の歳月と努力を費やしたことが窺えます。岩岡町にも印路という地名がありますが、これは明治初期に平野町から分離したものです。

#### (2) 主な名所・旧跡

#### ①北林山長福寺（写真 2-3）

正保 2（1645）年に創建とされていますが「平安時代の天徳年中に、空也上人が東大寺より阿弥陀如来を背にしてここに来たり、茅を構える。近隣的人群参して弥陀寺という。室町時代に応仁の乱でことごとく焼失。（阿弥陀如来の像のみが残る。江戸時代の慶長 15 年、本堂を再建して阿弥陀如来を本尊とする。この頃の村名は忍路村と呼称。正保の頃村民こぞって帰依し檀徒となり、寺号を長福寺とする」とあり、この時を創建年としたわけです。その後、慶安 3（1650）年臨濟宗妙心寺派の末寺となり、享保 16（1731）年 3 世住持の頃の村名は「印路」と記されています。現在は 14 世住持です。明治 12（1879）年に北林山高閑庵より観音堂を移転し再建し、現在も十一面観音菩薩を祀っています。

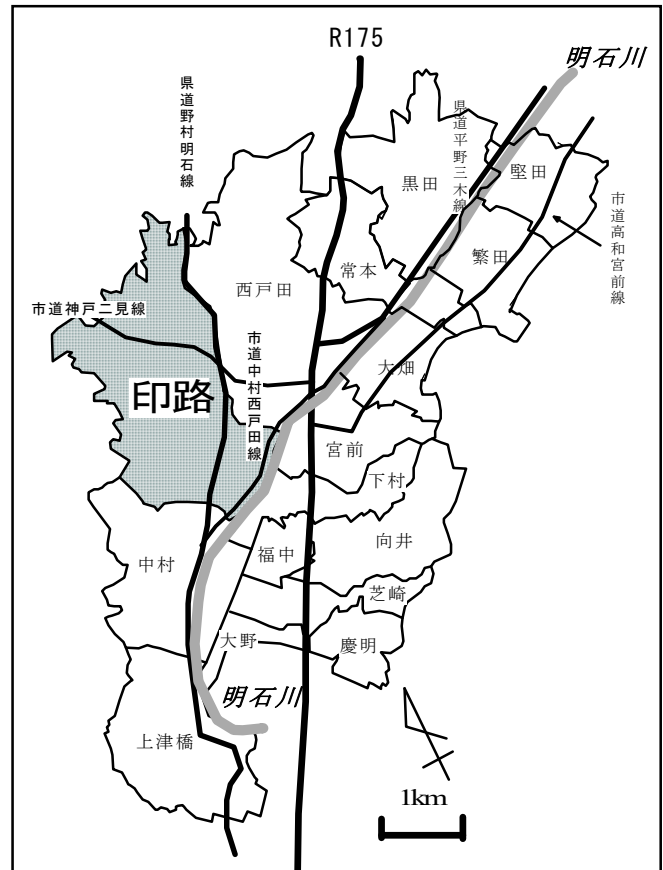


図 2-2 平野印路地区の位置



写真 2-3 北林長福寺

現在、檀家は近隣の集落も含めて 180 戸です。彼岸の際には檀家が寺に参り、盆には住職が各檀家の家に行きます。また、長福寺には地蔵があり、檀家と住職夫人が維持管理をしています。夏には地蔵盆があり、昔は盆踊りがありましたが現在は行われていません。

## ②矢の坂

印路から岩岡・神出方面に続く長い坂道を「矢の坂」と呼びます。豊臣秀吉が兵を率いてこの坂を下りてきたとき、ここから東南へ約 2km 離れた福中城にいた間嶋彦太郎が、秀吉軍をめがけて弓を放ち、そのため、秀吉に城があることが知られ秀吉に攻められ落城したと言われています。弓の射程は通常、さし矢 3 町、遠矢 8 町といわれていますが、矢の坂から福中城までの 2km は 18 町ですから、彦太郎がよほどの強弓であったとしても遠すぎます。したがって秀吉と結びつけて、彦太郎の強弓をたたえた伝説である可能性が大きいようです。

## ③重籐の弓

重籐の弓は、下地を黒塗りにしてその上に籐を巻いた弓で、昔大将などが持っていました。籐の巻き方、位置、幅、間隔などによって 21 種類あります。弓束（弓の握る部分）から下部を二十八宿にかたどって 28 カ所巻き、弓束から上部を三十六禽になぞらえて 36 カ所巻いたものを正式としています。この弓は、天正 3（1575）年に当時の地頭で、福中城主の間嶋彦太郎が八幡神社に奉納したものといわれ、神社の宝物です。同社祭礼の頭人の 1 人である庄官・谷河清忠氏がこれを預かって以来、毎年祭礼に子孫がこの弓を持って渡御祭に参加し、今日に至っています。彦太郎は、八幡神社にこの弓の他に剣 2 振と馬 1 頭を奉納し、それぞれの管理者を決めましたが、これらは不明です。重籐の弓だけが 380 余年後の今日も、もとの頭人の家人によってそのまま続けられています。

## ④田中家（かやぶき屋根）（写真 2-4）

田中家は、神戸市登録文化財に指定されています。現当主の祖父がこの家を買取って移転してきたそうです。主屋は技法的に明治中期と推定され、田中家が購入する少し前に建立されたものです。主屋は敷地のほぼ中央に建ち、その背後と下手に納屋・倉庫が建っています。主屋は中規模の平入りで、四方に茅葺きの庇をもち、下手に落ち棟茅葺きの釜屋を設けています。平面は整形四間取りとし、居室背面に別当で部屋を増設しています。本体の土間部分は一間半幅で、その下手が落ち棟部分となり、全面が居室、背面が台所となっています。この落ち棟部分は当初からのものらしく、台所が落ち棟部分にあたったため、本体部へはほとんどススがまわっていません。なお、台所は改造されています。構造は極めて整然としており、柱間は差物で固められ、柱筋に敷梁・上屋梁を配し、柱筋に叉首を組んでいます。各部材の寸法もそろっており、いかにも明治初期の整った建物といえます。



写真 2-4 田中家

## ⑤岡碓湧（おかいかりゆ）

岡碓湧は、明石川の伏流水の取水口で、平野印路地区では昔からこの取水口を利用しています。この岡碓湧は西に隣接する西戸田集落の下の方にあり、「岡碓」というのは明石川をさかのぼった舟が碓を下ろした船溜まりであったようです。かつては明石の海がもっと陸地の方に入り込み、明石川の水量も豊富で、小舟に物に乗せて明石川をさかのぼった時

代の名残だと言われています。

#### ⑥印路の岩山

周りはある程度の平坦な土地であるのにそこだけが小高い山になっています。この小高い山を地元では「岩山」と呼び、この「岩山」には伝説があります。それは、「昔、弁慶がもっこを前後に担いでいて、一休みして、ひょいともっこを下ろした。その下ろしたもっこの土が神出の雄岡山と雌岡山になった。その時、杖にしていた金棒をドスンと下ろした。その跡が、雌岡山の麓の金棒池になった。休んで弁当を食べようとしたら、ご飯の中に黒い小石が混じっていたので、摘んでポイと放った。それが飛んできて印路の岩山になった。」というものです。現在、岩山には日吉神社が奉られています。現在、山の北側に接する農地で行われている不法投棄が問題視されています。

#### ⑦林崎掘割水路（写真 2-5・2-6）

明石方面の台地には雨不足の飢饉から逃れるための皿池が多くあり、現在もこうした皿池はこの地方では多数見られます。しかし、雨水を貯める皿池だけでは雨量の少ない年には稲作ができませんでした。江戸時代の林崎地方（和坂・鳥羽・林・東松江・西松江・藤江の林崎6カ村）は、昔からため池はあるものの灌漑用水は十分ではなく、干ばつに苦しんでいました。そこで当時の村々の庄屋たちが、和坂に住む測量師山崎宗左衛門の協力を得て西戸田付近の明石川の上流から掘割を作って水を引き、野々池（明石市）に貯水して村々の田に配ることにしました。この大用水路はその後300年以上も明石市の水田を潤してきました。現在は、明石市の上水道水としても利用されています。毎年、需給地の明石市長・水道関係者・掘割地元関係者が集まり、「掘割まつり」が実施されています。この掘割の水が取水されてきた明石川は東播用水完成後、井堰を設けて上流水を直接取水するようになりました。

現在、平野印路地区内を流れる掘割は明石市が維持管理を担当し、掃除等も行われています。コンクリートで舗装されているところも見られますが、石を積み重ねただけの掘割と昔ながらの面影を残した農家の建物が一体となった景色や灯籠は歴史を感じさせ、明石方面からも人々が散策に訪れます。一方、掘割の沿道は道幅が狭く車が落ちることもあり、暗渠化などの改善を求める声も聞かれます。

#### ⑧道しるべ（写真 2-7）

江戸時代に日本橋を基点にして全国一里塚の制度が敷かれました。また、街道や街の重要



写真 2-5 林崎掘割水路



写真 2-6 掘割の沿道にある灯籠



写真 2-7 道しるべ

な分岐点には道しるべを建ててその行き先や里程を示し，旅人の便宜が図られました。平野印路地区にあるものには，地蔵像が刻まれています。また地蔵像には，涎掛けが付けられ花が供えられており，近隣の住民たちに「お地蔵様」と呼ばれて祀られています，行き先を示す文字は隠れて見えにくくなっています。また，寄贈者の名前が記入してありますが，これも隠れて見えにくくなっています。この道しるべは，道祖神的な役割も果たしています。

#### ⑨大歳神社 (写真 2-8)

五穀豊穰の神社として伝えられています。現在，氏子は5～10人で神社周辺に住んでいます。年間行事としては，1月に八幡神社の神主による奉納があり，9月には祭り前の掃除が行われています。昔は奉納相撲が行われていましたが，20年前頃に安全上の理由により廃止されました。

#### ⑩日吉神社 (写真 2-9)

岩山の山頂あたりにあります。由来は，子を授かる神社や雨乞いの神社と諸説があるようですが明確なものはないようです。現在，氏子は18人で，毎日当番制で掃除や水・塩の奉納がされています。現在の建物は小さかった祠を昭和30年代に建て替えたものであり，建物の瓦には八幡神社の紋が入っています。毎年9月の第1日曜日に八幡神社の神主による奉納が行われています。

#### ⑪正覚寺

浄土真宗の寺です。檀家には他地区の人が多く，平野印路地区内では2,3戸です。そのため，本地区との関わりはそれ程強くありません。

#### ⑫乳女郎神社 (写真 2-10)

個人によって奉られている神社です。由来は，母乳がよく出るように祈願したことに始まりません。現在では子を授かる神社としても知られ，他地区からも参拝に訪れる人がいます。個人で祀られていますので特に行事等はありません。

#### ⑬醤油屋と酒屋 (写真 2-11)

昔，年貢米を加工するために地区には造り酒屋や酒蔵がいくつか存在していました。さらに地区で湧き出る良質の水を活かして，地主が年貢米を酒に加工し“貴久娘”という銘柄で出荷されていました。この酒屋・酒蔵の持ち主と醬



写真 2-8 大歳神社



写真 2-9 日吉神社



写真 2-10 乳女郎神社



写真 2-11 醤油蔵

油屋・醤油蔵の持ち主は兄弟でした。現在は、酒蔵は倉庫に転用されてなくなり、醤油蔵も本来の用途では使われていないものの、福知川沿いに昔ながらのたたずまいを見せています。

#### 2-2-4 地区内の主な施設

##### (1) JA 兵庫六甲神戸西営農支援センター

撰果場，育成センター，カントリーエレベーター，精米施設，農業倉庫，予冷施設，差圧式予冷兼保冷庫，機械整備センターを備えており，近郊型野菜の集出荷場としても利用されています。本地区でカントリーを利用する農家は 2 戸でむしろ他地区からの利用が多いです。集出荷の最盛期になると早朝から農作物を載せたトラックが並びます。

##### (2) JA 農産物直売所（写真 2-12）

平成 11（1999）年に，農業生産体制強化推進対策事業として設置され，約 1 年間の試行期間を経た後，平成 12（2000）年に正式に営業を開始しました。開店にあたっては，自家農産物を西区内で生産してる農家の女性でかつ毎日納品できる人を対象として 20 名ほどの募集を行い，その後は口コミで参加者が増え続け，現在は商品を並べるスペースが限られていることから参加人数は 50 名までに制限しています。こうした事情もあり，平野印路地区での参加者は 1 人だけです。JA 兵庫六甲は 100 円以下の価格の商品には 10%，101 円以上の価格の商品には 12%の販売手数料をかけています。

一方，価格設定は出荷者に委ねています。出荷する農家は毎朝 8 時から 8 時半までに納品し，午後 4 時以降に売れ残った商品を引き取りに行き，この際に出荷者同士で話をするのが楽しみとなっているとの声が聞かれました。また，おいしいものを作ろうと工夫することが生き甲斐となっている人もいます。毎月平均で 5400 人ほどの来客数があり，出荷される作物の品質に多少バラツキがあるものの，購入者には新鮮な無農薬の農作物として好評です。西区内にはこの直売所以外にも，岩岡町・押部谷町・櫛谷町に直売所があります。



写真 2-12 JA 農産物直売所

##### (3) こうべ育成牧場（写真 2-13）

牛肉の輸入自由化に対応するため，受精卵移植によって乳牛から生まれた和牛子牛の哺育・育成施設を設置することによって肥育農家の素牛導入コストの低減と収益向上を図り，牛肉の消費拡大に資することを目的としています。最初に受精卵移植事業が確立された後，国有林野を借り受けて施設が建設され，平成 9（1997）年 7 月 1 日から供用が開始されています。現在は神戸みのりの公社の管理運営で生後 2 週間の子牛を酪農家から引き取り，3 ヶ月令まで人工乳による哺育を行い（常時 68 頭），さらに 9 ヶ月令まで牧草を主体に育成を



写真 2-13 こうべ育成牧場

行った(常時 132 頭)後,市内の肥育農家に肥育素牛として供給する流れとなっています。平成 10(1998)年 3 月の第 1 回販売会から平成 13(2001)年 11 月までの間に 30 回の販売会が開催され, 423 頭の素牛が市内肥育農家に販売されています。

#### (4) ブドウ団地

平成 3(1991)年に農事組合法人印路生産組合を設立し, 国有林 34ha を借り入れて国営東播用水農地開発事業として, 平成 4(1992)年に 17.2ha がブドウ畑として造成されました。神戸市立農業公園で生産されるワイン加工用のブドウ(写真 2-14)を栽培しています。組合構成員は 11 名で平成 12(2000)年 12 月時点の収穫量は約 200 トンです。本地区産のブドウで作ったワイン「印路・リースリング」は優れた品質が認められて, 生産者 11 名の名前入りで販売されるなど, 特産物として着実に実績を上げています。ブドウ団地からは明石海峡大橋や西神ニュータウン, 地区周辺の山・水田等が一望でき, その景色は昼夜を問わず美しく, そのため, 掘割等の周辺史跡を含めて散策路として整備しようとのアイデアも聞かれます。



写真 2-14 ブドウ団地で栽培されているブドウ

#### (5) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)「西神戸エルダーハウス」(写真 2-15)

平成 5(1993)年 5 月 1 日に開設されました。この施設には個室 26 室, 2 人居室 16 室, 3 人居室 4 室, 4 人居室 10 室の全 56 室があり, 入居者の定員は 100 名となっています。現在, 定員の 100 名が入所しており, 1 日平均 30 名の在宅サービスが行われています。スタッフは 97 名で, ほとんどの人は介護に関する資格を有し, また, スタッフや入居者の中には平野印路地区の住民もいるとのこと。施設の年間行事には, 平野中学校の文化祭への参加や岩岡保育園園児との交流などがあります。この老人福祉施設は地区の中心集落から離れた場所にあるため, 地区住民との結びつきはそれほど強くありません。



写真 2-15 西神戸エルダーハウス



これら地区内の施設等を図 2-3 に示します。

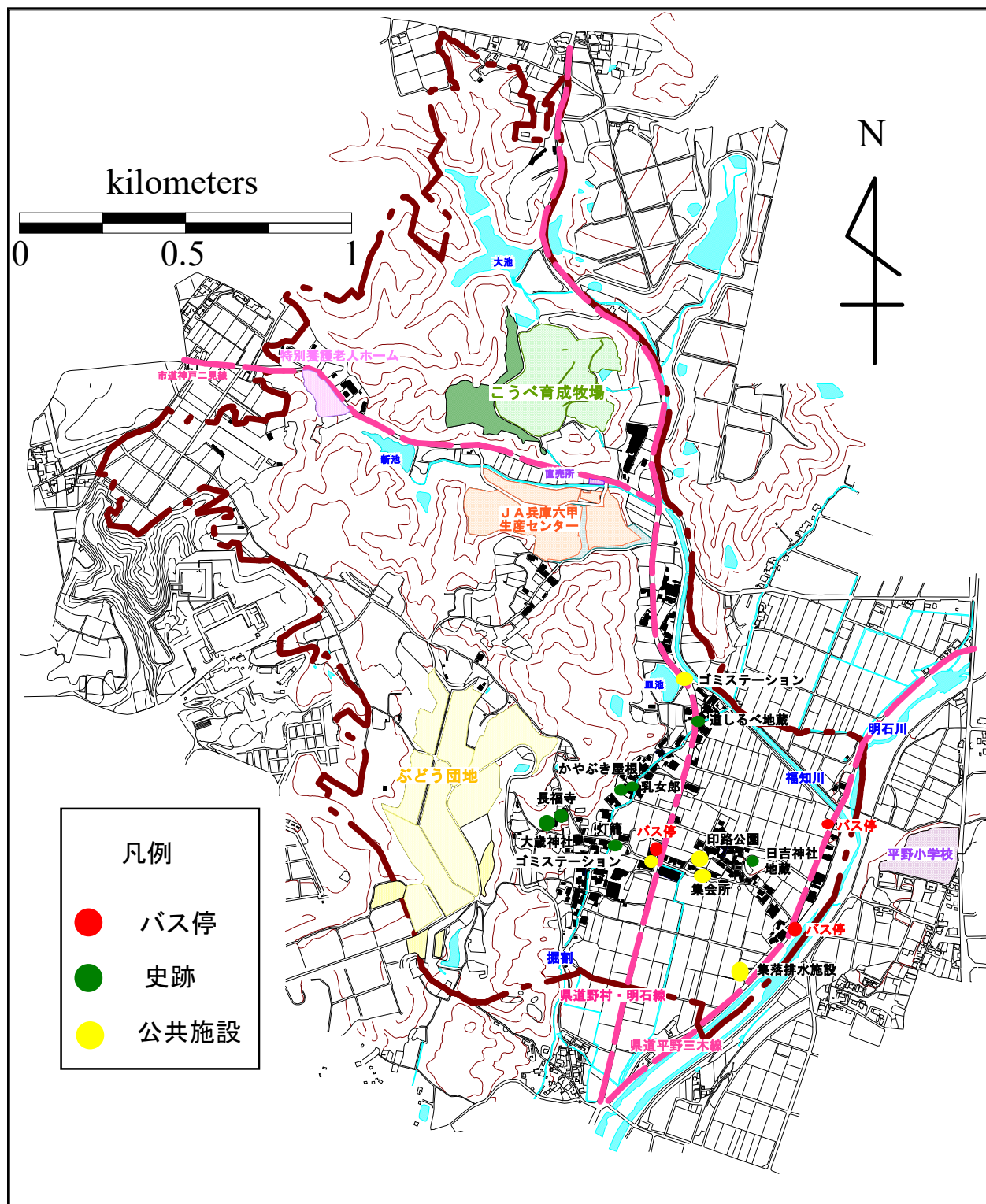


図 2-3 地区の概要

## 2-2-5 社会条件

### (1) 人口

本地区の総戸数は昭和 45（1970）年の 86 戸から平成 2（1990）年の 81 戸へと緩やかに減少する傾向にある一方，総人口（図 2-4）では平成 7（1995）年に極端な増加が特に女性でみられます。これは，平成 5（1993）年 5 月に老人福祉施設神戸西エルダーハウスが地区内に開設し，それに伴って入居者の住民票記載住所が地区に移ったためです。

また，平成 7（1995）年の人口を年齢別にみても（図 2-5），75 歳以上が 100 人と高齢者の人口が非常に多く，先述した老人福祉施設の影響がうかがえます。一方で 0 歳～9 歳の子ども数は少なく，その世代の子どもを持つ親世代にあたる 30 歳～44 歳の人口も少ないことから，本地区でも少子化・高齢化が顕著に表れていることが分かります。

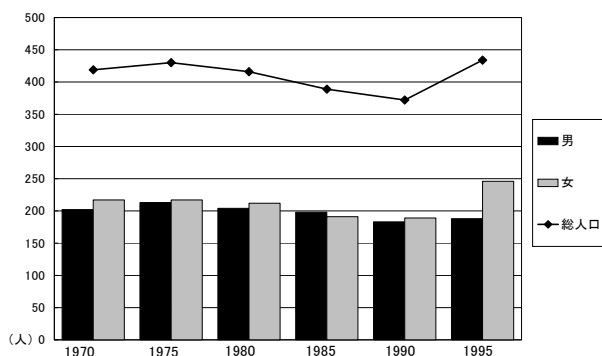


図 2-4 人口の推移 (国勢調査)

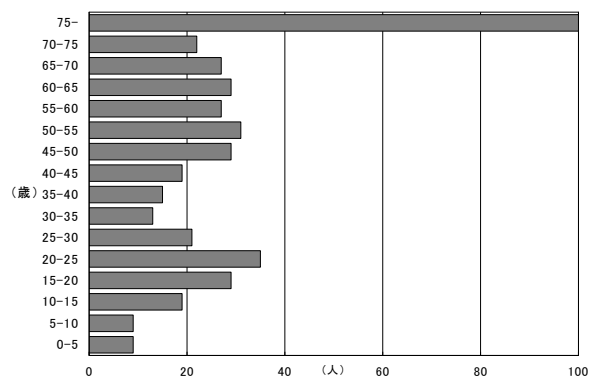


図 2-5 5 歳階級別人口 (1995 年国勢調査)

### (2) 職業

高校生以上を対象にしたアンケート結果（図 2-6）によると，農業から収入を得ている人（18.8%）よりも会社員等の恒常勤務から収入を得ている人（26%）や，年金・仕送りから収入を得ている人（26%）の方が多いです。また，「専業主婦」が回答者全体の 1 割にとどまっています。一方で，パート等の臨時的勤務に就いている人だけでなく，会社員等の恒常的勤務に就いている人も 18 人いることから，女性の社会進出がうかがえます。

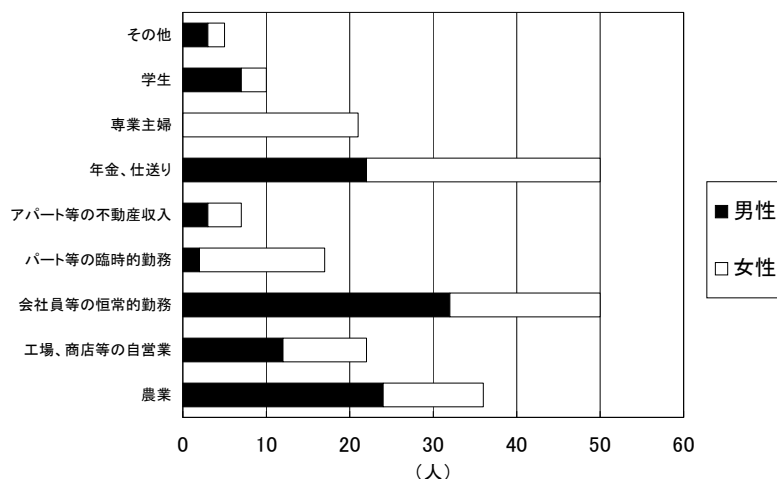


図 2-6 住民の職業 (アンケート調査・複数回答)

## 2-2-6 地区の自治組織

本地区には、自治会・老人会・消防団・子供会といった自治組織の他、印路土地改良区および農会があります。以下がそれぞれの概要です。

### (1) 自治会

基本的に地区に住んでいる世帯が自動的に会員とされており、現在 79 戸が入会し、会費は年間 1 戸あたり 6000 円で、これが自治会の運営費のほとんどを占めており、毎年、総会の 1 週間前に徴収します。会費以外に印路土地改良区事務所の土地及び建物の賃貸料も自治会の収入となっています。自治会に置かれる役職としては、会長・副会長・会計・財政・宮係・農会長が各 1 人、副農会長が 2 人、その他に民生委員・保険集金係があります。原則的には、会長の任期は 2 年とされており、保険集金係は当番制となっています。他の役職については、特に任期は定められてなく、副会長と会計は会長が指名することとなっています。また、自治会に規約は定められていません。

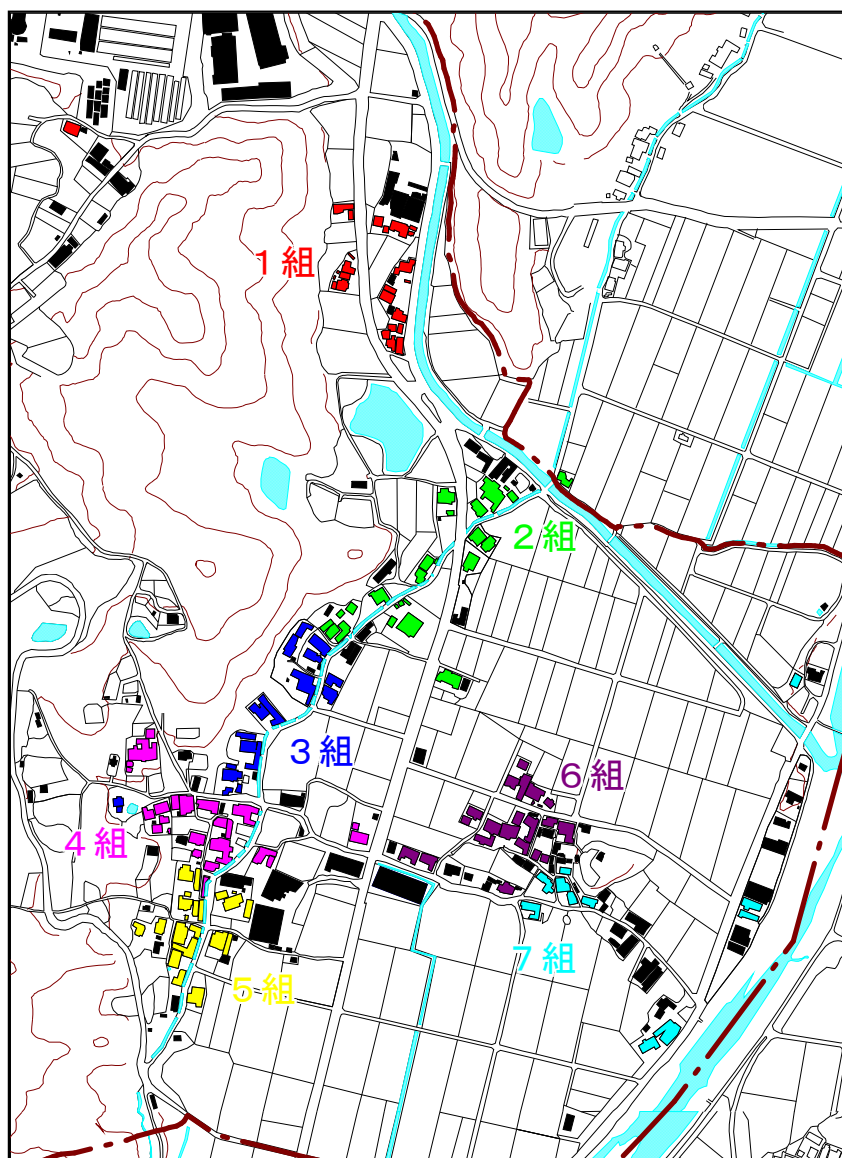


図 2-7 隣保組織

地区には隣保が 7 組あり (図 2-7)、それぞれの組には評議員が各 1 人置かれています。

地区にある共同施設は、集落排水施設・農業用排水路・消防団倉庫・印路公園・自治会館（平成14年4月から自治会館に呼称変更）・皿池・掘割・ゴミステーションです。また、共同所有地（＝財産区）は皿池・大池・杉山池および集落内の一部の土地です。集落排水施設と農業用排水路，皿池は印路土地改良区が維持管理を担当し，消防団倉庫は，消防団が管理をしています，所有は神戸市となっています。印路公園・ゴミステーションも同じく神戸市が所有し，掘割は上水道として利用している下流の明石市が所有・維持管理をしています。自治会館の掃除は隣保の各組が月1回の当番制で行っており，自治会館の光熱費等は自治会費から捻出しています。また後述するように印路土地改良区では水利関係全般と道路について，農会では農業全般についてそれぞれ協議等を行っています。

自治会の年間行事としては

- ① 1月15日前後一初集会（全戸出席）
- ② 2月初め－明石川の畦焼き，皿池・大池・新池の土手焼きと地区のゴミ拾い（隔年）
- ③ 8月の第3日曜日－平野町ふれあい夏祭り（自由参加）
- ④ 9月の敬老の日－敬老会
- ⑤ 10月－秋祭り
- ⑥ 11月－平野町運動会

が行われています。

#### (2) 老人会

老人会に入会できるのは60歳以上の地区住民です。現在52名が入会し，役職は，会長・副会長・会計が各1人ずつ置かれており，それぞれの任期は最低2年です。この老人会は平野町老人会の下部組織であり年間行事としては，平野町老人会で1泊2日のバス旅行が催されますが，これは自由参加です。また，地区内の活動として印路公園の掃除を月1回行っています。その他に，自治会館の維持管理にも協力しております。（写真2-16）。



写真2-16 老人会も管理に協力している自治会館

#### (3) 婦人会

39名が入会していた地区の婦人は平野町婦人会の下部組織ですが，平成14年3月をもって平野町婦人会が活動を停止したのに伴い，地区の婦人也会も活動を停止しています。

過去の活動等の実績としては，役職は支部長1人，副支部長2人，会計1人がそれぞれ置かれていました。

行事等の活動は平野町全体で行ったものが多く，支部の活動行事としては，まず3月に印路支部での役員改正，7月には印路支部での日帰り旅行が行われました。また，婦人会と市行政との話し合いの場である市政懇談会が行われていました。過去の市政懇談会では福知川のガードレールや県道野村・明石線の信号，また明石川にかかる平野小学校へ通じる歩道橋の要望が認められ，明石川の橋の建設



写真2-17 西区の区花なでしこ

も要請中でした。春と秋に各1週間、交通安全週間がもうけられているため、西区警察と協力して横断歩道での誘導等も行っていました。先述したように、行事での踊りや民謡の際に使われる着物は婦人会で貸出され、着物は神戸市の市花であるあじさい柄と、西区の区花であるなでしこ（写真2-17）柄の2種類がありました。

#### （4）消防団

団員の資格は、学校（高・大・専門学校）卒業から35歳までの男性とされています。現在は16名で、役職には団長・副団長・班長がありますが、任期は特に決まっておらず、会費は無料で運営費は自治会費より賄われています。印路地区だけでなく平野町全域、そして西神ニュータウンまでを担当範囲に持っています。平成12（2000）年の出動回数は10回程度で、火災時には消防団倉庫（写真2-18）に設置してあるサイレンが鳴り、これによって出動することとなっております。

消防団の年間行事には、正月に出初め式、2月に土手焼き・畦焼きでの実施訓練、4月に新役員任命、5月に西区全体での協議会、8月に平野町のソフトボール大会と盆踊りの手伝い、10月に秋祭りでの御輿・太鼓・道具持ち、11月に運動会、12月に夜回りがあり、また毎月第3日曜日には倉庫の掃除があります。現在、団員の中に地区外に住んでいる人も5名いますが、いずれは地区に戻ってきて家を継ぐ予定です。

#### （5）子供会

現在子供会に入会しているのは、小学6年生が2人、4年生が2人、3年生が4人、2年生が1人の合計9人（男子5名、女子4名）です。役員には、会長・副会長・会計がおかれています。子どもの数が少ない時には副会長は任命されません。それぞれの任期は1年で、会費は年間子ども1人あたり3600円で、2人の場合は6000円です。

年間行事は、3月にお別れ会、4月に役員交代のための総会、5・9・12月に新聞・雑誌等の廃品回収、7月にラジオ体操、8月に行われる平野小学校での夏祭り、10月に春日神社祭り、11月に平野町運動会、12月にクリスマス会があり、この他にも、5・9月に明石川の草刈り、6月に明石川の除草剤散布をします。これは、子どもたちへの危険が少しでも減少するように子供会で自主的に行われている取り組みで、他に福知川沿いの畦に通学が便利になるように子供会の保護者で手作りの階段（写真2-19）を設置したこともあります。

#### （6）印路土地改良区

明石川沿岸に広がる農地の圃場整備実施に伴って昭和63（1988）年10月1日に発足しました。参加戸数は98戸で平野印路地区の農家だけでなく、岩岡町印路集落、平野町中村



写真2-18  
消防団が管理している消防団倉庫



写真2-19 子供会手作りの階段

集落、明石市の農家なども構成員となっています。役職には理事長1名、副理事長2名、庶務理事1名、会計理事1名、水利理事1名、監事2名があり、それぞれの任期は4年です。土地改良区が水利関係についても管理を行っており、水利組合としての組織はありません。

年間スケジュールの主なものを挙げると、5月下旬に溝普請を行い、同時に川や池の水利用を開始するほか、9月中旬までの水稻栽培期間中は毎日巡回管理を行い、パイプラインやポンプ場の稼働に気を配っています。

#### (7) 印路農会

農会は全て地区内の農家から成り、現在85戸を数えます。役職には会長1名と副会長2名がおり、それぞれ任期は2年です。農会では農地利用に関する協定は作成しておらず、主な行事として1月の初集会、2月の畦焼き、3月の転作説明、5月の草刈り及び溝掃除（土地改良区と同じ）、6月の転作の現地確認、10月の出荷袋の配布があります。

#### 2-2-7 土地利用に関する規制状況

平野印路地区における農振法の区域指定は図2-8に示すように、集落の大部分が農業振興地域に指定されています。また圃場整備が行われた水田やブドウ団地は農用地区域に指定されていますが、山間部の耕作放棄がみられる畑は農用地区域の指定はされていません。同じく山林の大部分も農用地区域に指定されていません。一方、都市計画法では地区全体が市街化調整区域に指定され、さらに、共生ゾーン条例に基づいて現在は図2-9に示すように農業保全区域と環境保全区域の2種類に区分されています。

図 2-8

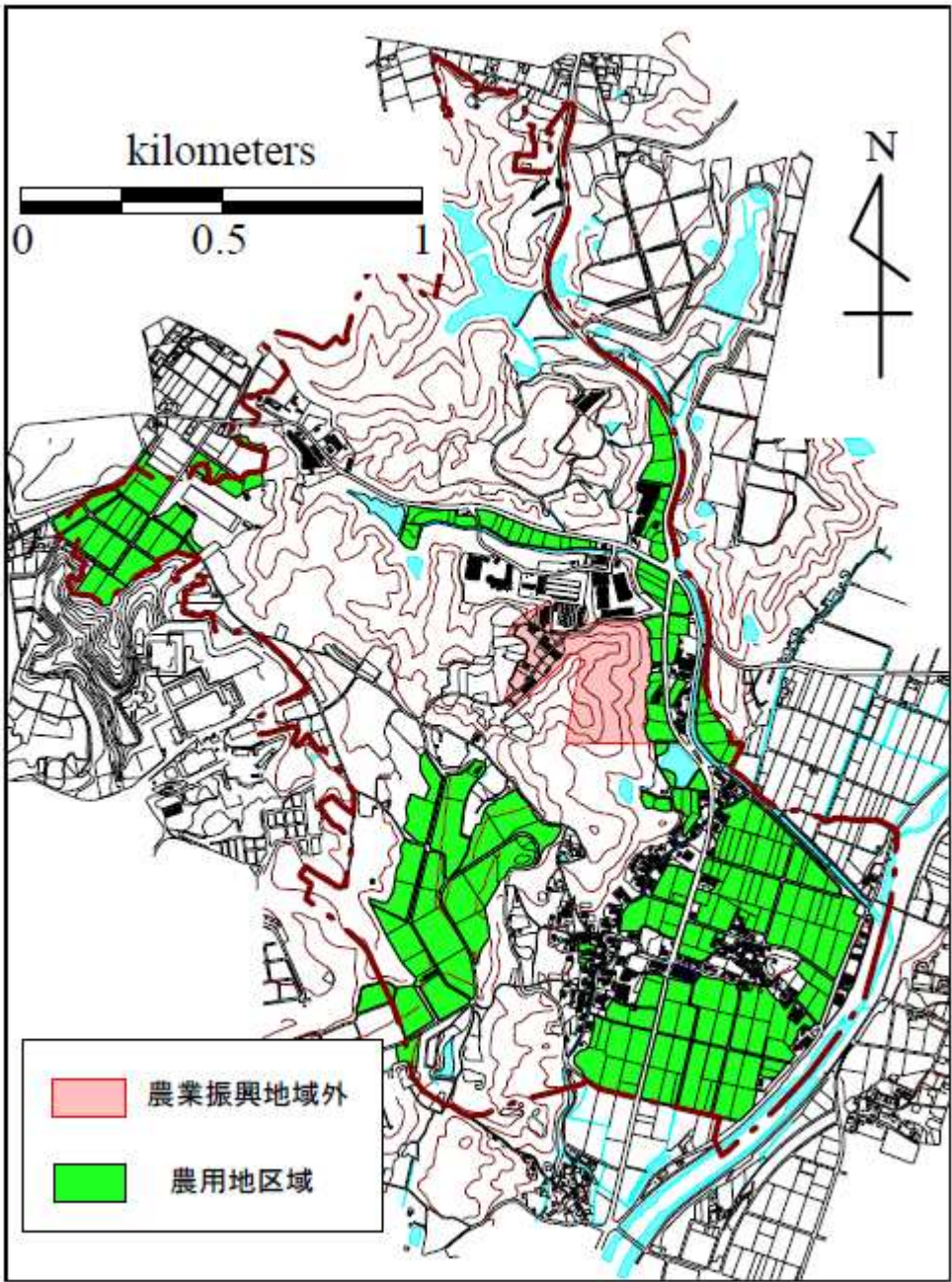


図 2-8 農業振興地域の整備に関する法律（農振法）の指定状況

図 2-9

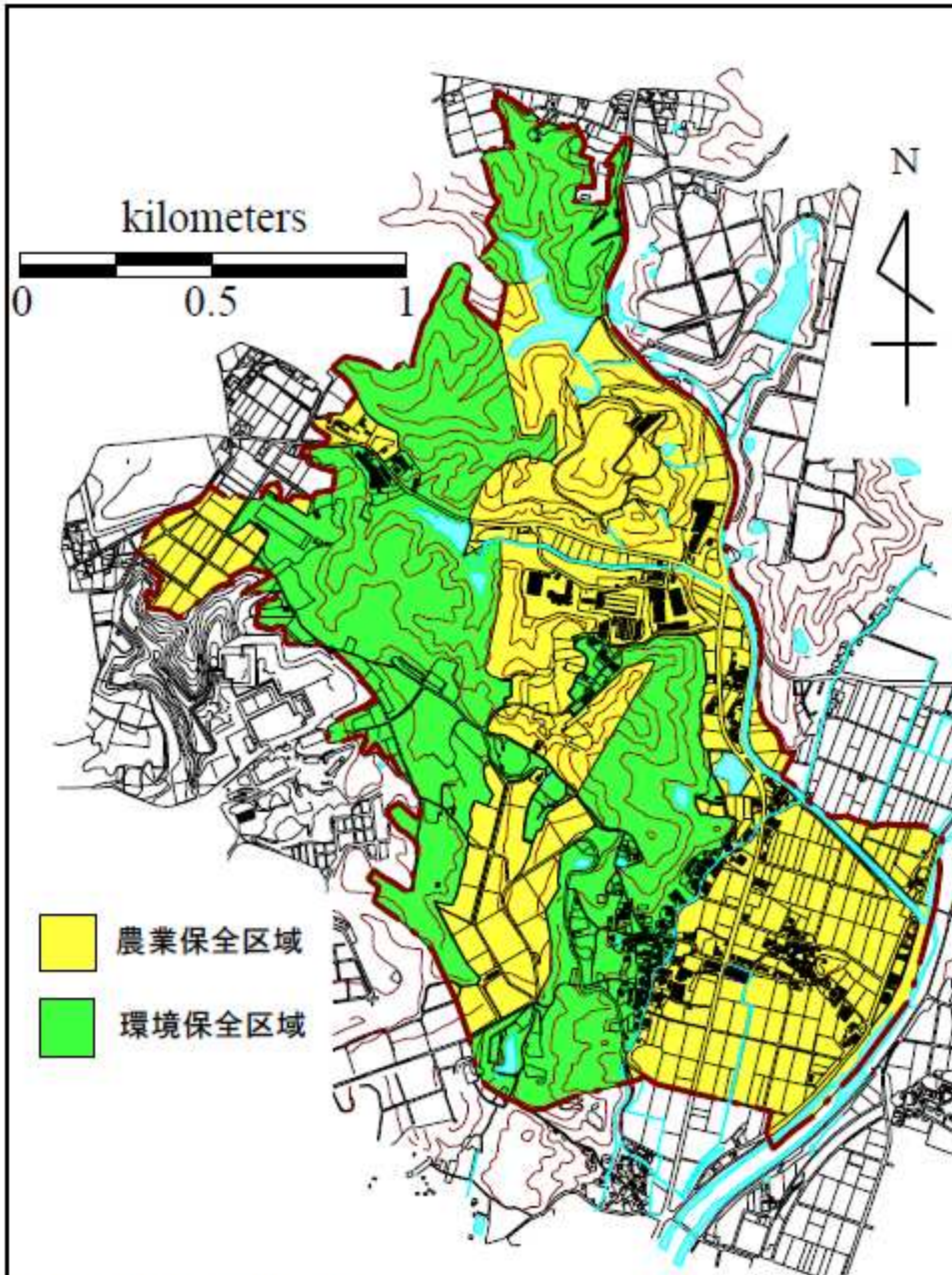


図 2-9 計画策定前の農村用途区域区分



### 第3章 地区の現況

#### 3-1 土地利用

平野印路地区の平成10（1998）年時点における土地利用を図3-1に示します。

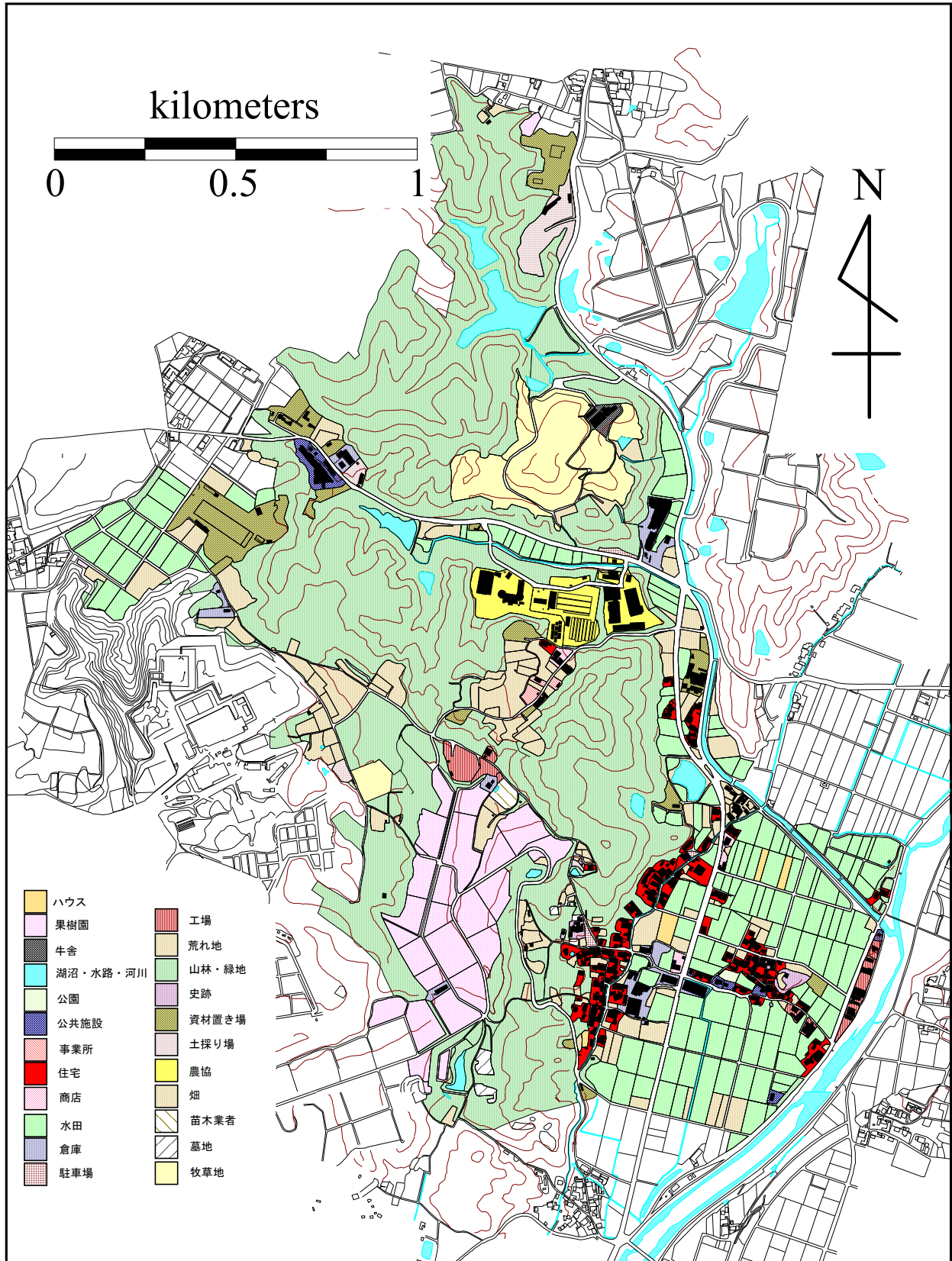


図3-1 地区の土地利用（1998年航空写真を元に作成）

またこの地図をもとに、それぞれの土地利用区別の面積を求め、地区全体の面積に占める割合を計算したものを図 3-2 に示します。これらを見ると地区では山林が最も多く、全体の 52%を占めています。

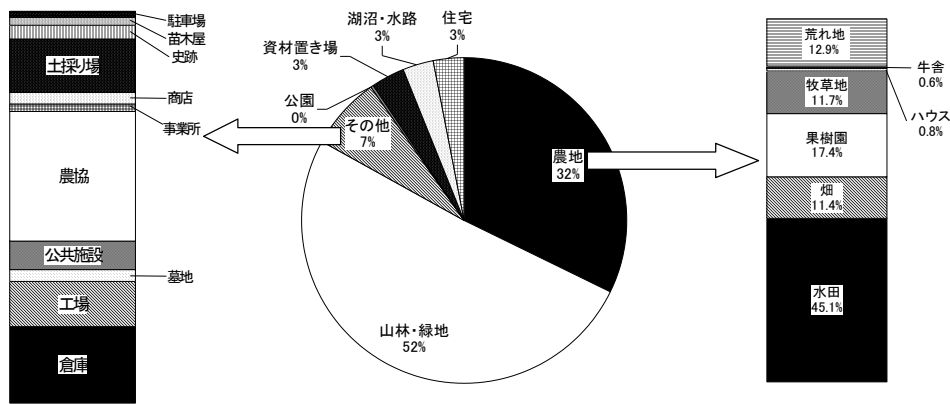


図 3-2 土地利用区別面積割合（ただし、道路・河川を除く）

また 32%が農地として利用されていますが、その内訳としては水田が最も多く、農地の 45.1%を占めています。ついで、先述したブドウ団地（写真 3-1）が大半を占める果樹園の割合が高くなっています。一方で本地区は都市近郊に位置するものの、ハウス等を利用した施設園芸の行われている農地はほとんどありません。また畑の割合も農地の 11%とあまり多くありません。戦後から圃場整備が実施されるまでは、山間部の畑でスイカ・タバコ等の作物が作られていましたが、今では耕作放棄が目立ち、畑として耕作されているのは明石川沿いの圃場整備済みの農地がほとんどを占め、作物はネギやキクナ等の軟弱野菜が主流となっています。さらに、牧草地が農地の約 1 割を占めていますが、これは育成牧場にある牧草地です。

一方、地区内には工場，土採り場，資材置き場（写真 3-2）等といった生活環境の快適性や安全性，保健性を損ないかねない土地利用も約 5%含まれています。こうした土地利用に対しては不安を感じている住民の意見が数多く聞かれたことから、今後このような土地利用を無秩序に増加させないために、里づくり協議会での承認や計画への位置づけが必要です。



写真 3-1 ブドウ団地



写真 3-2 地区にある資材置き場の様子

### 3-2 営農状況

#### 3-2-1 現在の姿

##### (1) 農業従事者

農家人口は図 3-3 に示すように年々減少していますが、男女間の人口の差は見られません。農家数も緩やかな減少傾向にあります。

農家数に占める兼業農家の割合は常に8割以上を占め、専業農家の割合は低いです。また、地区の総戸数に占める農家の割合は減少傾向が見られるものの、ほぼ一定で約60%と総戸数の半数以上を占めています(図 3-4)。

農業収入の占める割合については、農家世帯主対象のアンケート調査によると、農業は自家用程度で農業外からの収入がほとんどを占める自給的農家が約半数を占めています(図 3-5)。兼業農家や自給的農家の具体的な農業外収入とは、図 3-6 に示すように会社員等の恒常的勤務に次いで年金・仕送りが多く、農業従事者の高齢化を表しています。さらに図 3-5 に示した農業収入

の割合を販売金額最多作目別に見ると、加工用ブドウを含めた花木・果樹等が専業農家の57.1%、第I種兼業農家の42.9%を占めており、地区の主要作物になっていることがうかがえます(図 3-7)。また、第I種兼業農家で花木・果樹等と並んで多かった販売金額最多作物は露地野菜です。一方、水稻を販売金額最多作物とする農家は専業農家、第I種兼業農家にはなく、むしろ第II種兼業農家や自給的農家で販売金額最多作物になっています。

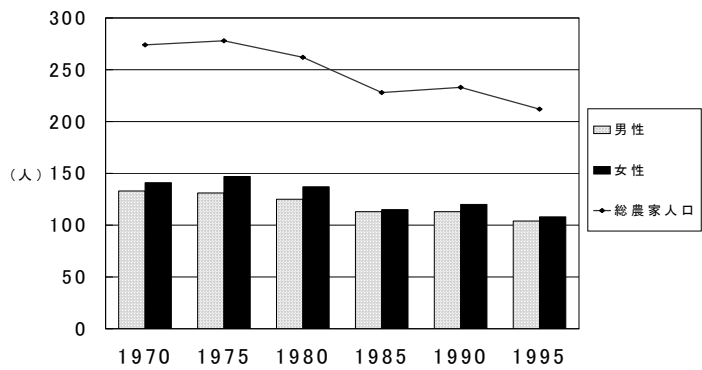


図 3-3 農家人口の推移 (農業センサス)

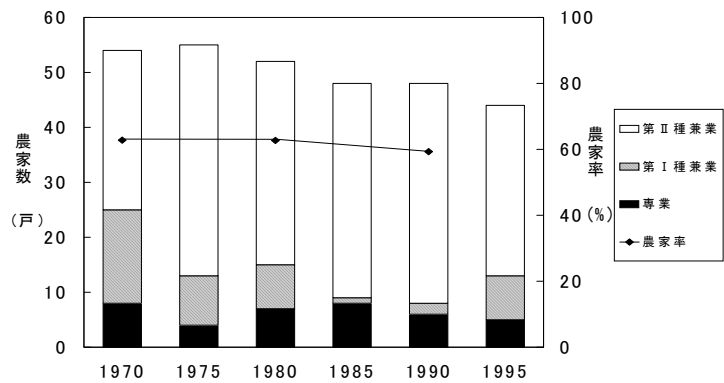


図 3-4 専兼別農家数と農家率の推移 (農業センサス)

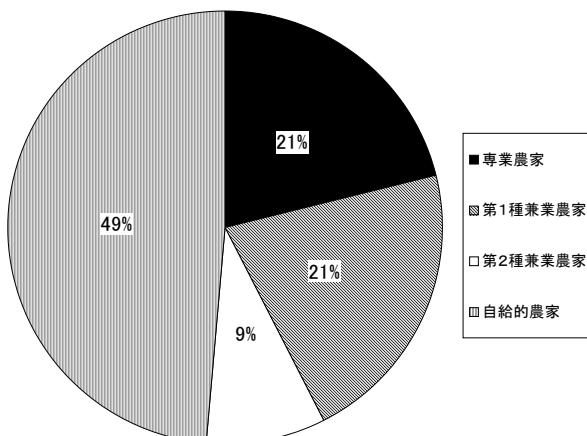


図 3-5 農業収入の割合 (アンケート・択一回答)

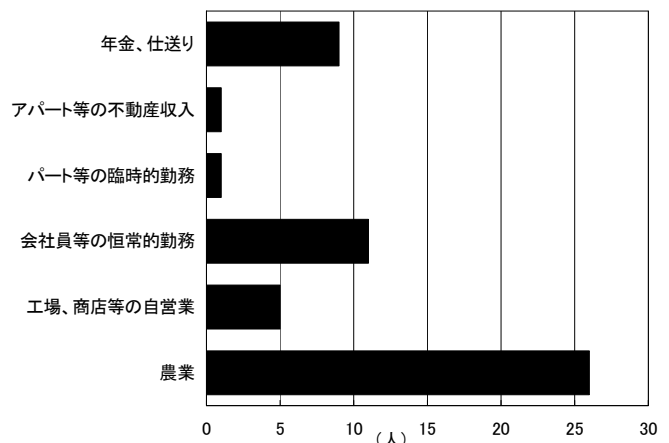


図 3-6 職業 (アンケート・複数回答)

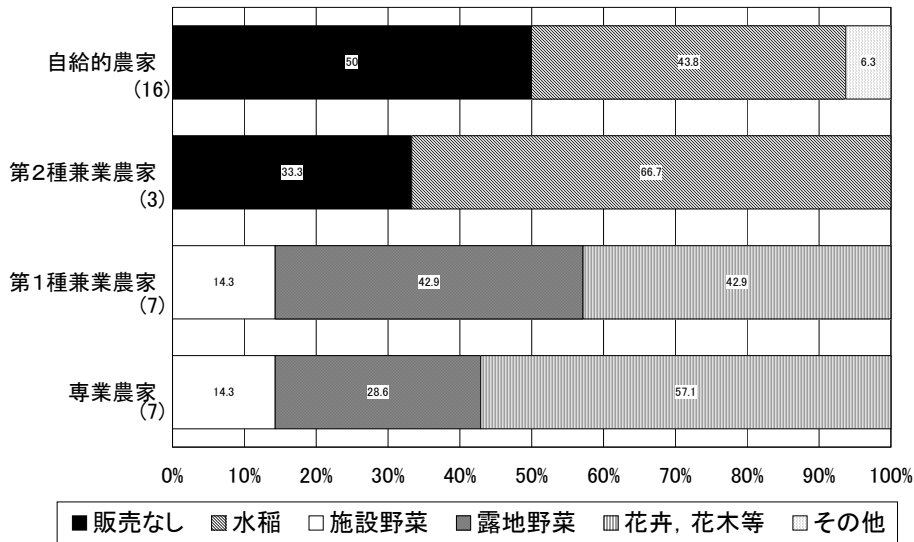


図 3-7 販売金額最多作物別に見た農業収入の割合 (アンケート)

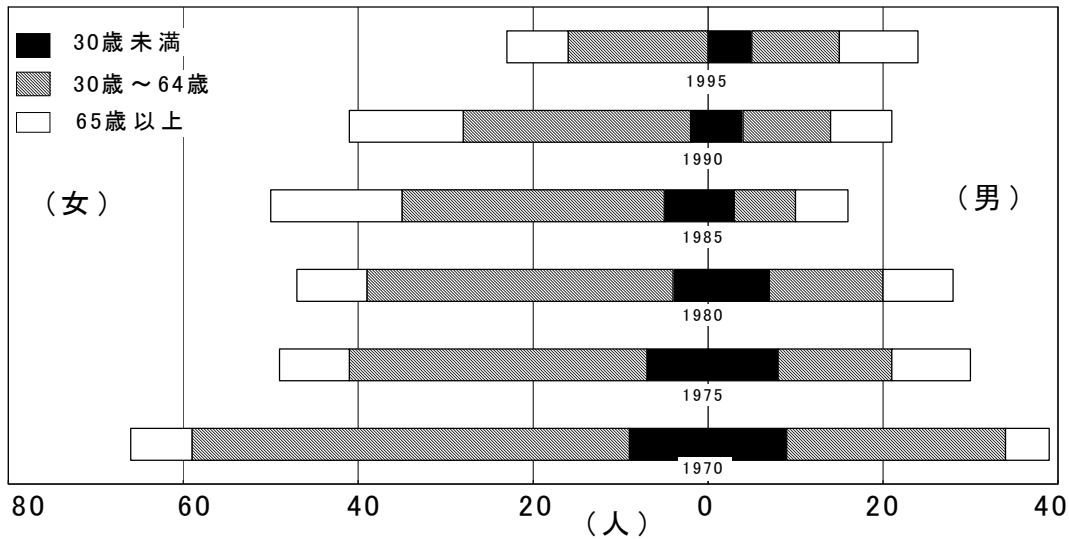


図 3-8 年齢別農業就業人口の推移 (農業センサス)

次に、年齢別農業就業人口の推移 (図 3-8) を見ると、1990 年以前は男性よりも女性の農業就業人口が上回っていましたが、1995 年ではほぼ同数になっています。男性は 1985 年に減少しますが、その後はやや増加傾向にあり、この傾向は特に 30 歳未満において顕著です。また、65 歳以上の農業就業人口は増加しているものの、64 歳以下の農業就業人口が約半数に減少しています。一方、女性は減少し続けており、特に大きな割合を占めていた 30 歳～64 歳の減少が大きいことから女性は農業という職業から離れる傾向にある一方、恒常的勤務に代

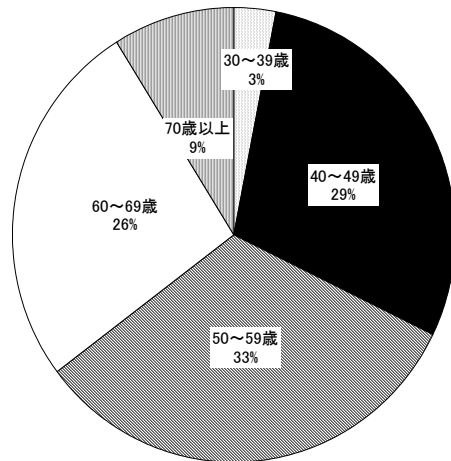


図 3-9 農家世帯主の年代 (アンケート・択一回答)

表される第3次産業へ進出しつつあることが読みとれます。しかし婦人会の聞き取り調査では、現在は農業に携わっていないが将来は手伝うだろうと答える30～40代の女性が多く、こうした傾向は今後も続くものと考えられます。

農家世帯主へのアンケートによると、図3-9に示すように世帯主の年代は40代、50代、60代がそれぞれ約3割ずつを占めており、当面は農業の中心的担い手として耕作を続けられる農家が比較的多いと言えます。

### (2) 経営規模

平均耕地面積は昭和45(1970)年から昭和55(1980)年まで大きく減少していましたが、それ以降は少しずつ増加し、平成7(1995)年は昭和45(1970)頃の規模に回復しつつあり、平成7(1995)年の1戸あたりの平均耕地面積は85.8aです(図3-10)。

農家世帯主アンケートによると、所有している農地面積は「0～49a」の農家と「50～100a」の農家がそれぞれ3割程度を占めています(図3-11)。しかし、実際に耕作している面積は「0～50a」が約半数を占めていることから減反による休耕や山間の農地の耕作放棄のためにほとんどの農家が所有面積よりも実際に耕作している面積が少ないことがわかります。また図3-12によると、耕作放棄農地を所有する農家のほとんどは、10a未満の小規模な農地を放棄しています。その一方で、60a以上のまとまった規模を放棄している農家も若干見られることから、耕作放棄されている農地の有効な利用を検討する必要があります。

### (3) 作付け作物

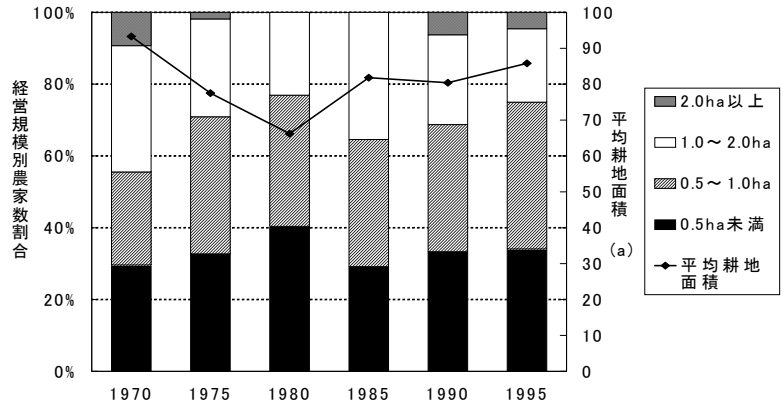


図3-10 経営規模別農家数割合と平均耕地面積の推移 (農業センサス)

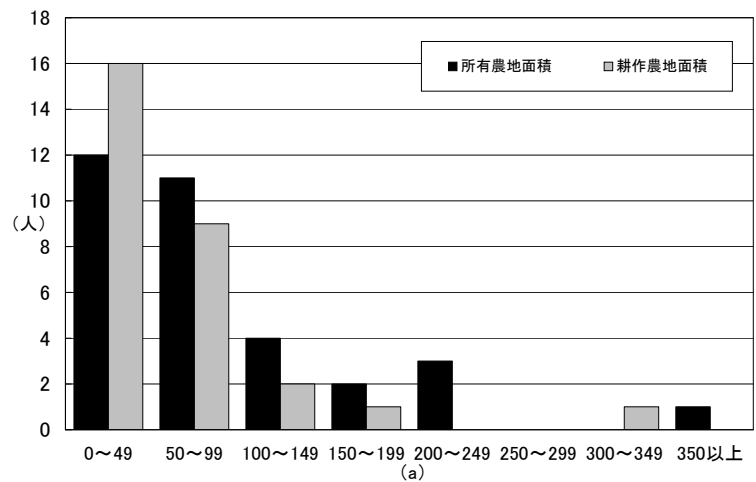


図3-11 所有・耕作農地面積 (アンケート)

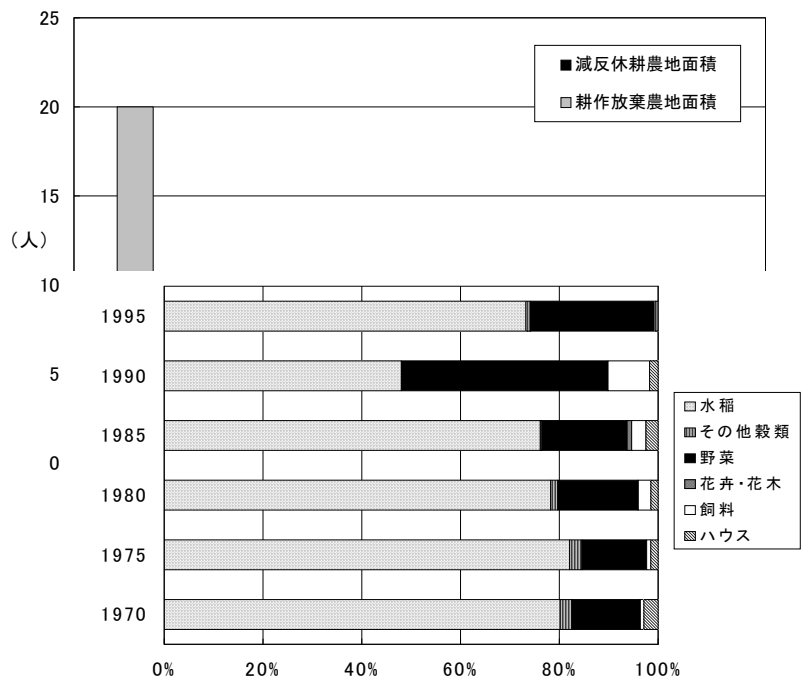


図3-13 作物別収穫面積割合の推移 (農業センサス)

本地区では図 3-13 に示すように水稻の占める割合が最も大きいですが、平成 2（1990）年は圃場整備が進行中であったため特に水稻の割合が大きく減少しましたが、全体的に水稻の収穫面積は緩やかな減少傾向にあります。一方野菜の収穫面積は増加傾向にあります。土地利用でも見たようにハウス等の施設栽培によるものは少ないようです。

なおブドウ団地での本格的な収穫は平成 8（1996）年以降なので、平成 7（1995）年までの農業センサスにはデータは含まれていません。

本地区の作付け状況は、表 3-1 に示すように水稻が最も多く、その内訳ではキヌヒカリが約半数を占め、次いでコシヒカリが多いです（表 3-2）。キヌヒカリは倒伏することが少なく栽培しやすい長所を持ちますが、その一方で肥料を多投しなければならない品種です。

水稻への農薬施用量は全体的に減少しつつあり、社会的な動向を踏まえると減農薬あるいは無農薬が今後は一層求められます。

水稻栽培はそれぞれの農家が親から農地を受け継ぎ、従来通りの栽培方法を周辺の農家と調整しながら続けている状況で、栽培作業はしているものの、あまり農業をしている自覚がないケースも特に自給的な農家でみられます。一方田植え時期は農家間の競り合いで徐々に早まる傾向にあり、結実、登熟、収穫時期も早まったために、平成 13

（2001）年度産のコメは登熟期間中の高温障害で品質が低下する結果となりました。

その他、地区では省力化のために水稻直播栽培に取り組んだ経緯を持つほか、古くは地区内に造り酒屋があったことから酒米も栽培していましたが、現在はともに行われていません。

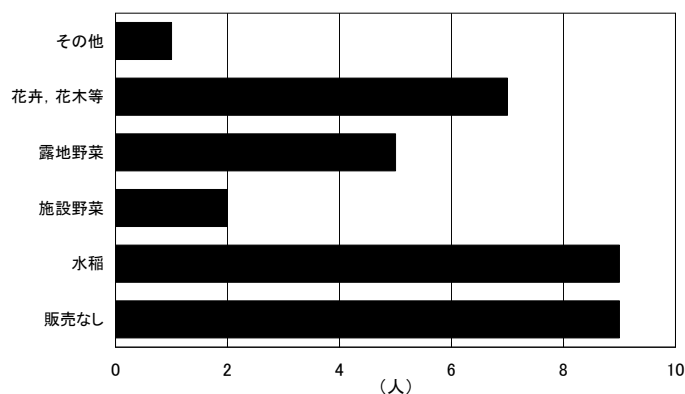


図 3-14 販売金額最多作目 (アンケート・択一回答)

表 3-1 作付け状況 (2001 年：ブドウは除く)

	水稻	野菜	花卉	加工用稲	地力増進	自己保全	調整水田	合計
面積 (a)	1477	574.8	31.2	5.6	226.9	4.3	316.0	2695.2
割合 (%)	54.8	21.3	1.2	0.2	8.4	0.2	11.7	100

表 3-2 コメの作付け状況 (2001 年)

	キヌヒカリ	コシヒカリ	ドントコイ	ヒノヒカリ	モチ	合計
面積 (a)	681.7	610.1	100.9	75.6	8.7	1477
割合 (%)	46.2	41.3	6.8	5.1	0.6	100

農家世帯主アンケートによると、販売金額最多作目は水稻の 9 人となっています（図 3-14）。次いで多いのは加工用ブドウを含む花木・果樹等です。さらに都市近郊の立地条件を生かしたキクナやホウレンソウ、ネギといった軟弱野菜等が 2 割を占めるという状況になっています。以前栽培していた作物としては、スイカやトマト、タバコ、綿、麦、ソバがあり、スイカは品質向上のために、スイカの畝に併せて麦を栽培し、それを敷き藁にするといった工夫をしていたそうです。また昭和 34 年頃までは山林でマツタケも採れていまし

た。

#### (4) 後継者

農家世帯主アンケートでは図 3-15 に示すように後継者が確定している農家は全体の約 3 割にとどまっております。全国的な傾向と同じく後継者の確保は難しいようです。現在の世代で農業経営が終わるとみられる割合は、「継がせたくない」と考えている世帯主と「子供に継ぐ意志がない」と回答した世帯主を合わせて 12% となっています。

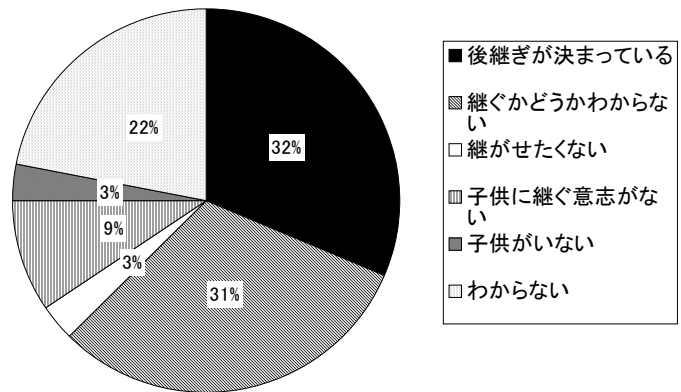


図 3-15 後継者の有無 (アンケート・択一回答)

この結果を年代別に見ると、図 3-16 に示すように 50 代や 60 代では後継者が確定していると答えた人が最も多く約 45% を占め、次いで「継ぐかどうかわからない」と答える人が約 35% を占めています。40 代未満の人は後継者をまだ身近な問題として考えることができないことから「わからない」と答える人が多いようです。

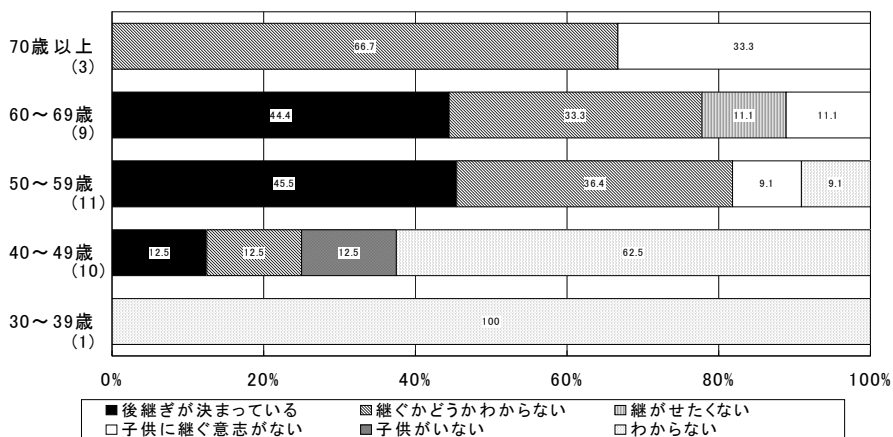


図 3-16 年代別に見た後継者の有無 (アンケート)

次に販売最多作目別に見ると、後継者が確定しているのは花木・果樹等 (=加工用ブドウ) と露地野菜、水稻の農家だけです (図 3-17)。一方、子どもに継ぐ意志がないとはっきり確定しているのは水稻と販売なしの農家です。つまり専業である加工用ブドウに携わる農家は後継者の確保の面で不安はなく、露地野菜など農業収入を上げている農家でも後継者を確保できる可能性はありますが、自給的な水稻主体の農家では後継者が育ちにくい状況にあります。そうした農家の農地は将来的に管理されない可能性が最も高く、いかに保全するかを検討することが必要です。

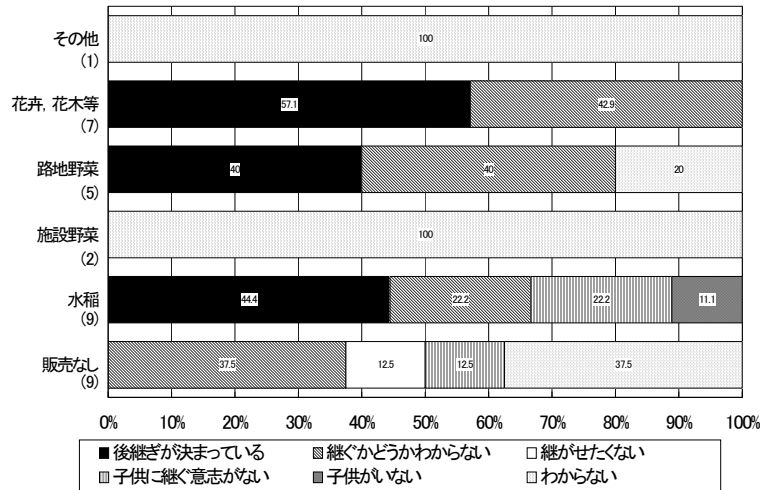


図 3-17 販売金額最多作物別に見た後継者の有無 (アンケート)

### (5) 農地と農業用機械の状況

図 3-18 に示すように、農地の問題点は圃場整備が行われたことから農地の形状や用排水に関する指摘は比較的少なく、ゴミのポイ捨てへの指摘が最も多いです。先ほども挙げたように地区の山間部の畑周辺では不法投棄が頻発しており、この問題が農地へのゴミのポイ捨てに対する回答が多かった背景と考えられます。一方農地の分散状況は、図 3-19 に示すように 4～5 筆が最も多くなっていますが、圃場整備が行われたこともあり、圃場整備前に比べれば農地の集団化は達成されたと考えられます。圃場整備事業は昭和 63 (1988) 年に着手され、平成 3 (1991) 年に面工事が完了し、最大区画は 6 反で管理の行いやすい汎用型水田となっています。また、圃場整備以前はため池と河川および地下水によって灌漑を行っていましたが、現在は東播用水事業によって農業用水が確保されています。ただ、地区のパイプラインは高低差があるために 3kg もの水圧がかかっており、それによるパイプの破裂事故も起こっています。

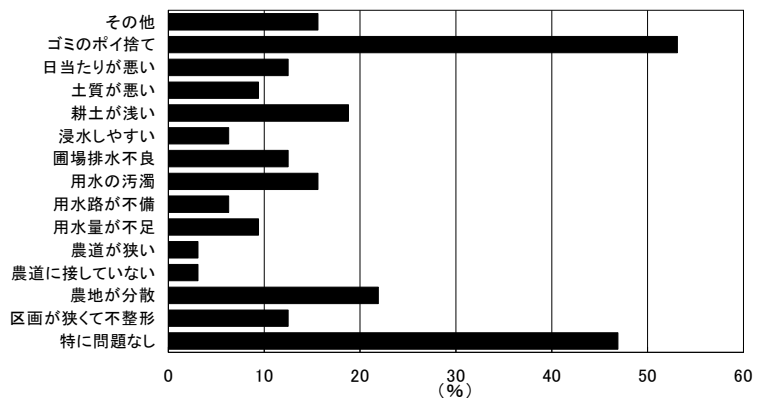


図 3-18 農地の問題 (アンケート・複数回答)

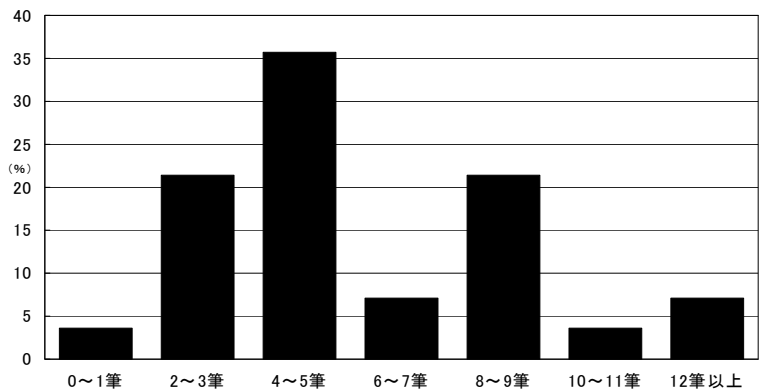


図 3-19 農地の分散状況 (アンケート)

次に農業用機械の所有状況は、表 3-3 に示すようにトラクターの所有率 100%、田植機



の所有率 93.1%と水稻栽培に関する機械を中心に自家用として所有している農家の割合が非常に高いです。これは他地区でもよくみられる傾向で、こうした農業用機械の購入および維持管理にかかる費用負担が結果として農業収入、ひいては所得全体を圧迫しています。農家自身も問題と捉えているので、共同利用を含めて改善していく必要があります。

また地区では現在 30 戸程度がコメを出荷していますが、乾燥調製作業については JA のカントリーエレベーターの利用量が減少しつつあります。この理由として農家の約 3 割が自前で乾燥調製機械を所有していることと、せっかく自分で生産した愛着のあるコメが他地区のものと混ざるのを嫌うことが挙げられます。

表 3-3 主な農業用機械の所有割合 (% : アンケート)

トラクター	田植機	コンバイン	乾燥機	籾摺り機	動力防除機	マニアスプレッダ
100	93.1	75.9	27.6	31.0	69.0	10.3

### 3-2-2 生産調整への対応について

現在わが国ではコメの過剰生産と消費量の減少が相まってコメが余り、生産調整が全国で行われており、地区でもこの問題は避けては通ることができません。平成 12 (2000) 年度には農家の協力によって割り当てられた 43%を上回る 45.2%が減反されました。地区での生産調整の方法は表 3-1 に示すように、調整水田(写真 3-3)とされることが最も多い。調整水田の雑草は農薬で除去しているものの、転作制度上の助成金ではこの除草剤代もまかなえないのが現状です。自己保全管理水田が少ない理由は、圃場整備に伴い農地一筆の規模が大きくなったので、トラクターで耕す時に一部だけ残したり湛水しなかったりすることが面倒なため、圃場が大きい場合には調整水田や地力増進作物の方が管理しやすい点で有利といえます。また、珍しい事例としてドライフラワー用の加工用稲として転作対応を行っている農家もあります。



写真 3-3 調整水田の様子

今後、コメの生産調整を考える際にはコメの消費拡大を図ることが必要となると同時に、現在は各々の農家が各自の経営面積内で割り当てを消化している状況なので、圃場整備で区画の整った農地のメリットを生かし、団地化して生産調整できるようにすれば、さらに合理的な農業経営が可能と考えられます。平成 13 (2001) 年 11 月に行われた営農座談会では、小麦等の国内自給率の低い作物を裏作に作るという意見も出ましたが、一方でこうした作物は、労力や技術、機械が必要で品質維持も難しく、採算が合わないという意見もありました。また、大豆や枝豆等はその土地にあった品種を選択するために時間がかかり、品種選択に成功したとしても出荷量がそれほど多くは期待できないとのことでした。さらに、転作奨励金が高いイチジク等の果樹栽培をしてはという提案も出されました。

生産調整の割り当てを団地化する場合だけでなく、効率的な農業経営を行う上でも農業用機械の共同利用は重要ですが、機械の利用時期が重なることや、使い方にはそれぞれの癖があり、故障等の対応や維持管理にどう対処するかといった問題があります。こうした点に関しては、気心の知れた人同士や親戚同士の少人数で共同利用する組合を作れば、故障時には対応できるのではないかと意見が出されました。

### 3-2-3 今後の展望

#### (1) 将来の経営規模

農業経営を現状維持したいという人が最も多く 60%を占めている一方で、農業をやめたいと考えている人も約 1 割います (図 3-20)。農業収入別、そして販売金額最多作目別でみると、図 3-21・図 3-22 に示すように花木・果樹等 (=加工用ブドウ) を販売金額最多作目としている専業農家は拡大、もしくは現状維持と考えている傾向が強いです。一方、自給的農家や第Ⅱ種兼業農家ほど離農志向が強いたことがうかがえます。また露地野菜を販売の主力作物とする専業農家で経営内容を変更したい人があり、第Ⅰ種兼業農家では 5 人が現状維持、残りの 2 人が拡大と答えています。

このように、専業農家もしくは第Ⅰ種兼業農家は拡大か現状維持がほとんどを占め、農業に積極的です。一方、自給的農家もしくは第Ⅱ種兼業農家では縮小かやめたいと答える人がそれぞれ約 3 割を占め、こうした農家から離農が進むものと考えられます。また、経営内容を変えたいと考えている人に具体的な内容を尋ねたところ、ハウス等の施設栽培・観光農園等の経営という結果でした。さらに規模拡大の具体的な方法については、借り入れて拡大したいと考えている人が 3 人、購入して拡大したいと考えている人が 1 人です。そして借り入れもしくは購入したい規模は 0~99a の範囲でした。さらに規模縮小の方法は売却・転用したい人が 5 人で、縮小したい面積は 0~9a が 1 人、20a 以上が 1 人です。

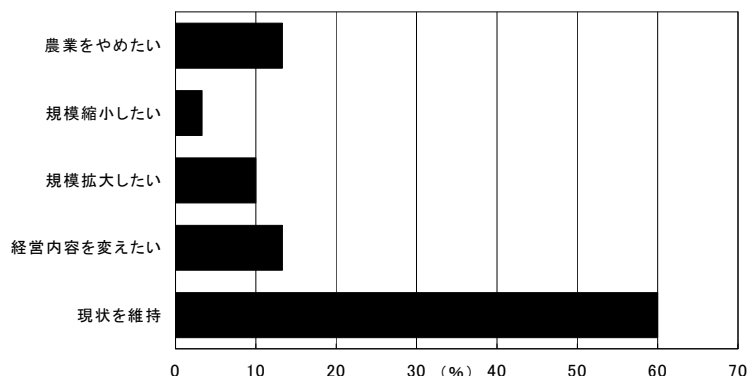


図 3-20 今後の経営について (アンケート・択一回答)

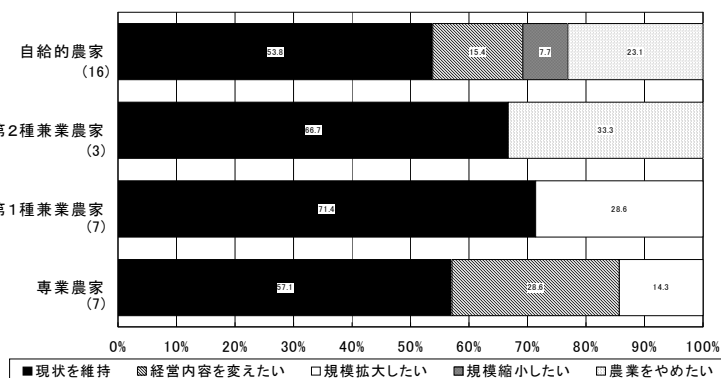


図 3-21 農業収入別に見た今後の経営について (アンケート)

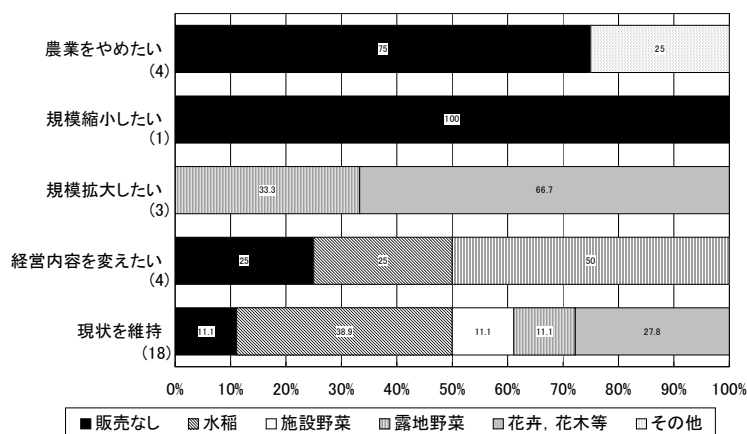


図 3-22 販売金額最多作目で見たと今後の経営について (アンケート)

### (2) 今後の営農志向

将来の営農志向を農業収入別に見ると、図 3-23 に示すように専業農家では 7 人中 2 人が第 I 種兼業農家になりたいと考えており、ほかの 5 人は専業農家として続けていきたいと考えています。

第 I 種兼業農家では、7 人中 3 人が専業農家になりたいと考え、3 人がそのまま第 I 種兼業農家を続けていきたいと考えています。また、自給的農家では 3 分の 1 が農業収入を拡大させたい（専業・第 I 種兼業・第 II 種兼業農家志向のいずれかにあたる）と考え、また約半数がそのまま自給的農家を続けていきたいと考えています。全体として従来の農業収入を維持、もしくは拡大させたいと考える人が多く、農業に対して積極的といえます。しかし、離農を考えている人も第 II 種兼業農家や自給的農家にはおり、農家数が減少傾向にあることは確かです。したがって担い手のなくなった農地の保全についても考える必要があります。

### (3) 農地の利用意向

農家世帯主アンケートで今後の農地の利用意向を尋ねたところ、図 3-24 に示すように将来にわたって農地を転用するつもりのない人が 4 割、当分の間は農地を転用するつもりのない人が 35% を占める結果となりました。したがって約 8 割の人が当分の間は農地を転用するつもりはないといえます。しかし、2 割の人が農地を転用もしくは売却したいと考えていることから、実際に転用を行う際にはスプロールにならないように土地利用計画において誘導を図る必要があります。今後の利用意向を販売金額最多作目・農業収入別に見ると、図 3-25 に示すように農地をすべて転用あるいは売却したいと答えたのは販売なしの農家です。また具体的な転用希望目的としては、駐車場や分家住宅、公共施設が挙げられており、こうした意向を念頭に置いて、用途区域区分を考える必

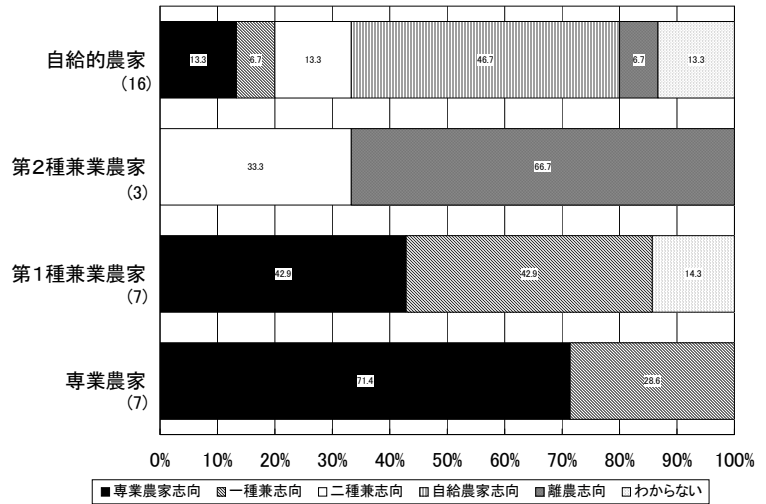


図 3-23 農業収入で見た営農志向（アンケート）

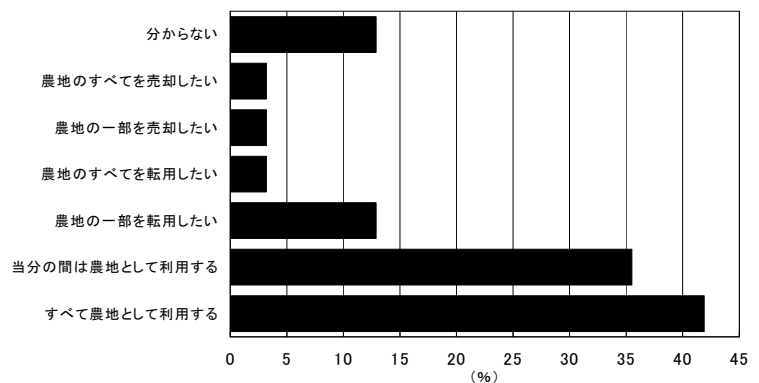


図 3-24 農地の利用意向（アンケート・複数回答）

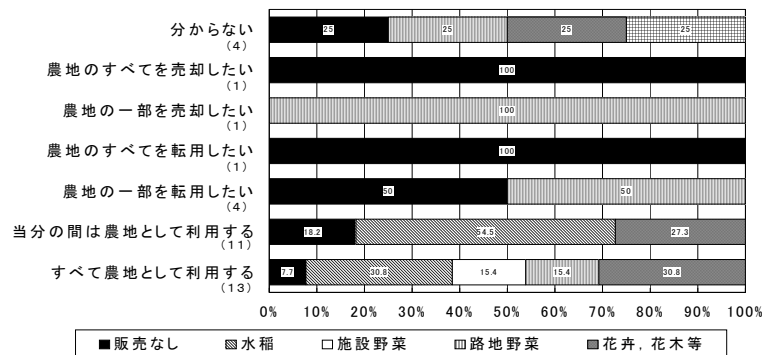


図 3-25 販売金額最多作目で見た農地の利用意向（アンケート）

要があります。

#### (4) 生産組合について

農作業を委託するつもりのない人が最も多くを占めており、自ら耕作する人が多いです（図 3-26）。これを年齢別に見ると、図 3-27 に示すように農業以外にも兼業をしていると考えられる 40代および 50代と、体力が衰え、農作業が困難になりつつあるとみられる 70 歳以上で委託したいとの回答が見られます。

#### (5) 農業機械・生産施設について

農業機械や生産施設の要望について尋ねたところ、図 3-28 に示すように JA による機械の貸出や農業廃棄物の処理施設への要望が多くみられました。農業機械は共同利用よりも貸出への要望が多く、機械代の負担が大きいことや維持管理が困難であることがその背景として考えられます。これを販売金額最多作目別に見ると、図 3-29 に示すように JA による機械の貸出への要望が特に多いのは花木・果樹等と水稻を主体とする農家です。また、農業機械の共同利用や JA による作業請負への要望が特に多いのは販売なしの農家であることが分かります。いずれの農家でも経営における支出の削減を目的として機械の共同利用や貸出を要望しており、圃場整備が行われた本地区のような場合には積極的に農作業の請負や機械の共同利用を検討することが欠かせないと言えます。

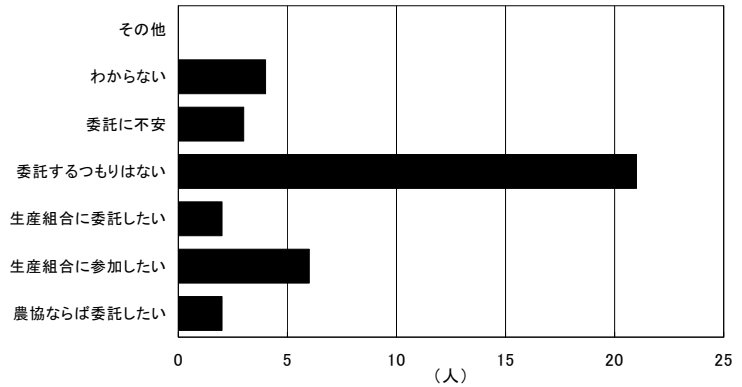


図 3-26 生産組合について（アンケート・複数回答）

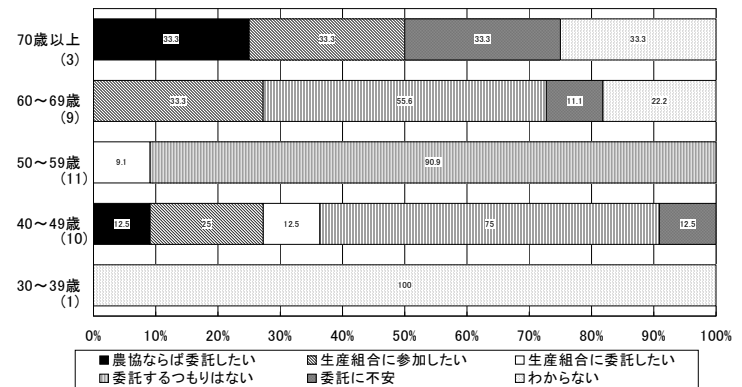


図 3-27 年代別に見た生産組合について（アンケート）

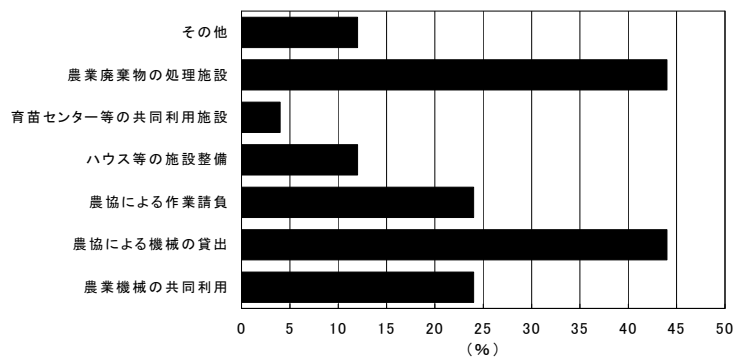


図 3-28 農業機械や生産施設の要望（アンケート複数回答）

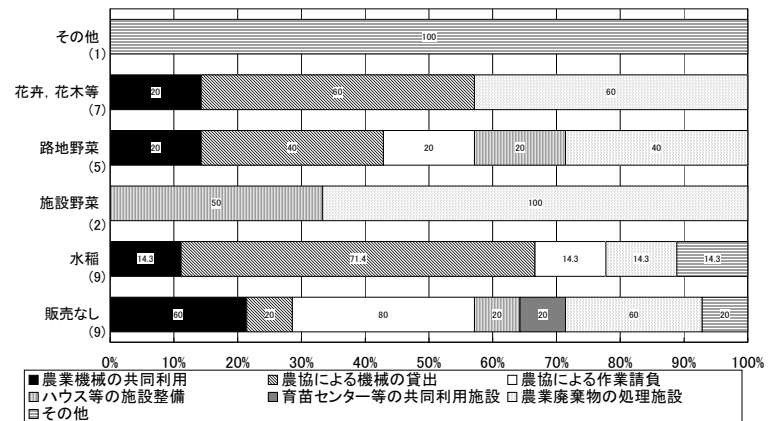


図 3-29 販売金額最多作目で見えた農業機械や生産施設の要望（アンケート）

(6) 流通・出荷について

生産物の流通や出荷についての要望を尋ねたところ、図 3-30 に示すように販売体制を強化して欲しいと考える人が全体の 6 割と最も多くを占めています。次いで、共同加工施設の整備と市場価格等の提供への要望が挙げられました。農業収入別に見ると、自給的農家において共同加工施設の整備・共同直売所の設置・市場価格の提供・販売体制の強化への要望がそれぞれ 50%を占めています（図 3-31）。いずれのタイプでも JA に一層の努力を望む声が多く、特に自給的農家では広い範囲にわたって要望が出されています。またその他の自由回答として、「販売ルートの中間をなくす」という意見も挙げられています。こうした要望は、地区の重要な産業である農業を守り育てる点からも実現を図る必要があるといえます。

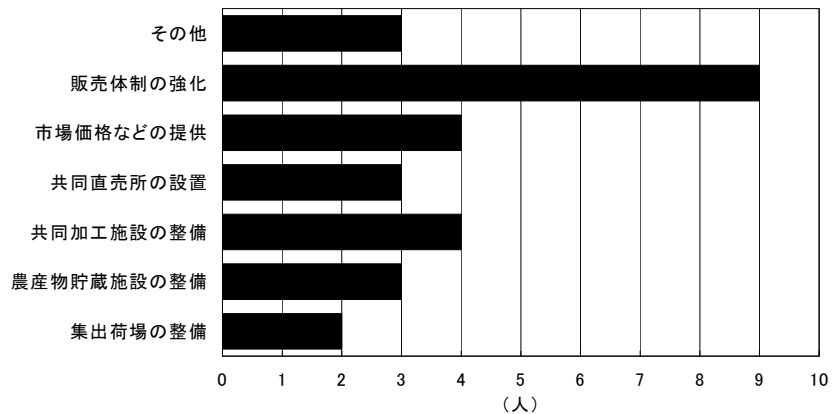


図 3-30 流通や出荷についての要望（アンケート・複数回答）

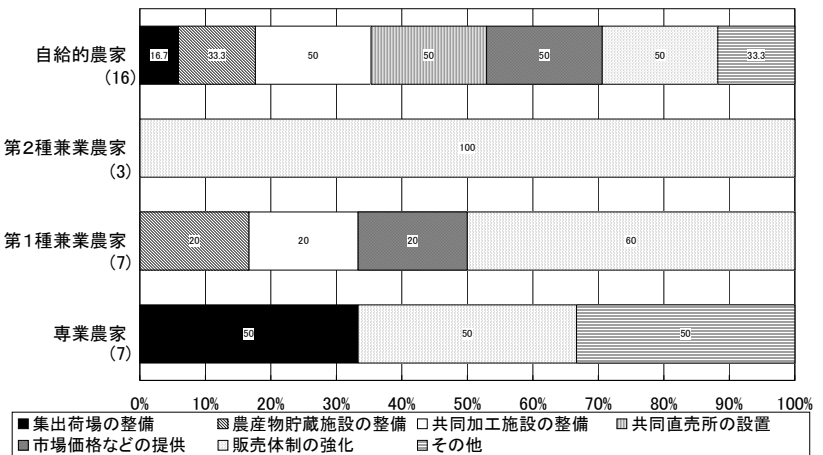


図 3-31 農業収入別に見た流通や出荷についての要望（アンケート）

### 3-3 生活環境

#### 3-3-1 道路及び交通

本地区周辺の道路として、まず、西区を南北に縦断している国道 175 号線は、明石市から三木市、兵庫県東部、福知山市を通り、京都府北部までつながっています。この道路は地域の主要道路となっているため、昼夜を問わず交通量が多く、特に朝晩の通勤時間に様々な地点で渋滞を引き起こしています。また鉄道は、神戸市営地下鉄が西区の西神ニュータウンから神戸市の中心部へ乗り入れ、JR 山陽本線が明石市内を走っています。

路線バスは私営の神姫バスが運行しており、本地区内にある 3 ヶ所のバス停から利用できる路線は明石駅方面と西神中央駅方面、そして堅田橋方面行きの 3 ルートです(図 3-32)。

現在運行されている 1 日の本数は、いずれも 10 本程度と非常に少なく、鉄道の駅も遠いことから図 3-33 に示すように、地区住民の主な交通手段は自家用車が 8 割、バスが 2 割を占め、本地区では車が重要な交通手段となっていることがわかります。

また主な外出先を尋ねたところ、「地区内」が最も多く 26%を占めています。地区外では、「明石方面」、「西神中央方面」、「神戸三宮方面」の順になっています。性別で見ると、図 3-34 に示すように、男性で最も多い主な外出先は、恒常的な勤めに出ている人の影響か「神戸三宮方面」であり一方、女性で最も多いのは「明石方面」です。

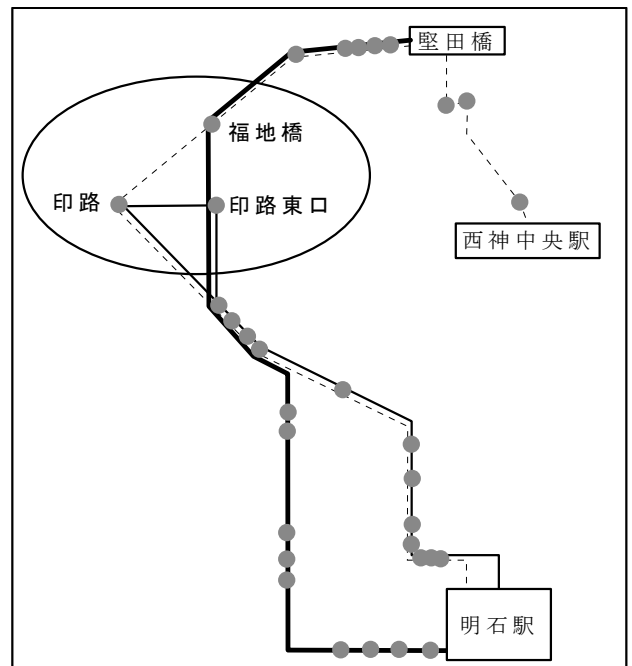


図 3-32 地区を通過するバス路線

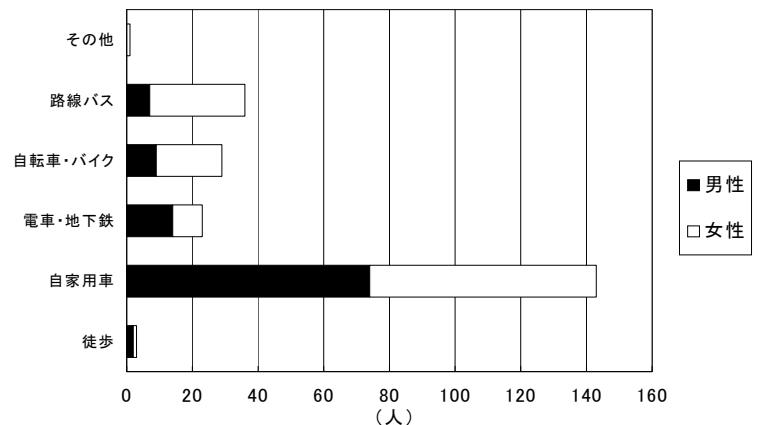


図 3-33 性別にみた主な交通手段 (アンケート・複数回答)

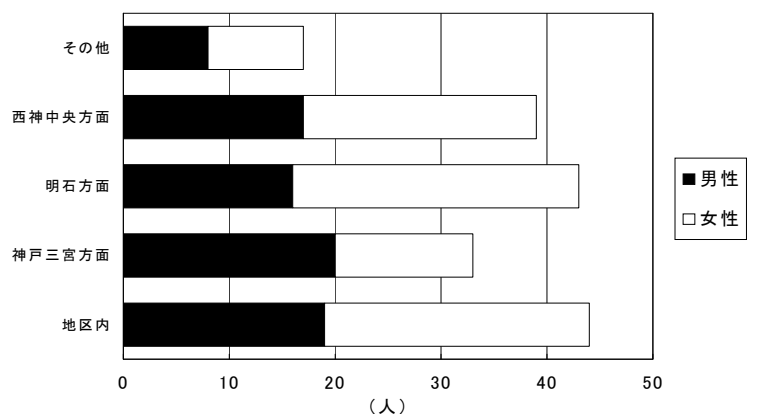


図 3-34 性別で見る主な外出先 (アンケート・複数回答)

さらに年齢別の外出先をみると、図 3-35 に示すように年齢が上がるにつれて「地区内」の割合が高くなっていることがわかります。一方、20歳未満の多くは日常的に「神戸三宮方面」まで通っていることがうかがえます。

最後に、農家・非農家別で外出先をみると、図 3-36 に示すように農家世帯主は「地区内」が最も多くなっています。この結果は、当然農業が地区内で行われているからだけでなく、農業に従事する人の高齢化も背景にあるためと考えられます。

生活の利便性に関するアンケート結果を見ると「バス等の交通機関の利便性が悪いこと」への指摘が非常に多く、回答者のほとんどがこれを指摘しています。次いで「日用品の買い物が不便であること」、「医療施設が遠いこと」への指摘も回答者の半数を占めていますが、これは身近にそれらの施設がないことと同時に、そういった施設へアクセスできる交通機関が不十分なことが大きな要因になっていると考えられます（図 3-37）。

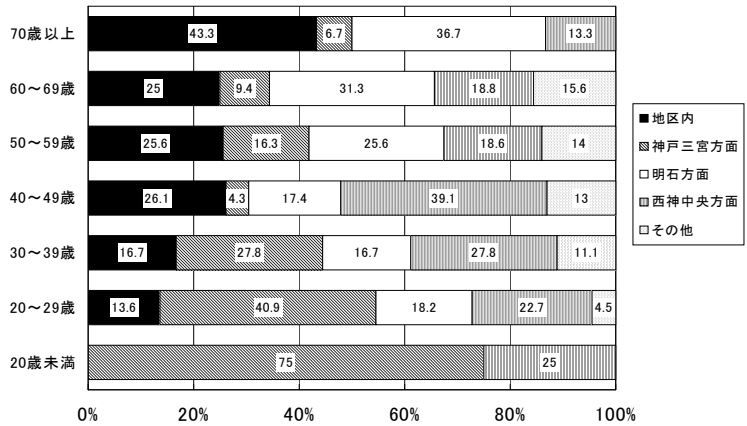


図 3-35 年齢別で見る主な外出先（アンケート・複数回答）

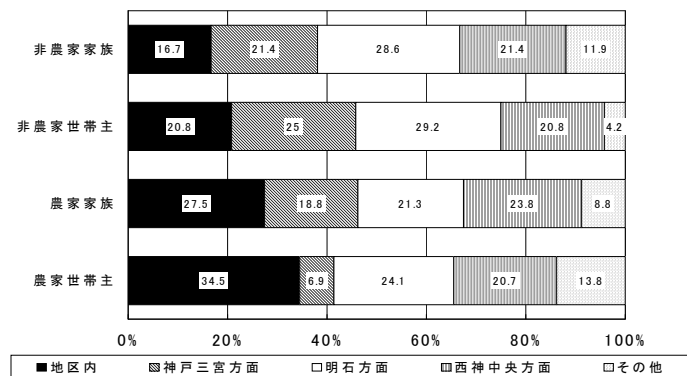


図 3-36 農家・非農家別に見る外出先（アンケート・複数回答）

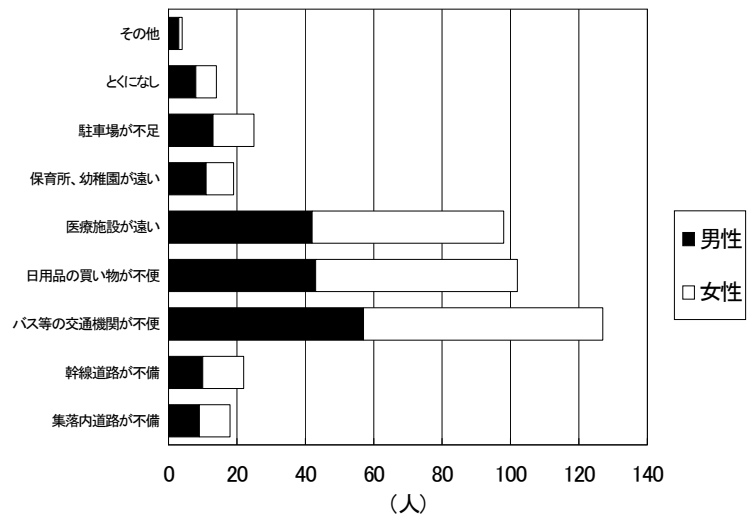


図 3-37 性別で見る生活の利便性について（アンケート・複数回答）

生活の利便性に関する評価を年齢別に見ると、運転免許をまだ持っていない、あるいは自分専用の車を持たない人が多いとみられる30歳未満と高齢者である70歳以上において「バス等の交通機関が不便である」との指摘がそれぞれ9割以上、7割以上を占めています（図3-38）。地区では交通機関に関する利便性を改善する必要性が最も高いといえます。

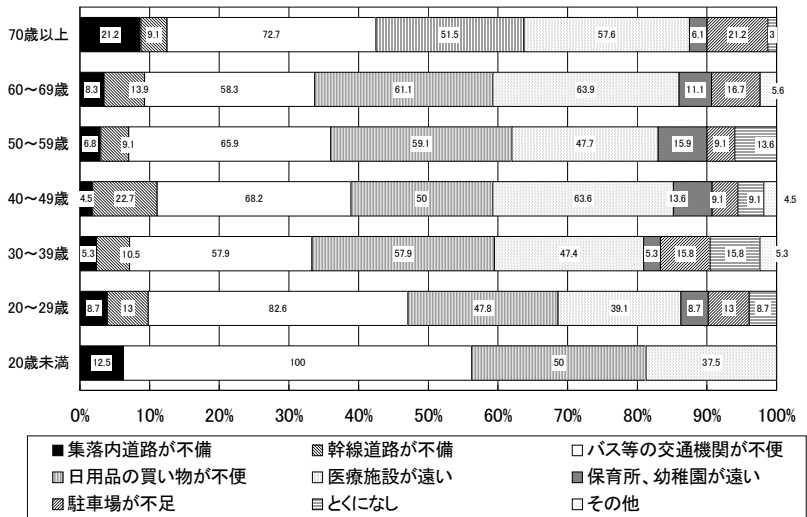


図3-38 年代別に見る生活の利便性について (アンケート・複数回答)

(自由回答)

- ・ 小学校への安全通学，JA，体育館，消防車，西神中央駅への利便性を良くするため明石川に対岸への橋を希望。
- ・ 印路からR175に通じる道がない。他の集落を通らないと出られない。
- ・ 道路をわたるとき，交通量が多いためなかなか渡れない。
- ・ 生活道路がない。整備を考えて下さい。

### 3-3-2 地区周辺の生活環境

先ほどの生活の利便性に関するアンケート結果からも分かるように、地区内には医療施設や日用品を購入できる店舗などがなく、これらの用事を済ませるためには地区外へ出なければなりません。また、学校や文化施設等も地区内にないため、地区住民にとっては地区周辺の環境も重要な生活圏といえます。

#### (1) 地区周辺の公共施設

平野町内の主要な生活関連施設については第2章で挙げましたので、ここでは、地区住民の外出先の1つである西神ニュータウン方面の主な施設を挙げます。

##### ①西区区民センター

平成元（1989）年に市民のための文化活動・レクリエーション・地域活動の場として開館しました。センターは多目的ホールや会議室、音楽室や視聴覚室などを備えています。また、初心者を対象にした半年にわたる定例的な春・秋講座が開かれています。さらにコンサート・発表会・名画劇場などのイベントの他、地域の行事なども行われています。2月あるいは3月にはなでしこ祭りがこの西区区民センターで開かれ、婦人会のサークル活動（カラオケ、手芸、民謡、踊り等）の発表会も行われていました。

##### ②西図書館

平成元（1989）年に西区民センターの1階に開館。一般図書・児童図書・絵本・新聞・雑誌など約5万冊の蔵書を誇り、さらにはコンピューターの導入による図書館サービスの敏速化を図り、中央図書館とのオンラインシステムによる蔵書検索等もできます。

##### ③西神医療施設

神戸市西神地域の医療拠点として、平成6（1994）年に開院。地上10階、地下1階の構造で、内科・小児科・外科など17の診療科目を持つ総合病院です。病床数は500床を誇り、また、2次救急の中核病院として地域の医療機関や3次救急医療施設との連携のもとに、24時間体制で緊急患者を受け入れています。



#### ④埋蔵文化センター

センターのある西神中央公園には人・馬・家・朝顔型の埴輪・銅鐸のモニュメントが並んでいます。これらは本物から型取りして精巧に作られており、銅鐸のモニュメントは実際に鳴らすこともできます。また、館内には高塚山古墳から移築復元した本物の石室も展示し、学習オリエンテーションコースでは、古代人が生活に利用していた樹木を栽培するなどして、楽しみながら古代人の暮らしが学ぶことができます。

#### ⑤西体育館

平成元（1989）年に、区民が気軽にスポーツを楽しめる施設として開館。およそ 1000㎡の広さを持つ競技場・体育室・トレーニング室・会議室などを備えています。また、年間を3期に分けて、健康エアロビクス・卓球・バドミントン・親子体操等の教室やトレーニング機器講習会・スポーツ相談なども行っています。

#### ⑥農業公園

昭和 59（1984）年に市民の憩いの場としてオープンした神戸市を代表する施設の一つです。南欧風のワイン城をはじめ、バーベキュー施設・プールなどレクリエーションゾーンとして様々な施設が設けられ、また、宿泊施設も兼ね備えています。周辺にはワイン専用ブドウ団地やナシ団地が広がり存分に自然を満喫でき、春と秋のワイン祭りをはじめ、1年を通して多彩なイベントが催されています。また、神戸市内各地区で作られたブドウが収穫されワインに加工されます。平野町印路地区で収穫されたブドウもこの農業公園で加工されています。

これらの施設を含んだ地区周辺の施設の地図を図 3-39 に示します。

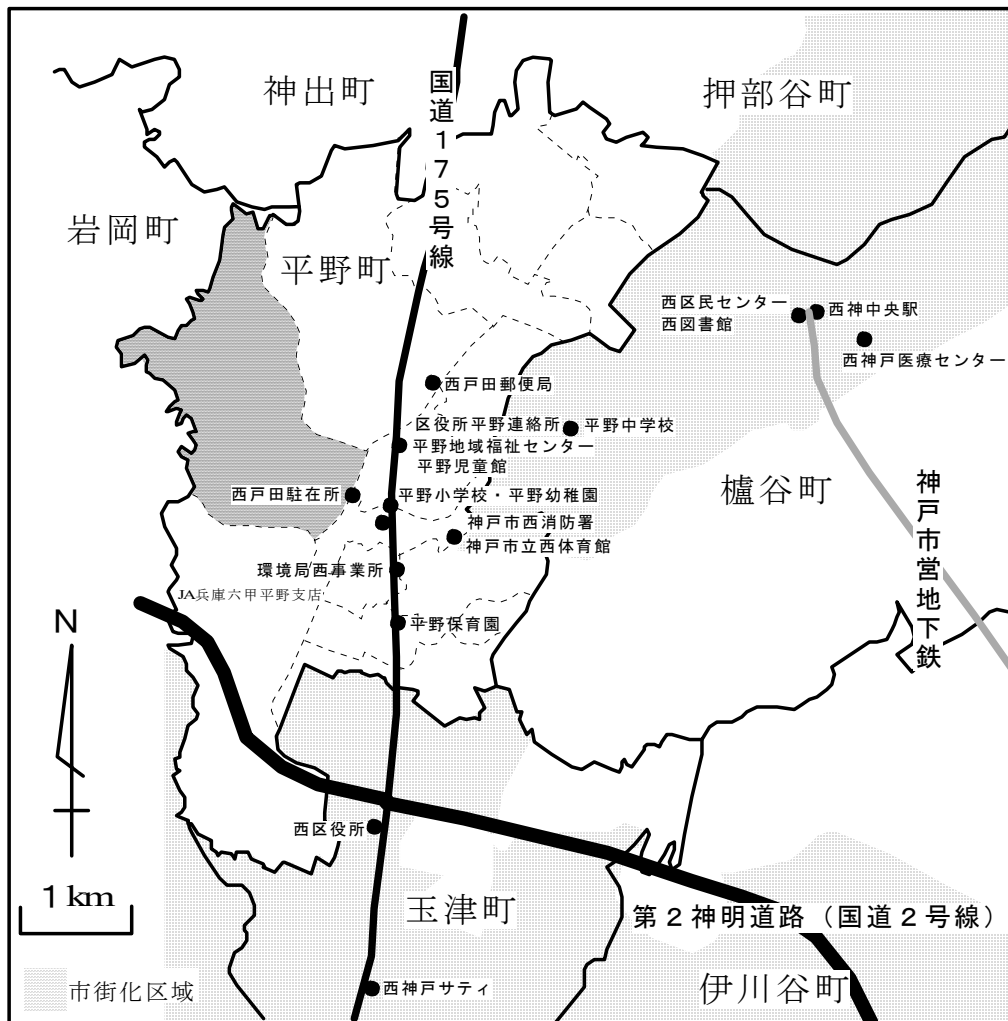


図 3-39 地区周辺の生活関連施設

## (2) 買い物

先述した図 3-34 のアンケート結果からも分かるように、地区の住民は地区内・明石方面・西神中央方面への外出が多いです。これは、会社員等の恒常的な勤め先が明石方面であったり、西神中央方面であったりするのと同時に、日常生活での買い物先がこれらの方面にあるため、聞き取り調査でも、日常的な買い物は明石方面にある西神戸サティ、大久保のイズミヤ、そして西神中央方面に行く人が多いようです。

### 3-3-3 地区内の生活環境

ここでは、次項で挙げる不法投棄に関する指摘以外の地区内環境の現況について挙げます。

#### (1) 地区内道路

現地での聞き取り調査やアンケート調査において、住民から挙げられた道路に関する指摘を地図にまとめたのが図 3-40 です。また地区内道路の幅員を図 3-41 に示し、項目ごとに指摘された内容をまとめました。

図 3-40

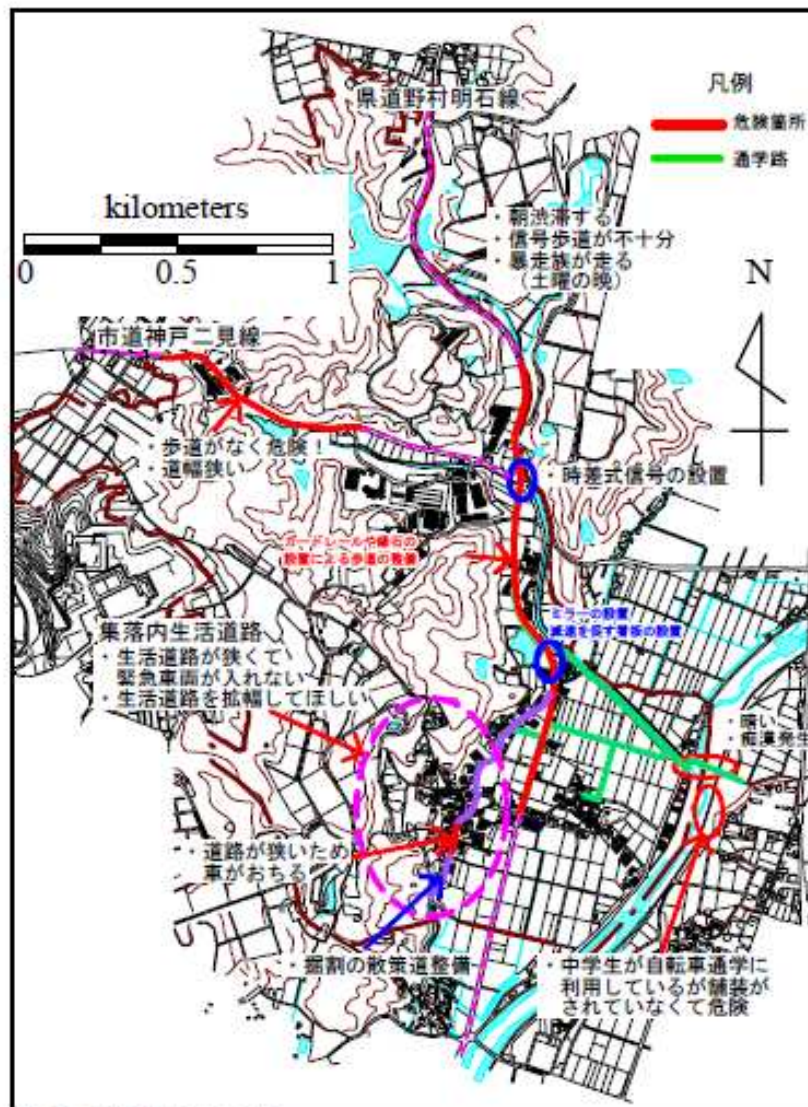


図 3-40 道路に関する住民の指摘

図 3-41

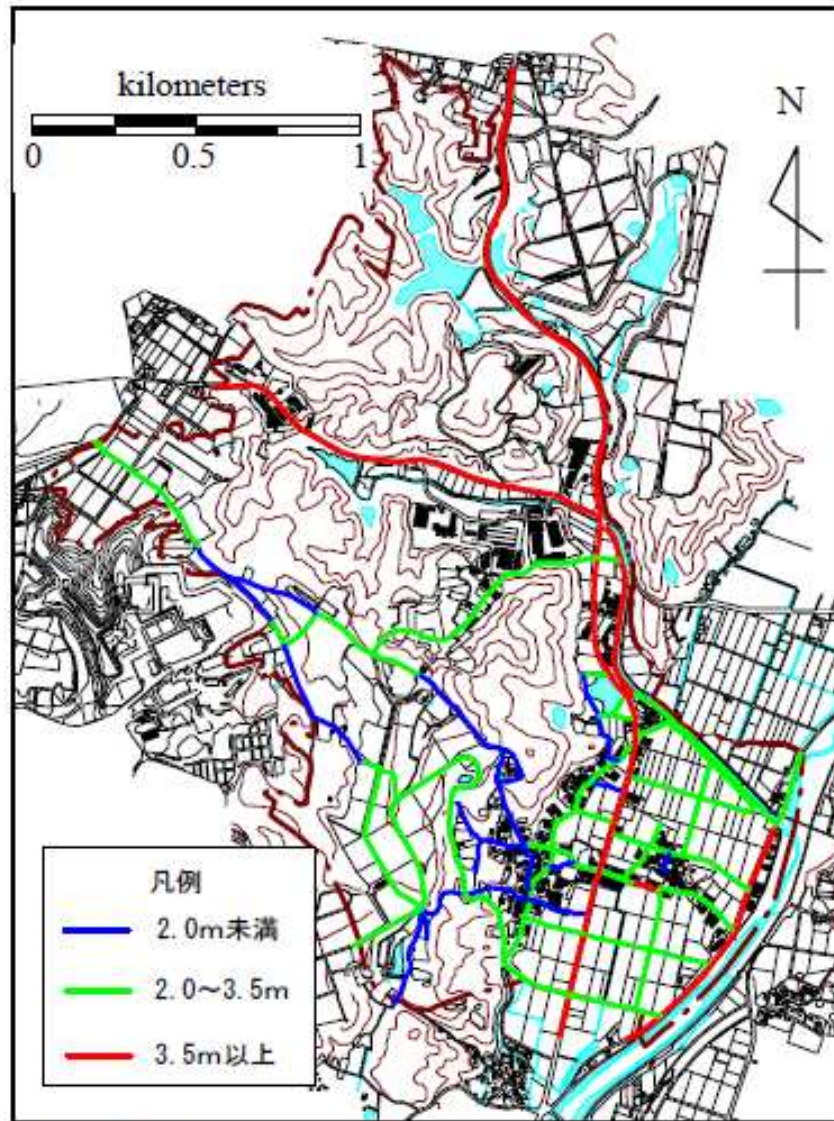


図 3-41 地区の道路幅員

### ① 県道野村・明石線に関して

この道路では、朝晩に渋滞が起こりやすいだけでなく昼夜を問わずかなりの交通量があります。したがってこの道路に対して、交通量が多いことで生じる危険性や渋滞といった点が多く指摘されています。住民の市への要望によって信号が設置される等の改善が行われているものの、朝の渋滞の際には信号が設置されていない生活道路からこの道路への進入や横断が困難である点が指摘されています。また、小学生は通学路の一部としてこの道路を歩き、横断しなくてはなりません。このため、信号機の増設や歩道の整備を指摘する声が多く聞かれました。さらに、この道路は皿池の付近でカーブ（写真 3-4）している上に、この辺りでスピードを出す車が多く大変危険です。この付近での歩行者等の横断には細心の注意が必要なため、ミラー設置の希望もあります。一方、交通量の減少する夜間には暴走族が通り、騒音が不快との指摘も出されました。



写真 3-4 皿池付近のカーブ



写真 3-5 市道神戸・二見線の様子

### ② 市道神戸・二見線に関して

県道野村明石線から分岐して岩岡町方面に進む道路です（写真 3-5）。この道路は、地区住民だけでなく他地区の高校生の自転車通学路としてもよく利用されています。そのため、老人福祉施設エルダーハウスから新池にかけての歩道が未整備で、道幅も狭く危険だという意見が聞かれました。

### ③ 集落内生活道路に関して

県道野村明石線の東西両側に住宅が連なっている集落内生活道路は、幅員が大変狭くなっています（写真 3-6）。そのため緊急時の消防車・救急車等の進入が困難です。特に火災から住居を守るために地区では個人負担により消火用ホースの収納庫及び消火栓を図 3-42 に示すように道路幅員が消防車の進入に十分とはいえない住居の密集地域に重点的に配置されています。また、掘割付近では県道野村明石線の抜け道として進入してきた車が掘割に落ちる事故も起こっています。こうした現状から、聞き取り調査では、掘割を暗渠にして道路を拡幅するという意見も出されました。しかし、掘割が地域を代表する重要な史跡であることから散策路として整備してほしいといった意見もあります。実際に対策を立てる際には、こうした点にも配慮する必要があります。



写真 3-6 集落内道路の様子

図 3-42

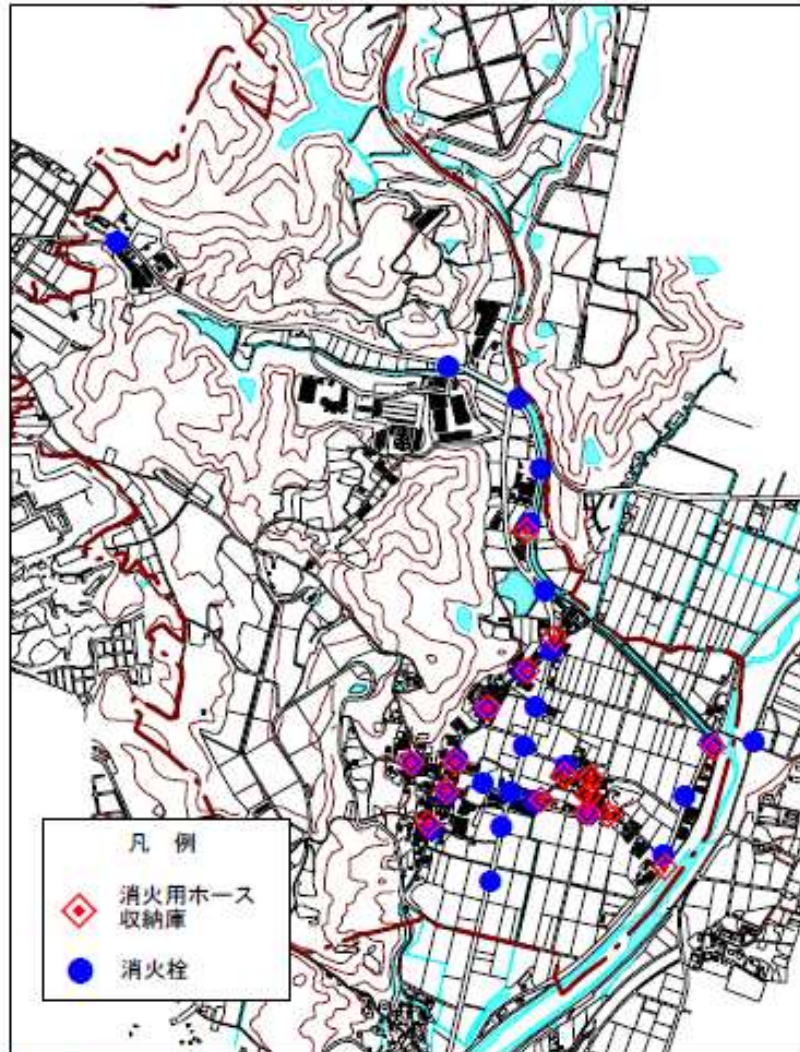


図 3-42 消火栓の位置

#### ④その他

主に小学生の通学路として利用されている平野歩道橋付近が夜間は防犯灯も少なく暗いです(写真 3-7)。実際に痴漢等の犯罪が起きていると指摘されています。またこれは地区外にあたりますが、平野歩道橋付近の明石川岸は中学生の自転車通学路となっているにもかかわらず、未舗装で滑りやすいといった危険性があるとの指摘もありました。

#### (2) 地区内施設

地区には図 2-3 に示したように、主に地区住民が利用する自治会館・印路公園等の施設と、他地区住民も利用する JA 兵庫六甲営農支援センター等の施設があります。主な名所・旧跡・施設については第 2 章で挙げたので、ここではそれ以外について説明します。

#### ①自治会館 (写真 3-8)

自治会・消防団・老人会・子供会等の様々な部会の集まりの際に利用されている地区の中心施設です。地区住民が協力して建物だけでなく植栽の維持管理にも熱心に携わっています。光熱費等建物に関する維持費は、自治会の運営費から捻出されており、そのため利用者に節電等と呼びかけ、維持費の節約に努めています。

#### ②印路公園 (写真 3-9)

圃場整備事業の際に非農用地として設定されたもので自治会館の北側に位置します。ベンチや遊具があり、子どもの遊び場として利用されています。また、この公園で夏休みには子供会のラジオ体操が行われます。アンケート調査では、印路公園が殺風景だとの意見がありました。

#### ③集落排水施設 (写真 3-10)

土地改良区が維持管理を担当し、また市の担当部局により毎月 1 回点検が行われています。施設の処理能力としては、現在の戸数に今後増加すると予想される分家住宅の戸数を加えた程度は処理可能とのことです。予想以上に戸数が増えた場合に処理施設を拡大できる敷地はあるものの、パイプラインの能力に限界があるのではという懸念があります。施設の土地は、神戸市が所有しています。

#### ④バス停

路線バスは先ほども述べたように地区を通る唯一の交通機関で、バス停は、県道野村明石線の信号付近と、明石川沿いの 3 ヶ所にあります。聞き取り調査では、自宅から塾に行くためにバスを利用する子どもがいましたが、バスの本数は少なく、利便性が決して良いとはいえません。



写真 3-7 平野歩道橋



写真 3-8 自治会館



写真 3-9 印路公園



写真 3-10 集落排水施設

⑤ ゴミステーション (写真 3-11)

地区内にはゴミステーションが 2 ヶ所設置されています。ともに神戸市の所有であるが、清掃活動は隣保の各組が 1 ヶ月交代で行うこととなっています。このゴミステーションにはカラス対策として自作の網が備えられており、これによって、カラスによる被害はなくなりました。しかし、決められたゴミ回収日以外に出す他地区の人がいるため、常にゴミが数個残り、何らかの対策が必要です。



写真 3-11 カラス対策がされたゴミステーション

⑥ 皿池・大池・新池

皿池は、地区の共有財産であり、印路土地改良区が管理しています。この皿池はホタルやカニ・コイ等の様々な生き物が生息しており、多目的に利用しようという意見があります。一方で、子どもだけで行くことを禁止しているとの親の声も聞かれ、現在の堤体部分の管理状況から判断すると、雑草が茂って足元が見えづらい等、確かに安全性の面で不安があります。大池 (写真 3-12) は、アンケートで地区の自慢できる場所に挙げられている一方で、地区外の釣り客のポイ捨て問題や、大池北東部で行われている開発による水質汚濁の農業や生活への影響に対する不安があるとの指摘がありました。



写真 3-12 大池の様子

(3) 安全性について

アンケートの結果、生活の安全性に関しては図 3-43 に示すように、「交通事故の危険性」、「通学路の危険性」、「防犯灯が少ない」への指摘が多いです。昔、地区は大池の決壊により大きな被害を受けた経緯があることから水害に関する指摘も 1 割あります。また、自由記述では降雨時の竹藪の崩壊を不安に感じている人もあります。性別で見ると、「ため池の決壊の危険」や「浸水の危険」への指摘は女性の方が多ようです。また、「防犯灯が少ない」との指摘も女性の方が多く、これは、痴漢等の犯罪への不安が背景にあると考えられます。

交通事故や通学路に関する安全性を不安視する声が多いのは、先ほど道路に関する問題点が数多く挙げられたこととつながっています。

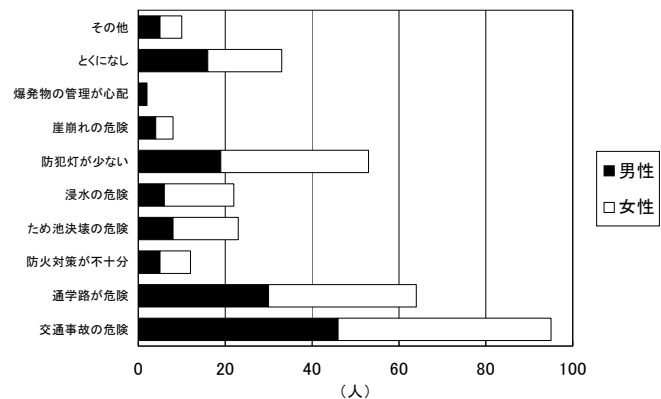


図 3-43 性別で見た生活の安全性について (アンケート・複数回答)

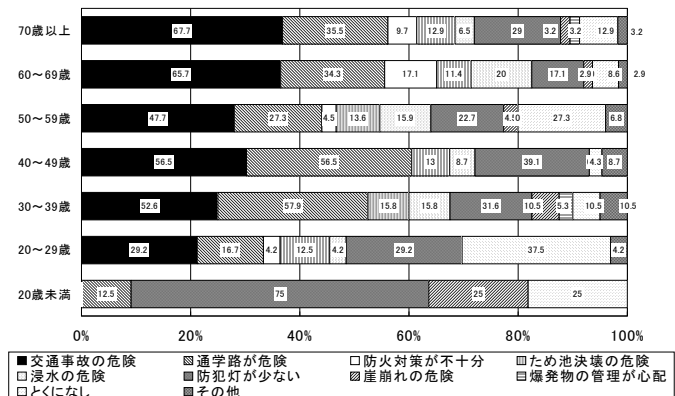


図 3-44 年代別で見た生活の安全性について (アンケート・複数回答)



次に生活の安全性に関する評価を年齢別に見ると、図 3-44 に示すように年齢が上がるにつれて「交通事故の危険性」を指摘する人の割合が多くなっています。また、学校に通う子どもを持つ親の世代と考えられる30～49歳では「通学路が危険だ」と指摘する人の割合が他の世代に比べて多く、6割近くを占めています。お年寄りや子どもは一般的に交通弱者と言われ、事故

の危険性も高いようで、徒歩や自転車で外出することが多い老人や子どもが安心して通行できるような整備が必要です。

さらに同じ項目を農家・非農家別に見ると、図 3-45 に示すように非農家は「とくになし」と答える割合が高いのに対して、農家は「ため池決壊の危険性」と「浸水の危険性」への指摘を始め、安全性への指摘は道路だけにとどまりません。これは農家の人は実際にため池の管理を行うなどで関わる機会が多く、より身近な問題と感じているからと考えられます。また家族では、「防犯灯が少ない」と考える人の割合が多くなっています。家族には女性や子ども、お年寄りが多く、上記のように痴漢等の犯罪に対する不安があるために多くなったと考えられます。

(自由回答)

- ・ 道がせまい (3人)。
- ・ 中学の通学路なのに一部アスファルトしていないところがあります。
- ・ すべての2車線の道路の両側に歩道がない。
- ・ 騒音です。
- ・ 大雨時に浸水の危険がある。→本当に心配です。堤防を作って欲しい。
- ・ 竹やぶが危ないとテレビで言っていた (表面は堅いが中が崩れやすいと…)。
- ・ 夜、男の人が1人で歩いて (タバコを吸いながら) いて怪しい人だと思った。2回ほど。夜中2時頃。
- ・ 竹やぶは大丈夫でしょうか?! 川は (家の前の) すぐ増水するので、すごく心配ですが、雨が多い時は水門が閉まるようになっているのでしょうか?
- ・ 産業廃棄物の不法投棄。
- ・ 夜道が暗くて人通りもないので怖い。
- ・ 近辺の鉄工所等の会社があり道路をはみ出して仕事をしていたり、自動車の駐停車が多く危ない。
- ・ 環境が悪い。

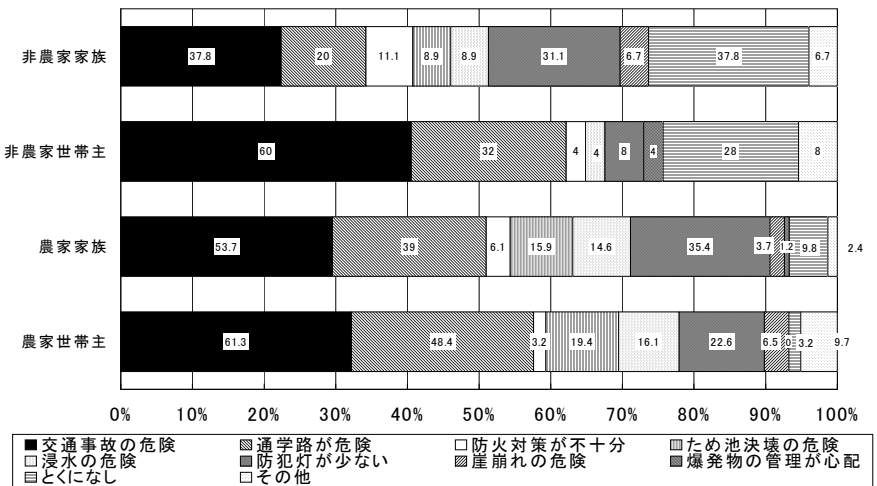


図 3-45 農家・非農家別で見た生活の安全性について (アンケート・

#### (4) 保健性

生活の保健性に関する結果では、図 3-46 に示すように「蚊・ハエ等の害虫が多いこと」、「雑草やゴミの不法投棄問題」への指摘がいずれも回答者の半数を占めています。また「騒音・振動問題」への指摘も 3 割を占めており、場所によってはこうした被害を受けている世帯があることも無視できない課題です。さらに具体的には除草剤や農薬の散布に不安を感じている人や、野焼き・焼き肉屋等の臭いに関して不快を訴える人、カラスや虫等を不快に感じている人もいます。また「水質が汚濁」されることへの指摘がみられますが、これは地区内の農地にとって上流に位置する鳥羽池や新池周辺の土地が残土処分場等に利用され、水質低下の懸念があるためです。特に性別で見ると、「雑草やゴミの不法投棄」「水質汚濁」を指摘する人の割合は男性の方が女性よりも多くなっています。

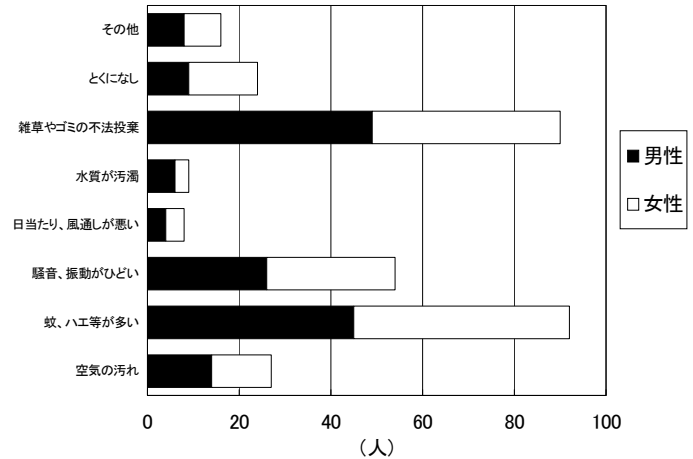


図 3-46 性別で見た生活の保健性について (アンケート・複数回答)

これを農家・非農家別に見ると、図 3-47 に示すように「雑草やゴミの不法投棄」に関して不安を感じている人の割合は農家世帯主において最も高く、回答者の 7 割以上を占め、農家家族においても 5 割を占めています。地区では山間部の畑周辺で不法投棄が横行しており、これは農地に関する問題でもあるため農家が真剣に考えている結果とみられます。非農家の家族では「カやハエ等が多いこと」に不安を感じている人の割合が他地区と同様に最も多いようです。

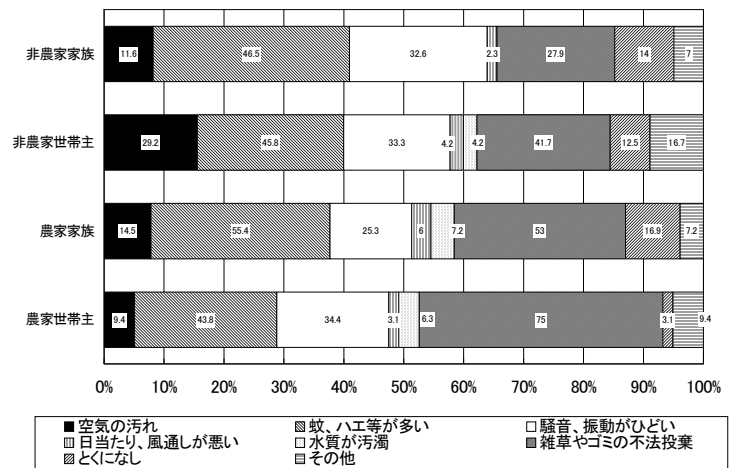


図 3-47 農家・非農家別に見た生活の保健性 (アンケート・複数回答)

(自由回答)

- ・ 野焼きでプラスチック等を焼いた臭いがよくする。
- ・ 土地の所有者が農産物の出荷くずを住宅地のすぐ隣に年中捨て置かれるので困惑しています。
- ・ 板金加工工場で塗装前処理を屋外及び路面にはみ出して薬剤で洗浄されているのが気になります。
- ・ 焼肉店の臭い (4 人)。
- ・ 近隣での農薬散布時に農薬が風で流れてくる。
- ・ カラスが多く集まる (2 人)。
- ・ 家の近くでの除草剤の散布が気になります。
- ・ 虫が多い、震災後交通量が増えた。
- ・ 犬、猫のフンに困っています。
- ・ 家庭のゴミを家、空き地等で焼く。

- ・車の量が多く、振動、騒音がひどくて困っています。
- ・草を燃やす悪臭。
- ・車の振動がひどいので夜眠れない。車がよく通るので排ガスがひどいので窓を開けることができないので困る。

(5) 快適性

生活の快適性に関する結果では、図 3-48 に示すように「ゴミの不法投棄問題」への指摘が最も多く、回答者の半数以上を占め、次いで「公民館が手狭なこと」や「公園・運動場が少ないこと」「資材置き場等の問題」、「子どもの遊び場が不十分であること」という順序になっています。ここにおける公民館とは平野町公民館のことであり、地区の自治会館ではありません。地区の自治会館については、多くの方が使いやすく、親しみを持っているようです。性別で見ると、「青少年の教育環境が悪い」という指摘が男性に多く見られます。

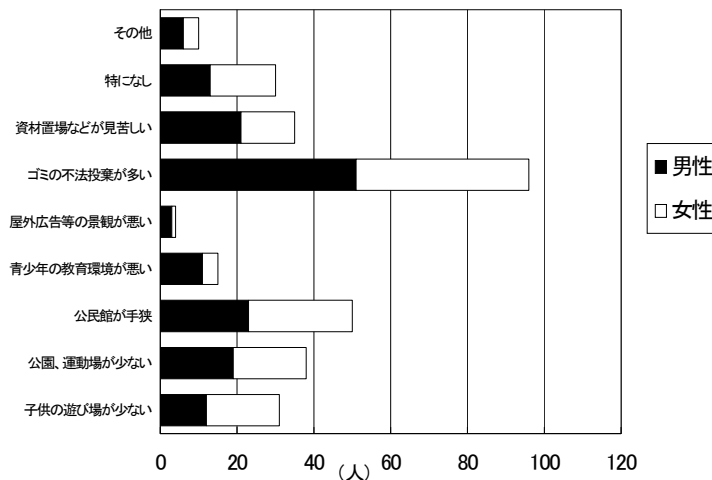


図 3-48 性別に見た生活の快適性について (アンケート・複数回答)

次に年齢別に見ると、図 3-49 に示すように 20 歳未満において「公園・運動場が少ない」と考えている人の割合がその層の 5 割を占めています。また、親の世代である 30～39 歳において「子どもの遊び場が少ない」と感じている人が他の年代よりも多く 4 割を占めています。さらに、「公民館が手狭」だと感じている人が 40～69 歳において他の年代よりも多くなっており、60 歳以上では「青少年の環境教育」が悪いと感じている人の割合が他の年代よりも多くなっています。不法投棄や資材置き場に対する指摘は繰り返し挙げてきたとおりですが、公園や運動場が少ない点については、地区には自治会館裏の印路公園しか遊び場がなく、若者からお年寄りまでが利用できる広場がありません。また子どもを対象とする印路公園も遊具以外の遊びをするには手狭であることから、こうした空間に対する住民の要望が強いといえます。

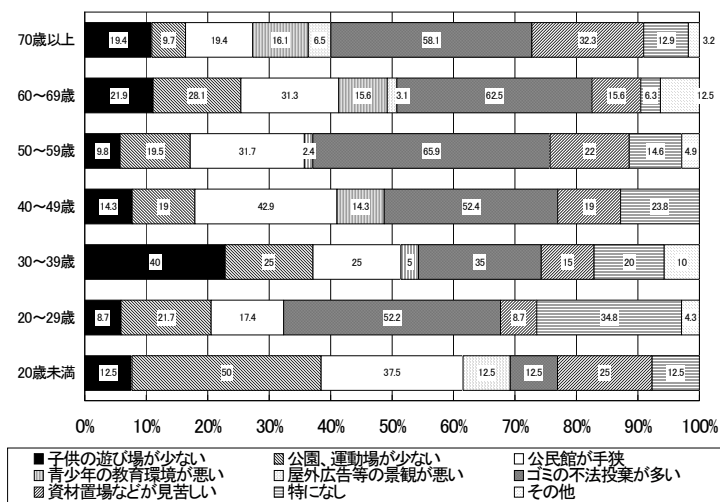


図 3-49 年代別に見た生活の快適性 (アンケート・複数回答)

(自由回答)

- ・家の前の道路は車がよく通るので道を渡るのに数分待たないと渡れない。
- ・他人の家の木の落ち葉。
- ・家の前に板金工場があるため、うるさい。
- ・公共施設(役所、郵便局など)まで遠い。
- ・バスの便が少ない。最終バスが早い。

- ・ 犬の糞が多い。
- ・ 焼き肉の臭いで困っています（2人）。
- ・ 家周辺の雑草、竹やぶが多く「蚊」の発生多い。

### 3-3-4 不法投棄に関する現況

地区ではJAカントリーの南側にある山間部の畑を中心にして、写真 3-13 に見られるように廃車や古タイヤ、家電製品といった重量物から缶やビン、日曜生活品の軽量物まで様々な種類の不法投棄が横行しています。これは生活環境整備に対する要望を尋ねたアンケート結果からもうかがえるように、住民が切に改善を求めている点です（図 3-50）。

この不法投棄には大きく 2 つの原因が考えられます。第 1 に山の畑の多くが耕作放棄されていることです。近年、稲作に要する時間が農業機械の進化等によって大幅に削減されたことで兼業化が進み、手間のかかる畑作を行わない農家が増加しました。それに加え、地区では昭和 63（1988）年から圃場整備事業に取り組んだ際に、山間部の農地は事業対象外として整備されないまま放置されてしまったことが大きいようです。第 2 に不法投棄されている現場が人目につかない場所であることが挙げられます。この付近は、山間部であるため竹藪や木々で遮光され、道路も細いため車の行き交いも少なく、この点については、頻繁に見回りを行うことで効果が期待できますが、それには住民の理解と協力が必要となります。

不法投棄の原因としてはその他にも現場付近に自動車の解体屋があること、等が挙げられます。現在捨てられているものを排除するとともに、先に挙げた原因を解消する方法を検討することが必要です。

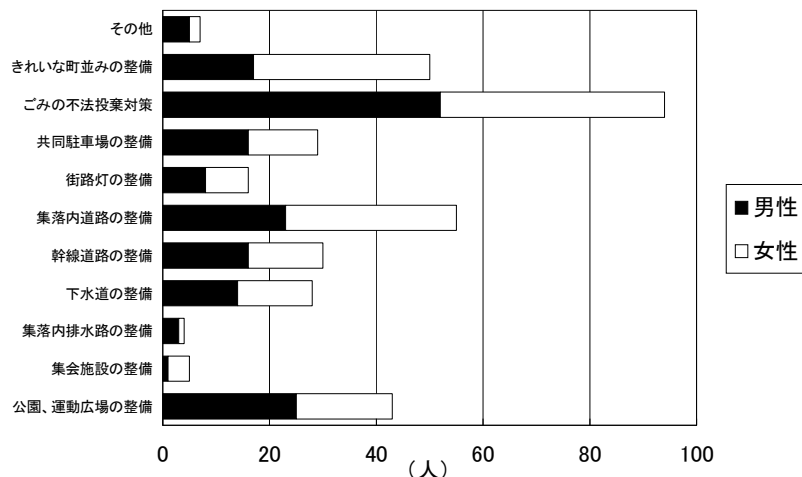


図 3-50 性別で見た生活環境整備の要望（アンケート・複数回答）



写真 3-13 不法投棄の現状

図 3-51 に平成 13（2001）年 10 月時点での不法投棄の状況を示します。



図 3-51 山間部における不法投棄の状況

### 3-4 地域整備に関する住民の意向

生活環境整備についてアンケート結果ではゴミの不法投棄対策を求める声が6割近くを占め、次いで集落内道路の整備、きれいな町並みの整備、公園・運動広場の整備への要望がそれぞれ3割程度を占めています(図3-52)。性別で見ると、集落内道路への指摘やきれいな町並みの整備への要望は女性の方が男性を上回っており、ゴミの不法投棄対策については男性の方が要望は強いようです。

(自由回答)

- ・ 歩道のないところがある。
- ・ 明石川へ他地域より車でゴミを捨てに来る。
- ・ 公共施設またはそれにかわるものの設置。
- ・ 農道に部外車が入るな！
- ・ 外部より入居者のマナーを良くして欲しい。違法駐車等。
- ・ 車が通るときにマンホールの音と振動がひどい

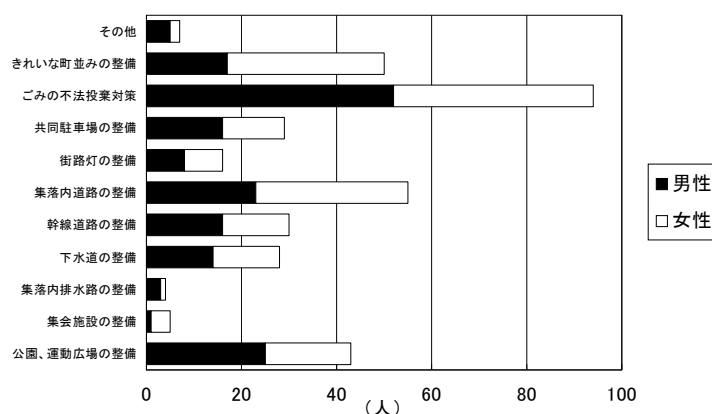


図 3-52 生活環境整備の要望 (アンケート・複数回答)

次に周辺が都市化していくことに対する評価を尋ねたところ、図3-53に示すように生活が便利になるというプラス評価が最も多い一方で、交通量の増加に伴う交通事故の発生に対する不安というマイナス評価の回答が突出して多い結果になりました。この評価を農家・非農家別に見ると、図3-54に示すように農家世帯主と農家家族において生活習慣の違いが心配であると答える人が非農家よりも多くなっています。一方、非農家世帯主では就業機会が増えると考える人の割合が他よりも多く、農家・非農家いずれにおいても家族は生活が便利になるとの評価が最も多い結果となりました。

(自由回答)

- ・ 食べ物の店の場合、臭気による公害が発生する。
- ・ 進出してくる内容により異なる。
- ・ 早朝6時頃、犬の散歩をする方がいらっしやったり、少し考えてほしいと思うのですが、家の少ないところ

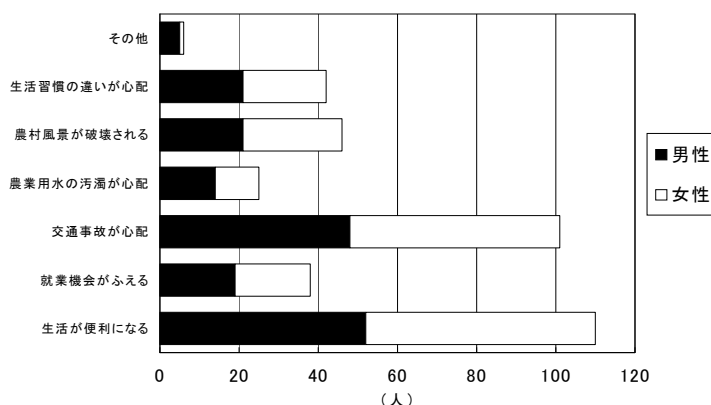


図 3-53 周辺の都市化の進行について (アンケート・複数回答)

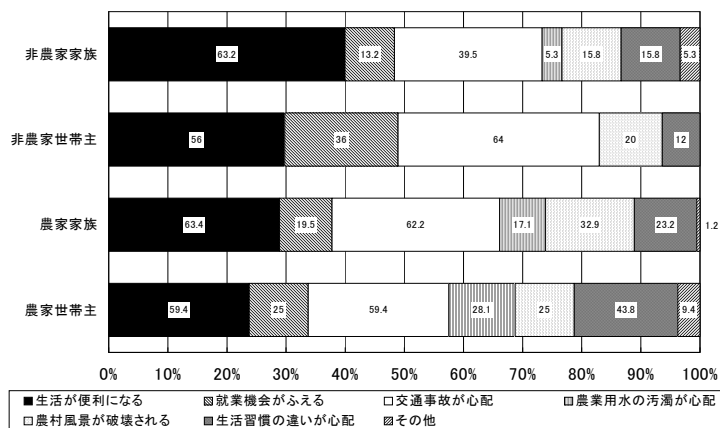


図 3-54 農家・非農家別に見た周辺の都市化の進行について (アンケート)

に行くのがいいとか、人それぞれですし、他の地区から人々が入ってくると心配だ。

- ・ 反対。
- ・ 何人もくるな！
- ・ 沿道サービスが増えれば環境が悪くなる（ごみの不法投棄）。

周辺の農地を「緑が多く良い環境である」と考えている人が最も多く回答者の6割を占め、ついで「新鮮な野菜が入手しやすい」、「子どもにとって良い環境である」の順に多く、プラス評価の回答が目立ちます（図3-55）。一方マイナス評価で最も多かったのは耕作放棄地問題で、次いで「蚊やハエが多い」という指摘で、圃場整備によって水路やため池をはじめ、農地における危険や悪臭といったマイナスイメージは大きく改善されています。したがって総体的には良い印象を持っている人が多いようです。

（自由回答）

- ・ 農薬等の害が間接的にある。
- ・ 農薬の知識がないのでわかりませんが、体に安心ですか？

今後の地域整備の方向を尋ねたところ、図3-56に示すように農地をすべて保存すべきだと考えている人は全体の2割あり、一定区域に限り転用を認める人が4割を占めています。逆に、積極的に開発すべきだと考えている人は2割でした。性別で見ると、一定区域に限り転用を認めると答えた人は男性が女性を上回り、積極的に開発すべきだと答える人は女性の方が上回っています。女性の方に開発志向が強い傾向がうかがえます。

（自由回答）

- ・ 自分の土地は自由に転用したい。
- ・ 国道や県道、市道等の幹線及び準幹線に面するところは開発に適すると思うが、不用意に全体を開発すべきではないと思う。また、中途半端なミニ開発はすべきではありません。

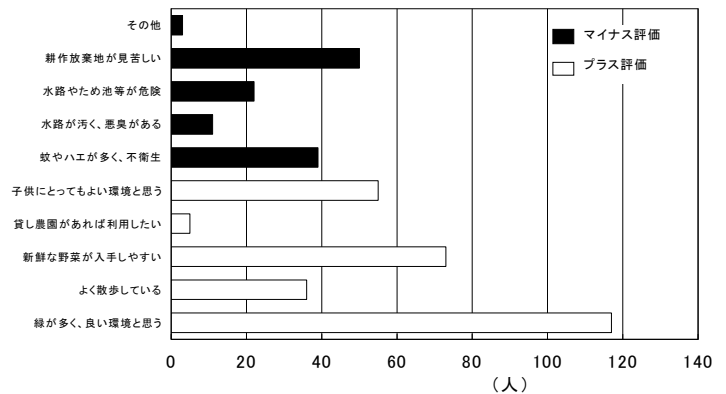


図3-55 周辺の農地について（アンケート・複数回答）

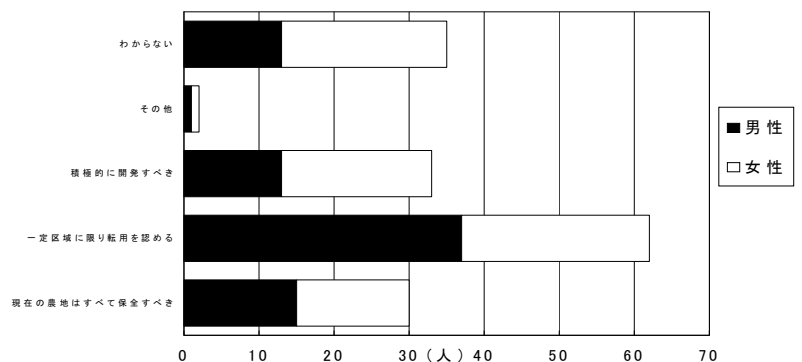


図3-56 性別に見た今後の地域整備の方向（アンケート・複数回答）

開発の中身として容認できる転用先を尋ねたところ、図 3-57 に示すように社会福祉施設・医療施設への転用を認める人が8割を占めています。聞き取り調査でその内容を詳しく尋ねると、社会福祉施設よりも医療施設を求める声の方が多いです。また地区住民の住宅や公共施設、コンビニ・商店への転用を認める人もそれぞれ6割程度を占めています。

性別で見ると、地区内住民の住宅や公共施設、医療施設を容認するケースでは男性の方が多く、いずれも7割以上を占めています。一方、コンビニや商店を容認するケースでは女性の方が男性を上回っています。消防団の座談会では非農家でも分家住宅を建てることができ、Uターン者を確保することが地区の活性化に必要だという意見が出され、婦人会の座談会では日常生活面での便利の悪さを指摘する声が非常に強くありました。こうした性別の意向がこの質問に反映されています。逆に容認できない転用先を尋ねたところ、資材置き場は9割の人が容認できないと答えており、ドライブインや駐車場も容認できないと考えている人が多いことが分かります。

(自由回答)

- ・ 広大な畑が荒れているが森林公園などに。
- ・ デパートが欲しい。
- ・ 社会福祉、医療施設やドライブインについては地域住民と協調の取れるもののみ（地域住民が便利になるもの＝例：地下鉄の延長線、特定土地地区画整理事業）。
- ・ 銀行の窓口等を増やす。
- ・ 他の地区の人が入ってくるということが心配です。

里づくり計画では、必須とされる土地利用（好ましくない施設の規制、快適な営農環境の保全等）、農業振興（担い手の問題、農業経営の問題、農地保全の問題の解決）、環境整備（生活上で不便な点、身の回りの環境で気になる点、自然環境等の整備）の他にも景観保全や都市交流といった項目についても組み入れることができます。

地区住民が今回の計画策定にあたって、何を重視しているかを知る

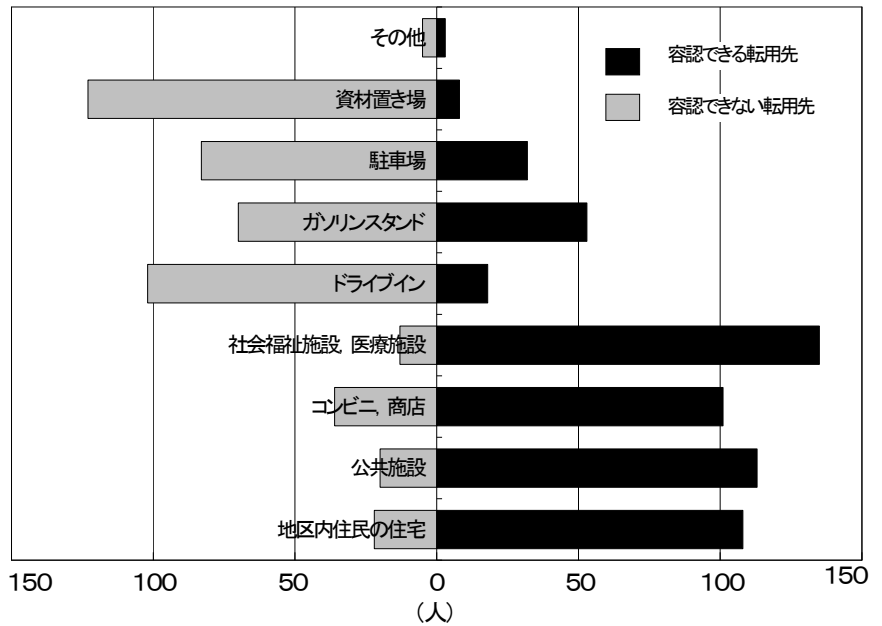


図 3-57 容認できる・容認できない転用先 (アンケート・複数回答)

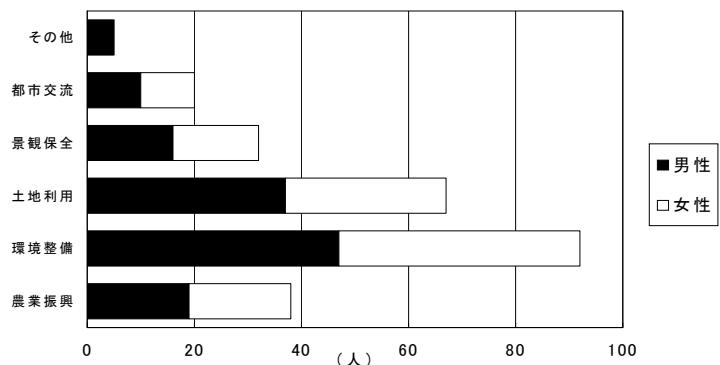


図 3-58 計画の重点項目 (アンケート・複数回答)



ために計画の重点項目を尋ねたところ、図 3-58 に示すように環境整備を重視する人が最も多く、次いで土地利用が多いです。本地区では不法投棄が最大の関心事であり、次いで道路に関することや生活の利便性の向上が指摘されている現状が反映されているといえます。なお都市との交流に重点を置く人は少ないようで、性別に見ると、土地利用に対する関心は男性の方が女性を上回っており、問題となっている不法投棄される農地の所有者を含む世帯主が解決を望む声の強さを示しています。さらに年齢別に見ると、30代、40代、60代に環境整備に重点を置く人が特に多く、いずれも7割以上を占めています。また50代、特に70歳以上においては農業振興に重点を置く人が他よりも多くなっています(図 3-59)。

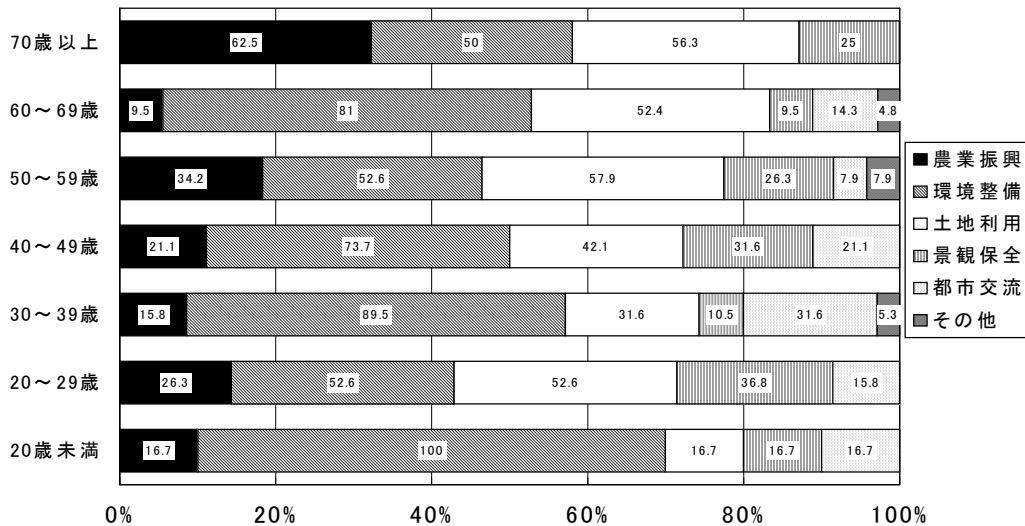


図 3-59 年齢別に見た計画の重点項目 (アンケート)

(自由回答)

- ・ 畑地の利用 (荒れているため) (2人)
- ・ 産廃業者の規制を考える。
- ・ 地区計画等。
- ・ 畑, 山林の公害のない開発。

平成 13 (2001) 年 8 月に行った地区住民への聞き取り調査をもとに今後の地区整備の方向性を探ると、まず、地区内で保全したいところには神戸市指定の文化財である「田中家かやぶき屋根」や、「掘割」といった歴史を感じさせる史跡や、国有林を造成したブドウ畑からのすばらしい眺望等が挙げられています (図 3-60)。また圃場整備により生産性の向上した水田を保全したいという声も聞かれ、単なる史跡だけでなく、地区そのものの環境を地区住民は自慢できると感じていることがうかがえます。したがってこういった史跡や自然環境を将来にわたって保全していくと同時に、地区の活性化にも利用できる方法を検討する必要があります。

逆に改善すべきところとしては (図 3-61), JA のカントリーエレベーターの南側に位置する山間部の畑を中心に横行している不法投棄が最も要望が強いです。また、地区内の焼き肉屋の臭いや板金工場の騒音に対してもその周辺住民から苦情が出ています。この点については、個人攻撃にならないよう改善策を検討する必要があります。一方、山間部の畑やブドウ畑, 皿池等の多目的利用方法として様々なアイデアが出されました。いずれのアイデアも他地区から人を呼び入れる効果があります。ただし、計画の重点項目でもみたように多目的利用を考える際には、地区住民は都市交流を重点項目としてはあまり考えていないことに配慮する必要があります。

図 3-60

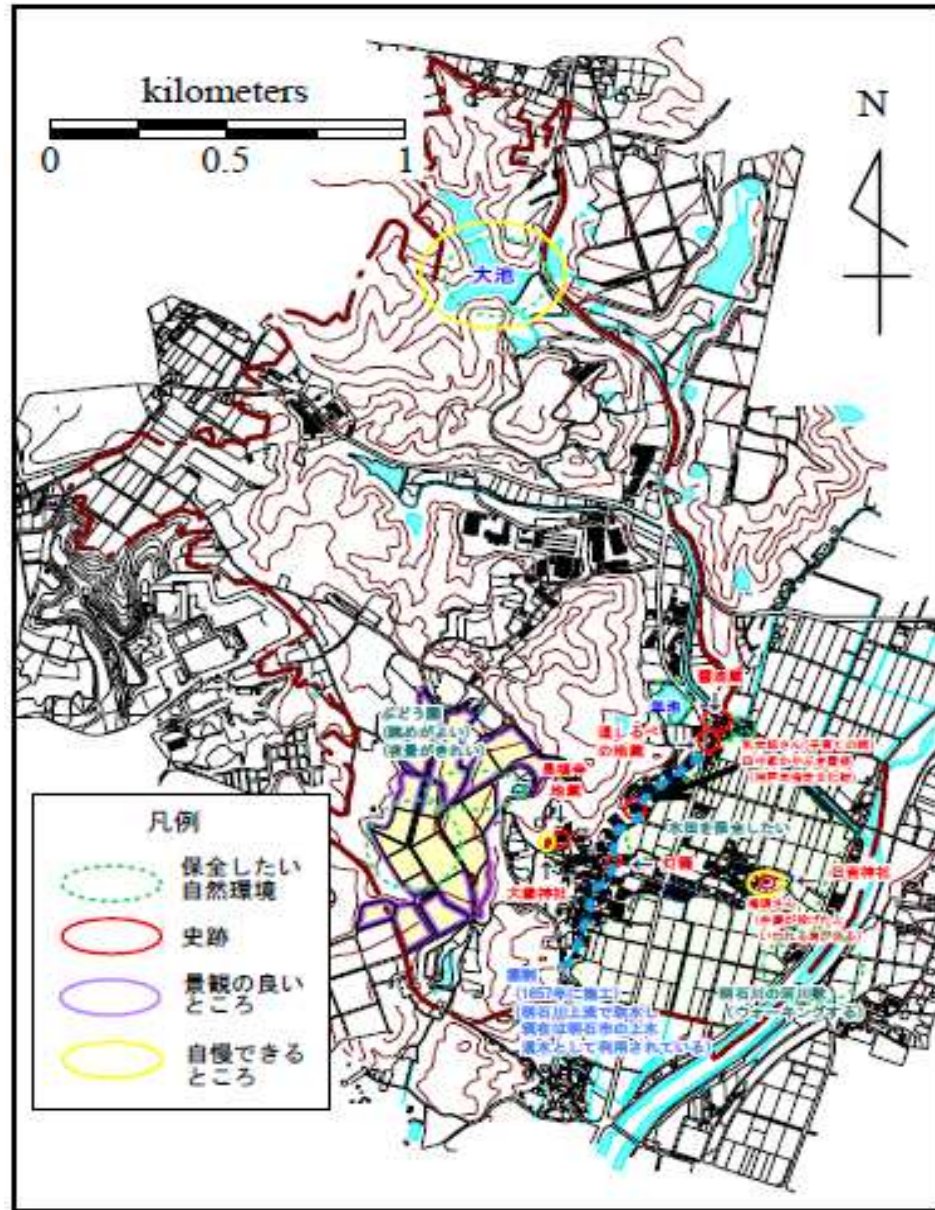


図 3-60 保全すべきところ



最後にアンケート調査での自由記述を以下に挙げます。

- ・ 印路は農村ではありますが、非農家も少なからずあります。若人の流出を防ぐためにも、非農家でも分家新宅をできるようにしてもらいたいものです。現在は非農家であってももともと農家であったり、遺産分けで農地が少なくなった結果農家から非農家になってしまった家もあり、その住民は分家新宅ができなかったり、改築時に建築法の改定で元の土地に改築できなかった場合、最悪村を出て行かなければなりません。土地利用について、非農家であっても現住民等については農地転用等できるようにするか、逆に非農家であっても農業に関心のある人の共有農地を持つ等で農家として認めてもらえるようにしたい。しかし、基本的には環境を保全し、今の緑豊かな印路を残したい。
- ・ JA が先導されて、減反幅の減少を期待する。
- ・ JA とのタイアップを今迄以上に交流するのが望ましい。
- ・ 近年、身の回りには鉄工所、板金屋（音がうるさい）、廃材置き場（汚い見苦しい）等ができ、生活環境を害しています。自然環境を保全すべきであります。
- ・ 夜、時間が遅いと電灯があまりないのでとてもこわい。家もないし、おそわれても誰も気付かなそう。だからもっと電灯を増やして下さい。後は家の前の会社をどうにかして欲しい。頭が痛くなるくらいうるさい!!バスの本数が信じられないほど少なく大変不便だ。もっと都会になってほしい。コンビニも…。ヨロシクおねがいします!!
- ・ 家の前に板金の会社があります。毎日ではないのですが作業をしている音、また作業ゴミを捨てる音などとてもうるさくて、イライラしたり頭痛がしたりします。迷惑しているもっと静かな環境にしてほしいものです。
- ・ 最近、民家付近に工場の進出が多くて、騒音が問題になっています。そういった工場が建つのを未然に防ぐために、これからの土地利用計画が重要になってくると思う。
- ・ 現在の農業は、一部を除き小規模の家内の作業が行われていますが大規模なものにして諸費用の低減を図り安定した生産を行う方がいいと思う。また市場に出荷することによる相場の上下に左右される農業経営を逸脱するために直販に近い形で販売できる方が良く思う。上記の2点目を実施するためには消費者のニーズに応えるため安全な生産物を作らなければ売れません。安価な生産物を大量に生産するのではなく価格、品質を消費者に認めてもらえる生産物を生産、供給していくことがこれからの農業には必要。以上の事を行うには、3~5年くらいの長期の準備期間が必要と思われるが先々のことを考えると良い結果が出ると思います。以上、長く書きましたが私個人として必要と思うものは…。農業の個人的小規模経営から農業生産法人等による大規模な合理的経営。消費者のニーズをつかんだ生産物を作ります。生産物の品質（内容であり形状ではない）向上。地域特性を作り生産物に付加価値を付ける。
- ・ 街灯が少ないので全体的に暗いイメージと、やはり夜ぶっそうです。もっと道路に街灯が欲しいです。悪い人を寄せ付けないためにも。今の世の中、変な人が多く考えられないような事件が多いので、「ここはだいじょうぶ!!」と安心できる街作りが大切じゃないかと思えます。夏はカエルの声が出て秋は虫の声が聞け、静かで心地よい地区ですが、悪い人が入って来られるような不安なところはどんどん解決して行かなければいけないと思えます。また、水が多いのは良いことですが、大雨が降った時はたしてだいじょうぶなのか、とても心配です。竹やぶはたしてだいじょうぶでしょうか？もし崩れたらどこに言えばいいのでしょうか？もしもの安全対策はだいじょうぶでしょうか？
- ・ 農村部の非農家になりますから、いつもかやの外で中心的なことはできません。

## 第4章 地区の課題

### 4-1 土地利用の課題

本地区は山林がその約5割を占め、次いで3割が農地として利用されています。農地は明石川沿いの平坦部を中心に農用地区域に指定されており、圃場整備の実施もあって良好に保たれています。このように地区のほとんどが自然豊かな空間としての役割を担う土地利用であることから、地区では、現状の土地利用を保全したいと考える人の方が積極的に開発したいと考える人よりも多くみられます。しかし、農家世帯主アンケート結果にも見られたように、2割の世帯主が農地の転用を希望し、具体的な内容としては分家住宅、駐車場、公共施設が挙げられています。既に数ヶ所では転用を目的とした農用地区域除外も行われていますが、こうした転用によって生活上の快適性や安全性、保健性を損なわないよう周辺の土地利用との調和にくれぐれも配慮する必要があります。

また、地区の土地利用で最も大きな問題となっているのは、山間部の畑や岩山北側の農地等でみられるゴミの不法投棄です。農地として耕作されておらず、また人目につきにくいという原因もあって、ゴミを捨てに来る者が後を絶ちませんが、こうした場所は自然に恵まれた地区のイメージを下げ、また投棄されたゴミから悪臭や有害物質が流出し、周辺の土地に悪影響を及ぼす恐れが十分考えられます。これまでも投棄物を自治会で撤去したことはありますが、常に元の状態に戻ってしまったとのことです。

つまり、この問題を解決するにはゴミの撤去だけでは不十分で、撤去した後の土地利用をいかに行うかが重要なポイントといえます。周辺の山林の活用も含めて対策を講じる必要があります。

## 4-2 営農の課題

### 4-2-1 栽培作物

#### (1) 水稲

基幹作物として大半の農地で栽培されています。しかし、兼業農家や自給的農家が多いこともあって、生産コストに対する意識が薄い面が見られます。生産調整によって生産意欲が大きく影響を受けているものの、今後も日本の農業にとって基幹的な作物であることに変わりはないことから、作付け時期を検討するなど品質の向上に対する努力や、生産コストを下げるために農業機械の利用方法について検討することが重要な課題として挙げられます。

#### (2) 野菜

現在地区ではハウス等による施設栽培はほとんどみられないが、露地物の軟弱野菜が一部の農家で精力的に行われています。しかし軟弱野菜をはじめとする野菜類は近年生産量の増加や輸入物による価格の乱高下が不安視されており、需給バランスに配慮した生産が求められると同時に、市場に左右されない高い品質をもった産地としてのブランド力が重要になりつつあります。

#### (3) 果樹

加工用ブドウについては地区の主要農産物として収量も安定してきており、栽培技術も高い水準にきています。今後は生産性をさらに向上させるためにも、JAによる農業機械の貸出や農業廃棄物の処理施設の充実、さらにはより品質の高い果実を得るための栽培技術の習得が課題として挙げられます。一方、今後農業従事者の高齢化が予想されることから、平坦部の農地ではイチジク等の果樹を植栽し、もぎとり農園などの形態を導入して必要とされる労力を削減して収入を得るといった経営についても検討する必要があります。

#### (4) 出荷販売について

現在の出荷販売についてはJAに対して販売強化を望む声が強いです。しかし、安定した農業経営を続けるためには農産物の流通経路について生産者自ら出荷形式や出荷先を研究する必要もあり、その有力な販売方法の1つに直売所の利用が挙げられます。地区内にあるJAが運営している直売所をはじめ、近隣の直売所はいずれも人気が高いため参加できる農家数が限られています。したがって新しい販売方法として直売所を設けることも今後の課題として挙げられますが、地区周辺にはすでに数ヶ所の直売所が設置され、購買者の認知度も高まっていることから供給過剰の危険性もあり、さらに新しい試みとしてインターネットを用いた直販についても検討すべき時期にあると考えられます。

### 4-2-2 生産調整への対応

営農面での大きな課題の1つに挙げられるのが生産調整です。現在は各々の農家の協力により転作目標面積以上に転作されています。しかし現状では各農家が圃場整備されて折角大きくなった区画の水田の一部でそれぞれ転作の手法である「調整水田」等で対応しているため、あまり効率的な方法とは言えません。今後は圃場整備済みであるメリットを生かして、水田を団地化し、集団的に生産調整に対応させることなどを検討して、さらに効率の良い方法を模索する必要があります。また、水稲以外で地区の特産物となるような作物を開発することも課題として挙げられます。

### 4-2-3 農地の保全

約10年前に圃場整備が行われてから現在まで、農地は良好な状態で耕作が続けられてい

ます。また同時期に造成が行われたブドウ団地についても、地区の特産物として高い評価を受けるまでに成長し、多くの地区住民にとって地区自慢のシンボルともなっています。このように専業農家を中心に守られてきた地区の農地は今後も良好な状態で耕作が続けられることが望まれます。そのためには担い手の確保が求められるだけでなく、圃場整備事業とともに整備された用排水システムや農道の良好な管理も重要と言えます。現在、東播用水による大池からのパイプラインが高低差による水圧で破裂する事故も指摘されており、今後パイプの劣化とともに事故が多発する可能性もあります。また、大池や新池をはじめとするため池についても降雨時の災害の引き金となる危険性を不安視する声も聞かれており、こうした施設の老朽化に対して土地改良区や農会でその対策について話し合うとともに、補修や点検作業を行う必要があります。

### 4-3 生活環境の課題

#### 4-3-1 道路・交通の課題

地区内を通過する基幹道路に対して、交通事故の危険性を挙げる声が多い。県道野村・明石線と市道神戸・二見線はそれぞれ小学生や他地区の高校生の通学路ともなっており、登下校時の歩行者の安全を確保するための信号の設置や歩道、自転車レーンの整備が必要です。この他にも県道野村・明石線では通過車両の速度超過や、大型車両の通過による振動や騒音が周辺住民に大きな被害を及ぼしている点も改善すべき課題として指摘できます。また通学路に関連して平野歩道橋付近では防犯灯が不十分であることや、地区内に明石川を横断できる車両通行可能な橋がないといったことから、西神ニュータウン方面へのアクセシビリティの改善も課題として挙げられます。

さらに住居が密集する掘割周辺や自治会館周辺における集落内道路は、その幅員の狭さが問題視されています。消火栓等が設置されているものの、これだけでは緊急車両が進入できない欠点を補うのに十分とは言えません。また、掘割では見通しが悪い部分があり、車の転落事故なども起こっていることからミラーやガードレールの設置等、何らかの予防策が必要です。

一方、交通面では地区住民が唯一利用できる公共交通であるバスの便が悪い点が課題として挙げられます。路線は3本あるものの、1日あたりの運行本数は恵まれているとは言えません。住民の主な移動手段が既に自家用車となっていることから、急激なバス利用者の増加は見込みにくいですが、高齢者や20歳未満の学生にとって依然バスは必要な交通手段とされています。公共交通については1地区だけでなく、広域的な視点に立った改善が必要です。

#### 4-3-2 地区内生活環境の課題

地区内の施設について挙げられたこととして、印路公園が子どもの遊び場としては手狭で不十分であることや、現在の集落排水施設の容量では分家住宅をそれほど多く増築できる余裕がないこと、ゴミステーションの利用マナーについて他地区の住民がゴミを捨てに来ることがあります。自治会館に対する不満はないものの、遊び場や運動場といったオープンスペースがない点は今後地区住民の減少を防止する面でも必要な改善課題といえます。

また快適な生活をおくる点で改善すべき課題は、先ほど挙げた道路や交通に関する安全性の確保と利便性の向上の他に、大池等の周辺で行われている土地利用が水質に与える影響や、降雨時のため池や河川の氾濫に対する防止策、商業施設や工場による臭気・騒音の排出といった点が挙げられます。また明石川や山林で行われる野焼き等の臭気も何らかの対策が必要です。さらに利便性の面では近くに医療施設がないことや日用品の買い物が不便であるといったことの他に、保育園や幼稚園が毎日通うには遠いことも指摘されています。

一方地区にはブドウ団地のようなすぐれた眺望に恵まれ、他地区にも自慢できるような名所や、掘割のような歴史を感じさせる旧跡が数多く存在しています。しかし、これらは住民にも深くその価値を知られないまま限られた住民だけでその維持管理が行われているものがほとんどです。こうした史跡等は地区の個性とも考えられることから、各々の名所旧跡を一連のものとして案内するなどしてそれぞれの価値を高め、地区の魅力として保全に繋げていくことが望まれます。そのためには名所旧跡を巡るための道路整備だけでなく、景観に配慮した整備手法を検討する必要があります。

また自治組織については、子供会や消防団で加入者の数が減り、その存続が危ぶまれて



いることが課題として挙げられます。消防団では地区をもっと若者にとって魅力あるものにしたと考えており、そのためには話し合い等を行い何らかの活動を模索したいという意向も出されていることから、こうした活動に対して里づくり協議会や自治会が支援していける体制を作ることも重要です。

さらにアンケートで環境の改善にあたって協力できることを自由に回答してもらったところ、以下のような意見が挙げられました。

- ・先頭に立ち、アドバイス等ができるような力量はないが多人数が必要な時には協力したい。
- ・施設、景観作りのアイデアを提供します。
- ・公共の施設の用地であれば土地を手放してもよい。
- ・パソコン関係の仕事（パソコン周辺機器メーカーでプログラマー）をしており、村のIT化等、パソコンを使う事があれば、協力できるかも。
- ・ある程度、花の植栽をする時に協力できると思う。
- ・昔はしずかな場所で、家が好きだったけど、今は前の会社（板金）がうるさくて家に帰りたくなかった。
- ・農産物のインターネットでの販売（無農薬及び低農薬のみ・現在、他県の無農薬農産物を販売しているができれば地元の生産物売りたいので）。
- ・自分達の生活で手一杯なので余裕がないのです。すみません。
- ・動員がいる時は出て行けます。
- ・自由時間がとれるので、労力は協力できる。
- ・自然破壊をするのであれば、断固反対すること。
- ・アドバイザーにはなれないが、協力は惜しまない。
- ・例にあるバザーなど（家に眠っている不要品を持ち寄りして）してもいいと思います。

こうした意見を里づくり協議会で汲み上げ、下部組織として部会を結成するなどの対応を図ることも実行性のある里づくり計画にするために必要な課題と考えられます。

#### 4-3-3 不法投棄に関する課題

前章でも挙げたように、地区ではJAカントリー一の南側の山間部畑を中心にして不法投棄が後を絶ちません（写真 4-1）。まずこれらを排除すること、次に不法投棄が再発しないような対策を講じることが求められます。再発しないためには次に挙げる問題を解決することが必要です。第1に山間部の畑の多くが耕作放棄されている点です。第2に不法投棄現場が人目のつかない場所にある点です。その他にも現場付近に自動車の解体業者があること、等があります。この問題は今回の計画策定にあ



写真 4-1 不法投棄の様子

たって住民が最も強く改善を望んでいる点です。こうした不法投棄の問題については平成14年3月より神戸市産業振興局西農政事務所を中心に市環境局、市建設局、西区まちづくり推進課が対策に関する検討に入り始めています。この検討にあたっては西区内の6ヶ所を具体的な対象地区として設定しており、平野印路地区もこの中に含まれています。したがって、今後は行政との連携を図りながら、地区としても対応できる方策について検討していくことが望まれます。さらに不法投棄がしばしば行われるのは人目につかない山間部であることから、隣接地区との連携についても検討することが必要です。

## 第5章 里づくり計画

### 5-1 基本方針とキャッチフレーズ

本地区では明石川沿いに広がる平坦部農地の基盤整備事業が約10年前に終了し、これと並行する形で農業集落排水施設も整備されたことにより、営農環境だけでなく生活環境も以前に比べて大きく向上しました。さらに市の農業振興地域整備計画で示されている加工用ブドウ団地の生産活動は事業開始以来約10年を経過して収穫量も安定し、地区の特産物となりつつあります。

今回の計画策定にあたって地区を調査する過程でアンケートや聞き取り等によって多くの住民から指摘されたのが、ブドウ団地北側の山間部や岩山北側等に見られる不法投棄の問題と、住居が集まる集落の中心部より上流に位置する大池や新池および鳥羽池周辺での資材置き場等の土地利用に対する不安です。また本地区は西区の西端に位置することから、自動車を中心とする移動手段が大きな比重を占めていますが、高齢者や学生をはじめとする交通弱者にとっては生活の利便性が低いという問題も見逃せません。したがって今回の計画策定にあたってまず、住民が重点項目として挙げた生活環境の整備に重点を置くこととします。

一方、生活の利便性に関する指摘も多く、住民からは地区の活性化を望む声が共通して聞かれましたが、世代や性別によってその方法において異なる意見が出されました。20代、30代の男性で構成されている消防団では、現在の恵まれた自然環境を保全するとともに、活性化のためには地区外に住む非農家の後継者がUターンできるよう分家住宅用地を確保したいという意見が出されました。また女性からは買い物や医療施設に対する要望が根強く、生活が便利になるような活性化を望む意見が多くありました。しかし地区内で大規模な開発を求める声はいずれにおいても少なかったようです。そこで活性化という問題に対しては、現在の自然環境を保全しつつ、これら豊かな自然環境がもつ魅力を引き出すことにより地区外からも人を呼び込むことができ、それに伴って利便性の向上が図られるという方向で計画を策定することとします。

また今回の里づくり計画を表すキャッチフレーズを『**守り伝えよう 私たちの印路**』とし、将来にわたって現在の平野印路地区の良い環境を残していきたいという地区住民の率直な気持ちを示していきます。

## 5-2 土地利用計画（農村用途区域区分）

本地区は山林・緑地と農地が地形的にまとまって存在しています。加えて住宅も主要道路沿いにまとまって建てられていることから、積極的に集落居住区域を設定することにより住民の居住環境を守ることが望めます。したがって地区を農業保全区域、環境保全区域、集落居住区域の3区域に区分することとします（図5-1）。

### （1）農業保全区域

地区では山間部を中心とするごく一部の農地を除いて圃場整備が実施され、良好な営農環境が確保されています。これらの優良農地は今後も地区の農業の基盤として保全していくことが欠かせません。したがって、明石川沿いに広がる農用地区域指定の農地を中心に農業保全区域とします。また後継者が不在、あるいは高齢の農家が所有する農地については作業委託等により農地として維持管理できるように配慮し、転作目標面積の増加も見込まれるコメの生産調整に対しても、単なる保全管理から耕作放棄に至らないよう、適切な対策を立てておくことが重要です。

さらに地区の特産物となっているブドウ団地やこうべ育成牧場の施設についても農業保全区域に指定し、今後も地区農業の拠点として生産振興が図れるように環境を整えていきます。

また大池下で萩原林業が駐車場および資材置き場として転用を行う農地については、下流の生活環境並びに営農環境に悪影響を及ぼさないように地元住民が働きかけるとともに、当該業者も十分な配慮を行うこととします。

### （2）環境保全区域

計画策定前の環境保全区域指定区域に加えて、新たに JA 兵庫六甲神戸西営農支援センターと南側山林も環境保全区域とします。これによってブドウ団地北側で問題になっている不法投棄地をこれ以上増加させないとともに、今後資材置き場や土採り場、工場といった土地利用も防止し、タケノコ等が採れる里山としての恵まれた自然環境と景観の保全に努めます。

### （3）集落居住区域

掘割沿いと自治会館周辺の住宅が集まっている部分を中心に集落居住区域とします。また、集落中心部に接続している農業振興地域の農用地区域指定からの除外を受けた農地（いわゆる農振白地）も集落居住区域に取り込むことにより、将来の U ターン者向けの分家住宅用地を確保できるようにします。この区域では住民の生活環境の安全性や利便性、快適性の向上を図るための生活環境整備を進めるとともに、生活環境を乱す土地利用（例えば資材置き場やドライブイン等）の抑制も目指します。

	ha	%
農業保全区域	89.1	40.6
集落居住区域	14.9	6.8
環境保全区域	115.6	52.6
合計	219.6	

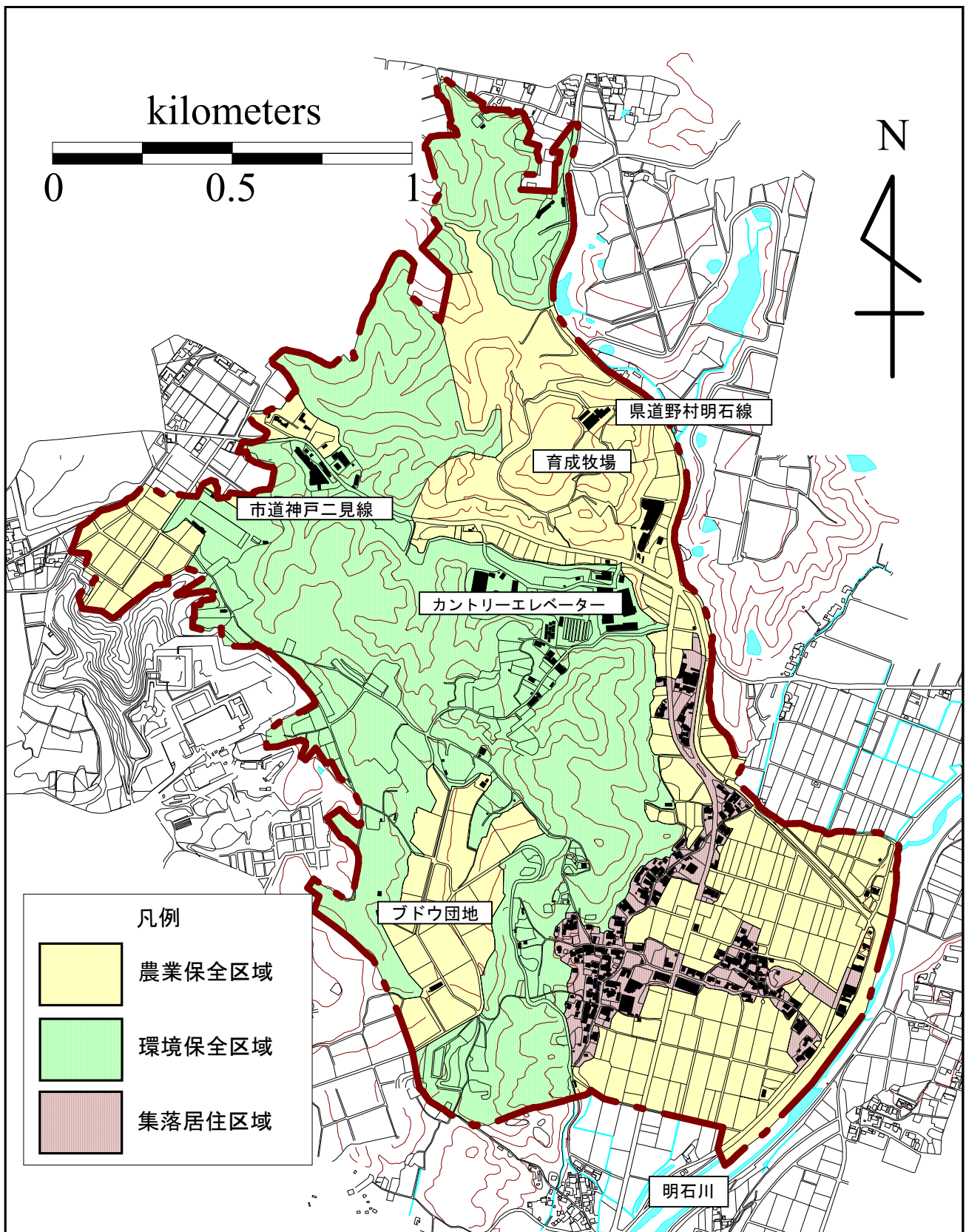


図 5-1 農村用途区分区域

### 5-3 農業振興計画

地区ではブドウ団地で栽培されている加工用ブドウを特産物とする他に、圃場整備が行われて作業効率の向上した平坦部農地で栽培されている水稲が基幹作物となっています。今後、地区での一層の農業振興を図るために、生産調整への対応も含め、栽培作物・担い手・土地利用別の農業振興計画を以下に挙げます。

#### 5-3-1 栽培作物

##### (1) 水稲

水稲栽培については、兼業農家が多いという背景もあって農家の生活の一部として作っている面があり、その分、生産コストについては意識が薄い傾向も見られます。しかし今後は、生産コストの面からも検討する必要があると、さらに品質を高めるためにどのような栽培方法が良いのかについても検討する必要があります。特に稲の作付け時期については温暖化の影響等を加味して、田植え時期を遅くすることも検討します。また鳥害を防ぐために作付品種をある程度統一することや、作業ピークを均すために早生、中生、晩生等の品種をうまく組み合わせることも検討するとともに、付加価値を高めるための減農薬栽培を推進します。

また省力化や高品質化、あるいは環境保全型農業の1手法として代かき期の肥料成分の流出負荷を抑えることができる水稲直播栽培技術にも目を向けておく必要があると同時に、コメの消費拡大を目指すために品種特性や技術に関する情報収集を常に怠らないようにします。例えば、平野印路地区の気候や土質に合った品種を「印路のコメ」として集落で奨励して栽培することや、さらに地域ブランドとして流通・販売に生かすことが必要です。

##### (2) 野菜

平野町では軟弱野菜が主要作物となっているので、今後も基幹作物としての軟弱野菜を増反します。定年帰農者が取り組む作物としても軟弱野菜はふさわしいですが、ただし近年は各地で生産農家も増加しつつあるので需給の状況には十分な注意を払う必要があります。この対策としては、後述するように農産物直売所を通じた販売方法などが考えられます。また野菜栽培は露地栽培が基本となるが、順次施設栽培に移行して出荷作物の付加価値を高める努力も必要であり、その際には常にコストと需給関係に対する意識が欠かせません。特に温室等を整備する場合には税金の問題が派生する場合もあるので、十分な配慮が必要です。

一方、以前本地区で栽培されていたが、現在は栽培されていないスイカやダイコン、イチゴといった作物についても、省力可能な栽培方法の検討や付加価値の付け方に関する情報収集を行い、今まで障害となっていた問題点が克服できるのであれば復活させて、地区の新しい特産物にできるよう努めます。また栽培技術の進歩によって連作障害を防止することもできるが、そのためにはコストがかかる場合が多いことから、農地に余裕があれば輪作体系を組むことも自然環境保全には良いと考えられます。

##### (3) 果樹

農業構造改善事業によって造成されたブドウ団地は優秀な農業経営体として成長しているので、今後も地区の特産物としての誇りを持ち、さらに糖度を高める等の品質向上に努め、消費拡大を図ります。その他、付加価値の高い果樹があれば地区で果樹栽培を目指す同志を募り、同好会として研究を進めます。導入ポイントとしては食味が良く、作型が省力的で観光農業にも対応できる点が挙げられますが、現在栽培している農作物と作業が競合しないように配慮する必要があります。

新規有望作物の一例としてイチジクが挙げられます。神戸市では古くからイチジクの栽培技術についての蓄積があり、地区でも以前行っていた農家があるだけでなく、加工用ブドウの栽培により十分な技術と経験をもつ農家が多く、定年後の帰農を見越して導入を図ることも可能です。

#### (4) その他

最近では竹炭に代表されるようなバイオマスエネルギーが見直されています。竹炭を水稻栽培に活用している農家も隣接する西戸田地区でみられるように、森林資源は多様な利用が可能であることから、里山としての管理を復活させ、タケノコやマツタケといった収益性の高い作物も収穫できるような環境へ復元します。また、付加価値を見出せるならば綿花やそば、麦を再び栽培することも検討します。

#### (5) 出荷販売について

農業経営を続けていくためには収入の安定が必須であり、農産物の流通経路が年々変化している現状を踏まえて、作るだけでなく、農家自らが出荷方法や出荷先を研究する必要があります。併せて農産物の販売強化をJAに強く要望します。

家庭菜園で栽培された農産物の換金方法についても模索し、朝市や自由市場といった直売できる場を設け、換金の喜びを営農意欲の向上に繋げます。ただし直売所の設置や維持管理については相応の資金と労働力を必要とし、現在近隣にも数ヶ所で直売所があることから、直売を希望する農家の把握から始めて、販売出来る農産物の選定、販売方法についても十分に検討を重ね、高齢者の力を生かすことが重要です。また、新たな販売方法としてインターネットを利用した通信販売を行っている方が地区内におられ、印路地区の特産物を販売したい意向を持っていることから、これによる販売方法についても積極的に検討します。

### 5-3-2 生産調整への対応

昨年度の地区での転作目標は43%です。今後もこの程度であれば水田農業経営確立対策「とも補償」で地区内の農家の協力を得て転作面積を消化できるとみられますが、転作割当の増加も見込まれることから、地区として転作目標面積が達成できるよう努力します。一方、コメの消費量の減少については農家自らが消費拡大を図り、親戚等を通じての消費の増加を進めることが必要です。

また新しい転作作物は積極的に検討し導入します。本地区で行われているドライフラワーのような分野は工夫次第で予想以上の付加価値が生まれ、農家のセンスと発想を最大限に発揮できます。この他枝豆も有望と言われているので地区に適した品種を選定し、出荷方法や販路について検討するとともに、地域に適した固有種の自家育種も夢のある課題です。さらに安全性から輸入農産物を不安視する傾向も強いため、自分たちが消費する作物を地区内で自給できないかについても検討します。例えば転作作物として大豆を味噌に加工することも考えられます。大豆栽培については先進地の事例も研究し、作物の特性を栽培調製に活かすことが求められます。

転作の方法として考えられる調整水田や保全管理、地力増進作物のいずれにおいても現在のような圃場を仕切って行うやり方ではなく、圃場1枚を割り当てる方が効率は良く、助成金の増加も期待できます。営農座談会で出された「農家を2つのグループに分けて2年に1度の作付けのローテーションを組む」やり方はブロックローテーション、ひいては集落営農につながる考え方でもあり、経常的な転作を行っていく上で集落営農は避けられない方法となりつつあることから、地区でもその可能性について検討を進めます。最近では農業従事者が急に病気で倒れ、耕作できない事態もあることから、農地の流動化を図り

農家が安心して預けられる組織を地区で作ることが必要です。それには農業機械の共同利用も重要で、オペレーター制度を導入し、機械の修理は自前で行うなどのコストダウンを図り、作業の安全性と現有機械の長期利用を目指します。田植機やコンバインなど現在は各自で農業機械を保有する傾向が強いですが、更新時期を合わせながら共同化を進める他、所有率が低いコメの調整機械の共同化を検討し、それだけでなく JA による機械の貸出や農業廃棄物の処理施設整備も要望します。ただし、水稻栽培においては個々の栽培管理は各農家の責任とする方が個人の努力が反映され、品質向上に役立つ点で望ましいと考えられます。

### 5-3-3 担い手について

本地区では加工用ブドウを基幹作物とする専業農家がいることから、これらの農家が地区農業の中核として農業経営を担っていくこととします。その一方で、将来予想される担い手の高齢化に備えた集落営農のための組織作りも検討します。また、現在は専業農家を中心に3割の農家で後継者が確保されていますが、将来に向けて若者や子どもたちが農業を後継できる環境を整えるとともに、集落営農を目指し今から若者を巻き込んだ活動のできる受け皿づくりを進めます。具体的には地区の若者に農業指導を行うことや、小中学生に農業体験をさせることが考えられ、若者自身に農業について考える機会を与えることが必要といえます。

### 5-3-4 農地の保全

#### (1) 農地の利用集積について

現在、農地の維持管理を負担に感じている農家があるものの、集落営農のような地区全体で農地を保全するシステムがないため、当面は意欲のある農家への流動化により農地保全を図る必要があります。しかし、農業収益が思わしくない現状では受け手が少ないため、農地の利用集積を推進しやすい小作料金を地区で設定することも考えられます。また、農地の流動化は地区内で行えることが望ましいことから、本地区でも農地保全に関する協定、あるいは申し合わせを検討する必要があります。

さらには先述したように地区の農地を保全するための集落営農へ向けた検討を進めます。特に地区では小規模経営の兼業農家も多いことから、こうした農家も先祖からの農地をいかに守るかを課題に、当面は農業の収益性だけでなく多面的な機能にも目を向けて、将来的には集落営農で地区の担い手組織がフォローできる体制をめざします。

#### (2) 生産基盤について

地区内農地の基盤整備は一通り行われたところであり、今後もその利点を最大に生かし、省力的で収益性の高い農業を展開するとともに、農業の生産だけでなく地域の環境保全のためにも活かせるよう維持管理に努めます。また、農業用水については効率的な利用を心掛け、新池や大池といったため池を中心に用水の汚濁に対しても適切な対策を迅速に行ってもらえるよう、行政との連絡を活発にします。さらに現在土地改良区が維持管理を行っているパイプラインや農道、排水路についても広く地区住民全員が受益者であることも考慮に入れて、維持管理システムの確立を検討します。

## 5-4 道路・交通整備計画

### 5-4-1 危険箇所の改善

本地区には県道野村明石線，市道中村西戸田線，市道神戸二見線という3本の幹線道路が走っており，このうち県道野村明石線と市道神戸二見線に関して交通量の多さによる危険性を指摘する声が多いです。この他に，小中学校への通学路に関する指摘と掘割周辺と自治会館周辺の住宅密集部分での道路幅員の拡充を求める声も多く聞かれました。こうした危険箇所は住民の生活環境を良好に保つ上で速やかに改善を図るべき点であることから，以下それぞれの道路について具体的な対策を図5-2に示しその詳細を挙げます。

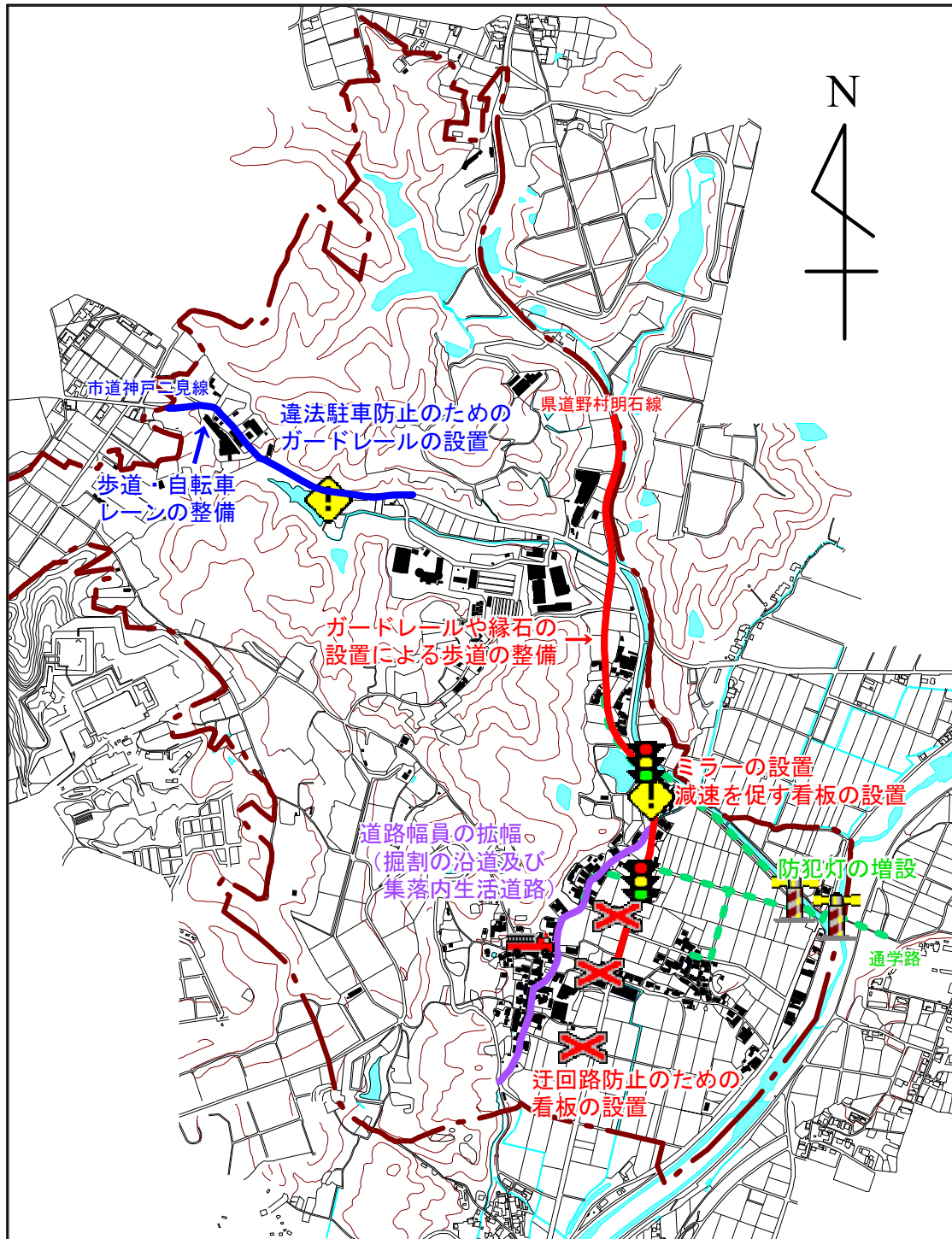


図 5-2 道路・交通整備計画



#### (1) 県道野村明石線

県道野村明石線は交通量が多いにもかかわらず歩道や信号・ミラーの設置が不十分な所が何箇所も見られます。特に多くの指摘が集まった皿池付近のカーブでは、ミラーを設置することによって歩行者が接近する車両の有無を確認できるようにします。また、この辺りは市道神戸二見線と交差する信号を越えたところでもあり、超過速度で走ってくる車両が多く、歩行者に常に緊張を与えているため、啓発看板等を設置することによりドライバーに減速を促すこととします。

また、歩道の整備が不十分な箇所については、ガードレールの設置や縁石等により歩行者を保護できるようにします。この道路では通学路として小学生が横断しなければならない横断歩道が2箇所あるが、安全を確保するために押しボタン式、あるいは感知式の信号を設置します。この2箇所に信号を設置することで、地区の住民が車で外出する際に、集落内道路から県道へ進入しやすくなる効果も期待できます。

#### (2) 市道神戸二見線

市道神戸二見線は長く緩やかな坂道が続き、岩岡町方面からの中高生が自転車での通学路として利用しているにもかかわらず、歩道が整備されておらずエルダーハウス付近では見通しも悪いため、交通事故が起きる危険性が高いといえます。したがって、歩道あるいは自転車専用道路を整備してこの危険を回避することが必要です。また、新池への釣り客の一時駐車が車両のスムーズな通行を妨げていると指摘されている区間では、これを防止するためにガードレールを設置することによって歩道あるいは自転車専用道路と車道を仕切ることも考えられます。

#### (3) 集落内生活道路

集落内生活道路は幅員が狭いため、緊急時に消防車や救急車といった車両が進入できない箇所があります。また掘割では地区外からの来訪者の車両が転落する事故も指摘されました。よって、ともに緊急車両が通行できる程度に拡幅が必要です。ただし、集落内は住居が密集しており、新たに拡幅用の敷地を捻出することは困難とも考えられます。したがって各敷地の所有者が協力可能と判断した部分から順に拡幅を行うことが望ましいです。

一方掘割沿いに関しては、掘割が本地区の史跡として保全することが望ましいため、掘割がない東側を必要に応じて拡幅します。しかし、拡幅に伴って車両の通行条件が良くなったことにより、県道野村明石線の渋滞時の迂回路として他地区からの車両が通過しないように、県道との交差点では看板等を出して注意を呼びかける必要があります。

#### (4) 防犯灯

小学生の通学路の一部として利用されている平野町歩道橋付近では、人通りや車の往来が少ないことから痴漢等の犯罪が起きています。現在、防犯灯は設置されていますが夜間には十分とは言えない所が多いため、さらに増設する必要があります。また、防犯灯の設置だけでは不十分なので駐在所にパトロールの強化を依頼したり、住民同士で見回りを行うなどして犯罪防止に努めます。

### 5-4-2 公共交通の利便性向上

地区住民が利用できる公共交通として路線バスが挙げられます。現在地区には3箇所のバス停が設けられ、JR明石駅および地下鉄西神中央駅方面へ合計3つのルートが運行しています。しかしいずれも1日に10本程度と少なく、利用者の中心と想定される未成年者や高齢者にとって十分とは言えません。西区の区別計画でもバス路線網の充実が掲げられていることから、通学時間を中心に運行本数の増便を求めてゆきます。

## 5-5 自然豊かな風薫る里をめざして

### 5-5-1 自然環境の活用

本地区には掘割や岩山といった史跡に恵まれているほか、見事な眺望が広がり夜景も楽しめるブドウ団地やその周囲に広がる山林といった豊かな自然環境もあります。その一方、ブドウ団地北側をはじめとする山間部で多発する不法投棄の解決は今回の里づくり計画において最も重要な課題です。

現在の不法投棄に対して神戸市では平成14年から関係部局（環境局・建設局・まちづくり推進課・西農政事務所）が集まり、本地区を含む6つのモデル地区を対象に有効な対策を検討し始めています。このような行政のバックアップを受けながら投棄物を処理するとともに、再び不法投棄が行われない手を打つことが重要です。ここでは不法投棄の温床となっているブドウ団地北側の畑地部分が投棄物撤去後、再び不法投棄の場所として狙われないような利用方法を提案するとともに、地区の資源である皿池、掘割、ブドウ団地等を取り込んだ活性化のためのアイデアを提案します。

#### (1) 山間部の畑地利用計画—その1

不法投棄されやすい第一の原因は、やはり山間部の畑地が農地として耕作されていないためです。この農地は戦後から平野部での圃場整備が終了するまでにわたり、トマトやイチゴ、スイカを作付けするなど営農の中心として集約的な利用が行われていました。栽培作物による連作障害の問題はあるものの、土壌の生産性は高いと考えられます。そこで耕作放棄されている畑地の利用権を流動化し、農地としての利用を促すことも考えられます。

具体的な利用法として例えばお茶を栽培し、神戸ブランドとして出荷します。日本茶そのものは全国的に生産過剰気味であるので、甜茶やイチョウ茶、ドクダミといった薬効が高く、他ではあまりみられない種類を栽培します。このためにまず一帯を茶畑として造成するとともに用排水路等を整備し、さらに部会を作って担い手を募ります(写真5-1・写真5-2)。また、製品の生産や販売に際しては(財)神戸みりのりや公社やJA兵庫六甲との提携も求め、市、公社そしてJAの3者の協力によって生産の安定化を図ります。こうした手法はもちろんお茶以外の農産物にも適応させることが重要です。



写真 5-1 茶畑造成予定地の山間部



写真 5-2 茶畑のイメージ写真

#### (2) 山間部の畑地利用計画—その2

現在耕作されていない山間部の畑地を農地として活用するもう1つの方法は、この畑地を市民農園として整備することです。市内にはすでに数多くの市民農園が設置されていることから、独自色を出すために利用者として次のようなケースが考えられます。

- ①最近、高齢者を元気づける方法として野菜や花を育てる「園芸療法」が注目されていることから、本地区にある老人福祉施設エルダーハウスのお年寄りが利用できる農園として活用します。現在は福祉施設から山間部へ直接足を運ぶことができる道路がないのでまずそれを整備するとともに、簡易の休憩所を設け福祉施設に入居しているお年寄りを訪ねてきた家族も一緒に時間を過ごせるようにします。
- ②平野小学校をはじめとする近隣の小学校を対象にした学童農園として活用します。学童農園の栽培作物として多くの事例で取り入れられているのは芋掘りやコメ作りですが、ここでは畑作物を中心とします。以前この畑地で栽培していたスイカやトマトなどは年間を通しての作業を必要としないため、住民の負担が増える恐れはない一方、小学生達には目新しいものとして興味を引きつけることができると考えられます。今年から取り入れられる総合学習の時間などを利用して地区の農家による農業講座や近代的な農業機械が浸透する以前の農機具を用いた体験農作業を実施し、小学生との交流を図ります。

### (3) 山間部の畑地利用計画—その3

不法投棄されやすい第二の原因は、現場が集落から離れ人目につきにくい場所にあるためと考えられます。そこで不法投棄現場付近の活性化を図り、人の行き交いを盛んにすることによって不法投棄が行いにくい環境に変えることをここでは提案します。まず、不法投棄をしづらい心境にさせるため図 5-3 に示す場所あたりに神社・寺・教会を誘致、あるいは地蔵を置くなどして、投棄者が罪悪感を持ちやすいような環境にします。あるいは昔使われていた農機具を集めた博物館と、実際にそれを使える圃場を整備します。

それだけでなく、本地区の魅力である掘割やブドウ畑からの眺望、歴史を感じさせるかやぶき屋根や醤油蔵、さらには上で挙げた茶畑や掘割沿いから臨める田園風景等をコースに組み入れた散策路を設定して、歩きやすいように整備します。掘割については市の「ふる里一誇事業」の一環として平野地域を対象に‘水路を活かした景観形成’が謳われているので、本事業を活用した案内板や道標の設置し、花木の植栽を行います。また畦にはレンゲ等の野花を植栽し、散策路の途中には無人野菜直売所・無料休憩所を設置して地区で採れた新鮮な農産物をアピールするとともに、観光地にはないほのぼのとした風景を作り出します。健康づくりのための気軽な取り組みとしてウォーキングが流行していることも考慮に入れて、散策路利用者として想定するのは主に地区住民ですが、他地区の人にも開放し、平野地域の住民がやすらげるものとしします。もちろん散策路にはゴミ箱やトイレも適宜設置し、散策客がゴミを捨てないように対策を立てます。都市部からの散策路利用者の増加によって、地区を走るバスの運行回数の増加も期待できます。

### (4) 皿池利用計画

地区の共有財産である皿池（写真 5-3）に対して多目的利用を求める声が聞かれました。本地区には子どもが利用できる印路公園があるので、皿池では若者からお年寄りまで幅広い年齢層が利用できる次のような方法を提案します。

- ① 池を現況のまま利用する場合、釣り堀として整備し、地区住民だけでなく地区外の住民も利用できるようにします。池の周囲には転落防止用の柵を設けますが、人工的な印象を



写真 5-3 皿池の現況

与えないように堤体に自生する草花をそのまま残すなどして周辺の自然景観と合った現状を活かすよう配慮します。また、各地でみられるようなブラックバス等の放流による生態系の攪乱の対策が必要です。

- ② 池の一部を埋め立てて利用する場合には、池の北側約3分の2を残した親水空間とし、埋め立てた南側は芝生や樹木を植栽した緑地公園として整備することにより地区の住民が集まるだけでなく、釣りや野鳥観察、バーベキューといった目的で近隣の住民も利用できる場とします。ただし池に親水性を持たせるため、排水対策や池の水質保全には十分注意する必要があります。さらに、県道野村明石線沿いは垣根を設置して道路と仕切ります。この垣根には、地区の特産物であるブドウ棚を利用するのも良いでしょう。さらに駐車場も必要であることから、皿池に接する農地を転用してそのスペースを創出するほか、現在廃屋となっている子牛の育成小屋も所有者の同意が得られるならば、そこに農業機械が普及する以前に用いられていた昔の農機具を展示することによって、皿池を訪れる人が農業の歴史にも興味を持てるように活用します。

また、消防団を中心とした若者の座談会で「地区で何かできれば」との意見が出されたことから、皿池の活用方法については消防団を中心としたワークショップを行い、具体的な活用方法だけでなく活用後の維持管理まで全てを地区に委ねることも考えられます。

#### (5) ブドウ団地の多目的利用

地域資源を生かした活性化のもう1つの方法は、本地区で自慢できる場所として多数の人が挙げたブドウ団地（写真5-4）をそこからの眺望だけでなく、地区でとれる加工用ブドウから生産されたワインを目玉に野外結婚式場として貸し出すことです。最も景色のよい場所に簡易チャペルを設置し、自然の中で他にはない手作りの式ができるようにします。このように結婚という華やかな行事を地区で行うことにより、若者を地区に引きつけ高齢化にも歯止めがかけられると考えます。さらにこの事業を神戸市立農業公園と提携し、結婚式後の披露宴や宿泊には農業公園を利用できるようにして、収入が得られた場合は上述の山間部整備あるいは皿池整備といった地区の生活環境整備の資金として活用します。



写真5-4 ぶどう団地からの眺望

#### 5-5-2 暮らしやすい環境づくり

地区にはいくつかの工場や商業施設があり、そこからの騒音や臭気の改善を求める声も出されたため、例えば防音効果のある対策を立てる、あるいは脱臭装置をつけるなどの対応を求め、自然に囲まれた静かな生活環境をすべての住民が享受できるように努めます。これと同様に、営農を行う上で住民に不快感を与えがちな畦焼き、農薬散布、コメの乾燥調製施設の稼働などについてもその作業に関する協定を結ぶなど、地区の住民に十分な配慮を行い、理解を得ます。さらに山間部や明石川河川敷でみられる野焼きについても行政との連絡を密にし、担当部局が迅速な対応を行うよう要請します。

以上をまとめた計画案を図5-3に示します。

図 5-3

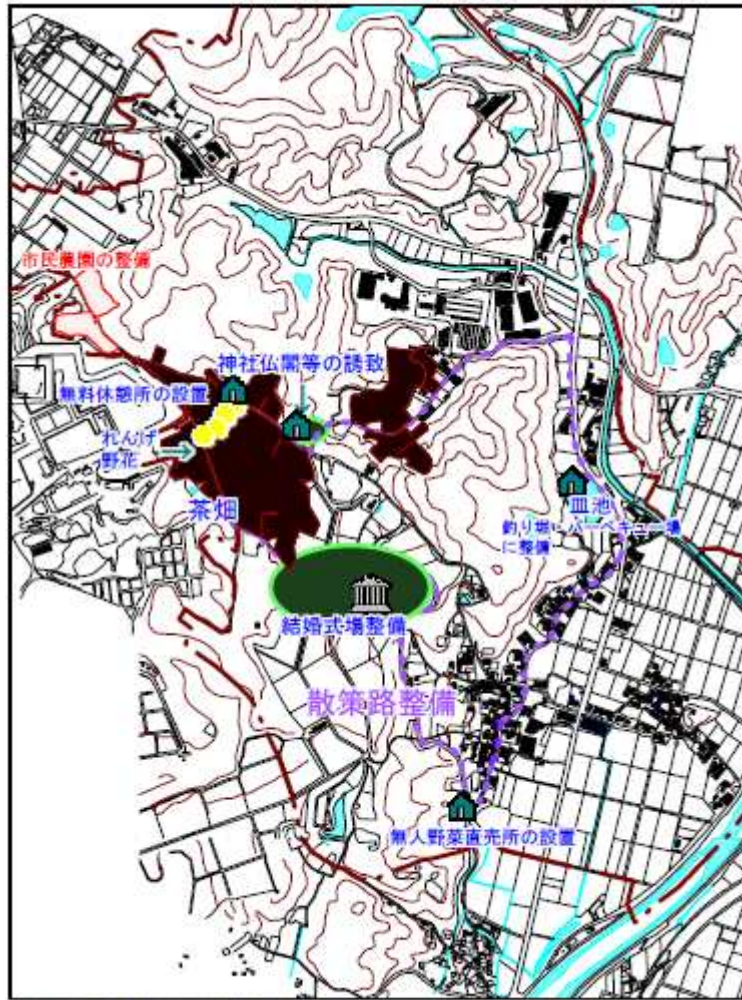


図 5-3 山間部を中心とした自然資源活用計画

## 5-6 農村定住起業計画

集落内にある地域資源を活かし、地域の活性化に資するため、下記の通り農村定住起業計画を策定する。

### 全体計画

事項	内容
<p>里づくり計画の整備方針 地域の目標 ～農村定住起業に 関する方針～</p>	<p>平成14年 里づくり計画が策定された際に行われた「農家世帯主対象アンケート」では</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農家数の緩やかな減少傾向。</li> <li>・65歳以上の農業就業人口は増加しているものの、64歳以下の農業就業人口が約半数に減少。</li> <li>・後継者が確定している農家は全体の3割にとどまっており後継者の確保困難が見られる</li> </ul> <p>以上のことから里づくり計画のキャッチフレーズである『守り伝えよう 私たちの印路』に取り組むため集落の活性化を担う「里づくりの拠点施設」を整備する。</p> <p>具体的な取り組みは下記に定め「農体験 cafe C,farm. (仮称)」をモデルとして事業の進捗に合わせ、その都度地域住民と起業者において、その成果を検証し、見直しをしながら段階的に進めていく。</p>
<p>農村定住起業による地域の活性化の目標</p>	<p>農村定住起業の取り組みでは、里づくり計画の5-3 農業振興計画にある「水稻」「野菜」「果樹」などの地場生産農業作物を活かした地域の活性化を目標とし、5-3-3「担い手について」自身が新規就農(現在ナチュラルリズムファームにて研修中)することで手本となり、将来に向けて若者や子供たちが農業を後継できる環境を整えると共に若者を巻き込んだ活動のできる受け皿づくりを進めます。</p> <p>地域と起業者が協力のもと、本計画の里づくりの拠点(農村定住起業施設)で地域の農産物を利用し、将来的には地域情報を発信する「アンテナショップ」として”地域ブランド”を高め、持続的な地域活性化を図っていく。</p>
<p>地域コミュニティへの参加及び受け入れ並びに地域資源の活用に際してのルール作り</p>	<p>将来にわたり未長く取り組みを継続するためルールを以下のとおりとし、それぞれが協力し取り組むものとする。</p> <p>[共通ルール]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カフェでは、地域農産物を過半使用できるよう積極的に起業者と生産者において、企画から食材の提供まで協力のもと行う</li> <li>・施設への来場者対策として、特に駐車場確保を適切に行い、繁忙期等においては、地区内の安全のため交通整理人の配置等を計画する。</li> <li>・騒音、治安等の悪化防止のため、営業時間、酒類等提供については十分配慮する。</li> <li>・地域奉仕として、拠点周辺の清掃等に努め、地域美化に主体的に協力する。</li> </ul>

## 個別計画

### 既存建築物の活用に関する事項

適用区域	・ 集落居住区域 (店舗)
施設用途の制限	里づくりの拠点施設(農村定住起業計画に定めるものが設置及び運営するものに限る) 地元食材を使ったカフェ・レストランなどの飲食店及び交流のために使用する多目的スペース

具体的な事業計画

①地域資源情報

項目	内容
活用する建築物の所在地	西区平野町印路 26-1
該当面積	[建築物] 360.71 m <sup>2</sup> (敷地面積) 内 114.30 m <sup>2</sup> (建物面積) 50.0 m <sup>2</sup> (駐車場面積)
土地所有者	[ ]
建物所有者	[ ]
現在の状況	空き倉庫

※移住するための住宅については、現在農村定住コーディネーターに 空き家の相談中

②地域連携情報

上記の空き倉庫を里づくりの拠点施設の一つとして再利用し、地場食材を中心とした食事を提供するカフェ、多目的に利用できるスペースとして、地域の農家と連携しワークショップや収穫体験イベント等も併せて行う。

地域活性化、景観の保全、周辺環境の美化を行い、印路地区の魅力を守り伝えていく。

③活用者情報

項目	内容
定住起業者	[ ]
活用用途の詳細	別紙参照
地域との連携状況	地域との連携状況については下記「個別ルール」によるものとする。



	<p>[個別ルール]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空き倉庫の活用</td> <td>空き倉庫は解体せずに活用すること。 大規模な建築物の改修、改変は地域住民との協議の上決定するものとする。</td> </tr> <tr> <td>近隣住民の同意</td> <td>隣接住民とは協議にて合意を取ること。 また水利組合や隣保などの関係機関とも協議し、合意すること。</td> </tr> <tr> <td>周辺環境</td> <td>治安の悪化、騒音の発生等を防止し、環境保全に留意した運営を行う。また音や熱、反射光、ゴミ、臭い等については担当責任者を配置し、対応協議に応じることのできる体制を整えること。</td> </tr> <tr> <td>食材等</td> <td>印路地区の農産物を積極的に活用し、地域資源を活かした取り組みをする。また、確保が困難な場合においては、神戸市内のものを活用すること。</td> </tr> <tr> <td>ルール</td> <td>計画段階においては、地域と協議して上記ルールを順守し、その状況が維持されるよう運営すること。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	空き倉庫の活用	空き倉庫は解体せずに活用すること。 大規模な建築物の改修、改変は地域住民との協議の上決定するものとする。	近隣住民の同意	隣接住民とは協議にて合意を取ること。 また水利組合や隣保などの関係機関とも協議し、合意すること。	周辺環境	治安の悪化、騒音の発生等を防止し、環境保全に留意した運営を行う。また音や熱、反射光、ゴミ、臭い等については担当責任者を配置し、対応協議に応じることのできる体制を整えること。	食材等	印路地区の農産物を積極的に活用し、地域資源を活かした取り組みをする。また、確保が困難な場合においては、神戸市内のものを活用すること。	ルール	計画段階においては、地域と協議して上記ルールを順守し、その状況が維持されるよう運営すること。
項目	内容												
空き倉庫の活用	空き倉庫は解体せずに活用すること。 大規模な建築物の改修、改変は地域住民との協議の上決定するものとする。												
近隣住民の同意	隣接住民とは協議にて合意を取ること。 また水利組合や隣保などの関係機関とも協議し、合意すること。												
周辺環境	治安の悪化、騒音の発生等を防止し、環境保全に留意した運営を行う。また音や熱、反射光、ゴミ、臭い等については担当責任者を配置し、対応協議に応じることのできる体制を整えること。												
食材等	印路地区の農産物を積極的に活用し、地域資源を活かした取り組みをする。また、確保が困難な場合においては、神戸市内のものを活用すること。												
ルール	計画段階においては、地域と協議して上記ルールを順守し、その状況が維持されるよう運営すること。												
施設周辺における交通機能の確保、駐車場、駐輪場の整備	自家用車での来客の駐車スペースは施設内に4台、駐輪場として自転車10台バイク4台を確保することとし、今後の来客数によっては駐車場の拡大を計画する。												
周辺の農村環境や景観等への配慮	既存の空き倉庫を活用し、地域の景観に調和した建物意匠とする。 自然豊かな景観を来訪客に感じてもらうため、農村環境との共生を目指す。 また、農村環境の維持のために、清掃作業を地域とともに積極的に取り組む。												
その他必要な事項	農村定住起業は自らの事業の他、印路地区の農業就業者減少を抑制させるため自身が新規就農者となって、農村部での暮らしや農業の素晴らしさをPRし農業への関心を持った人々が集えるような拠点作りに努める。 さらに必要に応じて多目的利用できるスペースとして開放し、地域活性化へも努める。												

農村定住起業計画位置図

付近見取図



図 3-1 農村定住区域区分図



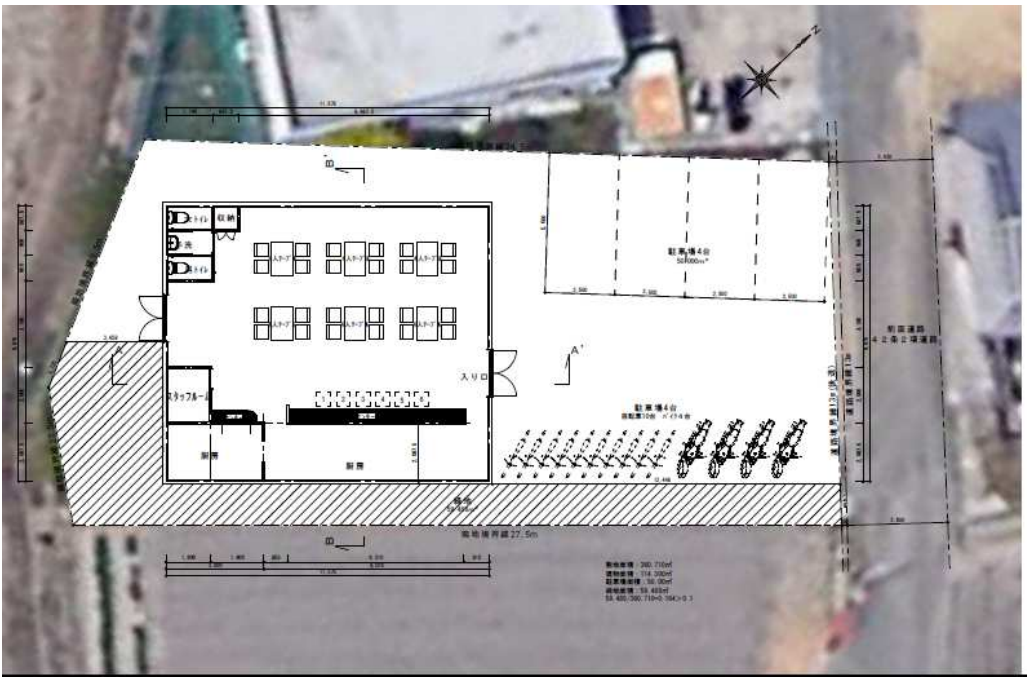
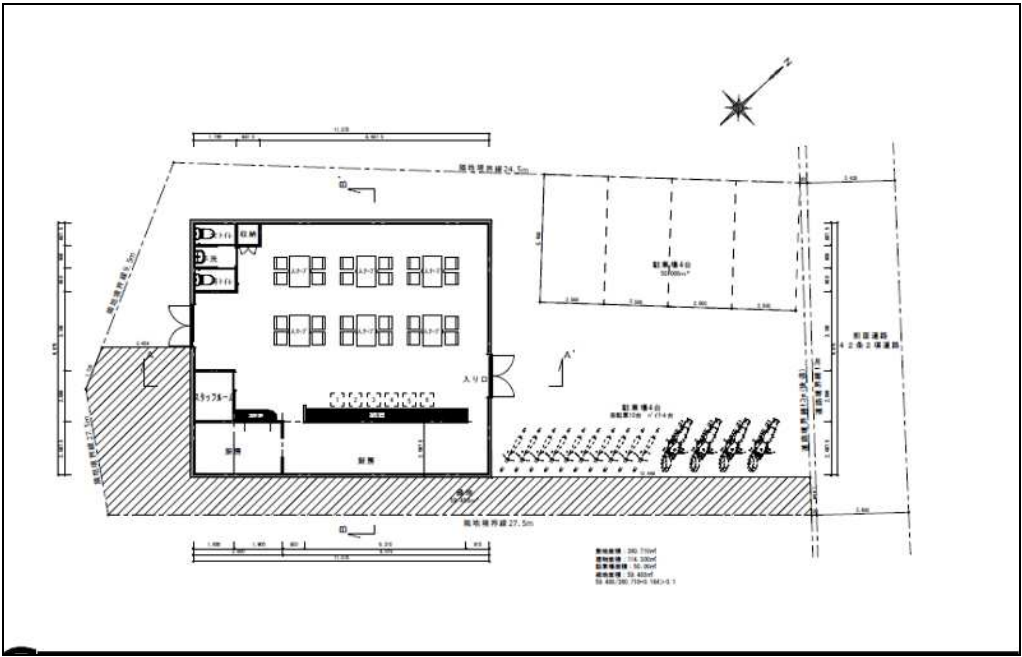
店舗計画地

敷地面積：360.710㎡  
 建物面積：114.300㎡  
 駐車場面積：59.00㎡  
 緑地面積：59.480㎡  
 59.480/360.710=0.164>0.1

番号	氏名	業種	所在地	コミュニティール
①		レストラン カフェ	兵庫県神戸市西区 平野町印路26-1	空き倉庫の活用 近隣住民の同意 周辺環境 食材等



一級建築士事務所登録01A01466号  
 一級建築士大臣登録第345331号 高橋浩



## 参考資料

### 平野印路里づくり協議会活動実績

会議名等	年 月 日	地元参集範囲	内 容
平野町印路里づくり協議会 役員会	平成 13 年 6 月 7 日	役員	里づくり計画策定のための下見調査
平野印路里づくり協議会	平成 13 年 7 月 7 日	全戸	里づくり計画策定について
アンケート調査	平成 13 年 7 月 10 日	全戸	アンケートの実施
老人会座談会	平成 13 年 8 月 3 日	老人会	地区点検
消防団座談会	平成 13 年 8 月 3 日	消防団員	地区点検
子供会座談会	平成 13 年 8 月 4 日	子供会	地区点検
女性会座談会	平成 13 年 8 月 4 日	女性会役員	地区点検
平野印路里づくり協議会	平成 13 年 8 月 4 日	委員	地区点検
平野印路里づくり協議会	平成 13 年 10 月 26 日	委員	アンケート調査結果の報告
営農座談会	平成 13 年 11 月 21 日	農会	地区内営農
平野印路里づくり協議会	平成 14 年 3 月 1 日	委員	土地利用計画等
平野印路里づくり協議会	平成 14 年 4 月 12 日	委員	里づくり計画案について

## 平野印路 里づくり協議会規約

(設置及び目的)

第1条 平野町印路地区の農業地域の各種の資源を活かして、緑豊かで活力ある里づくりに資するため、そこで生活する住民及び土地所有者主体の参加により、「平野印路里づくり協議会」(以下「協議会」という。)を設ける。

(協議会の活動区域)

第2条 協議会の活動区域は、神戸市西区平野町印路の区域とする。

(協議会の構成員)

第3条 協議会は、活動区域内の住民及び土地所有者等を構成員とする。

(事業)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 里づくり計画の作成に関すること。
- (2) 里づくり事業の調査・研究と集落の土地利用に関すること。
- (3) その他目的達成に必要なこと。

(委員会)

第5条 協議会に、委員会を設置する。

- 1 委員会は、協議会の基本的事項を決定する。
- 2 委員会は、会長が必要の都度招集し、会長がその議長となる。

(委員)

第6条 この委員会は、次に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 自治会長
- (2) 農会長
- (3) その他目的達成に必要な者

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- |     |    |
|-----|----|
| 会長  | 1名 |
| 副会長 | 1名 |
| 会計  | 1名 |

- 2 会長・副会長・会計は、委員会で選出する。

(会長・副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときはその職務を代行する。

(委員の職務)

第9条 委員は、協議会の運営に携わるとともに地域内の里づくり事業に関する連絡調整に関し、意見を述べることができる。

(役員及び委員の任期)

第10条 役員及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- ただし、任期途中で就任するときは、前任者の残任期間とする。

(総会)

第11条 総会は、協議会員全員をもって構成し、協議会の重要事項を協議決定する。

- 2 総会は、会長が必要の都度招集し、会長が議長となる。

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長、会計、幹事をもって組織し、協議会の運営の基本的項について企画立案する。

(小委員会)

第13条 協議会に、個別の事項について検討するため、必要に応じて小委員会を設けることができる。

- 2 小委員会に関することは、委員会で協議決定する。

(地域協議会等との連携)

第14条 この協議会は、平野里づくり地域協議会と連携及び協力のもとに進める。

- 2 この協議会は、神戸市産業振興局西農政事務所及び西区役所と連携して進める。

(処 務)

第 15 条 この協議会の事務は、印路自治会で処理する。

(雑 則)

第 16 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会に諮って会長が定める。

(附 則)

- 1 この規約は、平成 13 年 1 月 16 日から施行する。
- 2 設立当初の役員及び委員の任期は、第 10 条の規定にかかわらず、平成 14 年 1 月 15 日までとする。

### 平野印路 里づくり協議会役員名簿

平成 14 年 3 月現在

役 職	氏 名	摘 要
会 長		自治会長
副会長		自治会副会長
会 計		自治会会計
幹 事		印路土地改良区関係
〃		〃
〃		農会長
〃		副農会長
〃		自治会推薦
〃		女性代表
〃		〃
〃		〃
〃		消防団代表
〃		担い手代表
〃		非農家代表
〃		非農家代表

### 計画策定アドバイザー

役 職	氏 名
京都大学大学院 農学研究科 助手	
京都大学大学院 農学研究科	